

平成 21 年度申請用

点検・評価報告書



聖カタリナ大学

点検・評価報告書 目次

はじめに

序章	1
本章	3
1 理念・目的	
1 理念・目的等	
現状説明	
1-1 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	3
1-2 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性	5
点検・評価	6
改善方策	6
2 教育研究組織	
1 教育研究組織	
現状説明	
2-1 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連	7
点検・評価	8
改善方策	8
3 教育内容・方法	
1 学士課程の教育内容・方法	
1) 教育課程等	
現状説明	
(1) 学部・学科等の教育課程	
3-1 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）	9
3-2 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ	14
3-3 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性	15
3-4 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性	15
3-5 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性	16
3-6 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性	16
3-7 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況	20
3-8 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性	21
点検・評価	21
改善方策	22

現状説明

(2) カリキュラムにおける高・大の接続

3-9 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況 ····· 22

(3) カリキュラムと国家試験

3-10 国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性 ····· 25

(4) 授業形態と単位の関係

3-11 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性 ····· 25

(5) 単位互換、単位認定等

3-12 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条） ····· 26

(6) 開設授業科目における専・兼比率等

3-13 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合 ····· 27

3-14 兼任教員等の教育課程への関与の状況 ····· 27

点検・評価 ····· 28

改善方策 ····· 29

2) 教育方法等

現状説明

(1) 教育効果の測定

3-15 教育上の効果を測定するための方法の有効性 ····· 29

3-16 卒業生の進路状況 ····· 29

(2) 成績評価法

3-17 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性 ····· 30

3-18 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性 ····· 31

3-19 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性 ····· 31

(3) 履修指導

3-20 学生に対する履修指導の適切性 ····· 32

3-21 留年者に対する教育上の措置の適切性 ····· 32

点検・評価 ····· 33

改善方策 ····· 34

現状説明

(4) 教育改善への組織的な取り組み

3-22 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み (ファカルティ・ディベロップメント (FD)) およびその有効性 ······	35
3-23 シラバスの作成と活用状況 ······	35
3-24 学生による授業評価の活用状況 ······	35

(5) 授業形態と授業方法の関係

3-25 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性 ······	37
3-26 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性 ······	37
点検・評価 ······	37
改善方策 ······	38

3) 国内外との教育研究交流

現状説明

(1) 国内外との教育研究交流

3-27 國際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性 ······	39
3-28 國際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性 ······	40
点検・評価 ······	40
改善方策 ······	41

4 学生の受け入れ

1) 学部等における学生の受け入れ

現状説明

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

4-1 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性 ······	43
---	----

(2) 入学者受け入れ方針等

4-2 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係 ······	46
4-3 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係 ······	46

(3) 入学者選抜の仕組み

4-4 入学者選抜試験実施体制の適切性 ······	47
4-5 入学者選抜基準の透明性 ······	47
4-6 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況 ······	47

(4) 入学者選抜方法の検証

4-7 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況 ······	48
---------------------------------	----

(5) A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）

4-8 A0入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性 ······	48
--	----

(6) 科目等履修生・聴講生等	
4-9 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性	49
(7) 定員管理	
4-10 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性	49
4-11 著しい欠員ないし定員超過が恒常に生じている学部における対応策とその有効性	50
(8) 編入学者、退学者	
4-12 退学者の状況と退学理由の把握状況	51
点検・評価	52
改善方策	54

5 学生生活

現状説明

(1) 学生への経済的支援

5-1 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性	55
-------------------------------------	----

(2) 生活相談等

5-2 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性	59
5-3 ハラスメント防止のための措置の適切性	61
5-4 生活相談担当部署の活動の有効性	62
5-5 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況	62
点検・評価	62
改善方策	64

現状説明

(3) 就職指導

5-6 学生の進路選択に関わる指導の適切性	64
5-7 就職担当部署の活動の有効性	65
5-8 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	66
点検・評価	67
改善方策	67

現状説明

(4) 課外活動

5-9 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性	68
5-10 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	69
5-11 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	71
点検・評価	71
改善方策	72

6 研究環境

現状説明

(1) 研究活動

6-1 論文等研究成果の発表状況	75
------------------	----

(2) 教育研究組織単位間の研究上の連携

6-2 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係	76
-------------------------------------	----

(3) 経常的な研究条件の整備

6-3 個人研究費、研究旅費の額の適切性	76
----------------------	----

6-4 教員個室等の教員研究室の整備状況	77
----------------------	----

6-5 教員の研究時間を確保させる方途の適切性	77
-------------------------	----

6-6 研究活動に必要な研修機会確保の方途の適切性	78
---------------------------	----

6-7 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性	78
---------------------------	----

(4) 競争的な研究環境創出のための措置

6-8 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択状況	78
--	----

点検・評価	79
-------	----

改善方策	80
------	----

7 社会貢献

(1) 社会への貢献

現状説明

7-1 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度	81
-------------------------------	----

7-2 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況	82
---------------------------	----

7-3 教育研究の成果の社会への還元状況	83
----------------------	----

7-4 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況	83
--------------------------	----

7-5 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性	84
---------------------------------------	----

点検・評価	85
-------	----

改善方策	86
------	----

8 教員組織

1) 学部等の教員組織

現状説明

(1) 教員組織

8-1 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該 学部の教員組織の適切性	87
8-2 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら 自大学における教育研究に従事しているか）	88
8-3 主要な授業科目への専任教員の配置状況	89
8-4 教員組織の年齢構成の適切性	90
8-5 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性	91

(2) 教育研究支援職員

8-6 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の 整備状況と人員配置の適切性	91
8-7 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性	92

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

8-8 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性	92
--------------------------------------	----

(4) 教育研究活動の評価

8-9 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性	93
8-10 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性	93

(5) 大学と併設短期大学（部）との関係

8-11 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性	93
点検・評価	94
改善方策	95

9 事務組織

現状説明

(1) 事務組織の構成

9-1 事務組織の構成と人員配置	97
------------------	----

(2) 事務組織と教学組織との関係

9-2 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況	99
9-3 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的・一体性を確保させる方途の適切性	99

(3) 事務組織の役割

9-4 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性	100
9-5 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性	100
9-6 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況	100
9-7 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況	100

(4) スタッフ・ディベロップメント (SD)

9-8 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性	101
点検・評価	103
改善方策	104

10 施設・設備

現状説明

(1) 施設・設備等の整備

10-1 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性	107
--	-----

10-2 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況	109
----------------------------	-----

(2) キャンパス・アメニティ等

10-3 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況	110
-----------------------------------	-----

10-4 「学生のための生活の場」の整備状況	110
------------------------	-----

10-5 大学周辺の「環境」への配慮の状況	111
-----------------------	-----

(3) 利用上の配慮

10-6 施設・設備面における障がい者への配慮の状況	111
----------------------------	-----

(4) 組織・管理体制

10-7 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況	112
---------------------------------	-----

10-8 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況	112
------------------------------------	-----

点検・評価	113
-------	-----

改善方策	114
------	-----

11 図書・電子媒体等

現状説明

(1) 図書、図書館の整備

11-1 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性	115
---	-----

11-2 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性	116
---	-----

(2) 情報インフラ

11-3 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況	117
---	-----

11-4 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性	118
---------------------------	-----

11-5 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況	118
--	-----

点検・評価	119
-------	-----

改善方策	119
------	-----

12 管理運営

現状説明

(1) 教授会、研究科委員会

12-1 学部教授会の役割とその活動の適切性 ······ ······ ······ ······ ······ 121

12-2 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性 ······ ······ 123

(2) 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

12-3 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性 ······ ······ ······ 124

12-4 学長権限の内容とその行使の適切性 ······ ······ ······ ······ 124

12-5 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性 ······ ······ ······ 124

12-6 学長補佐体制の構成と活動の適切性 ······ ······ ······ ······ 125

(3) 意思決定

12-7 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性 ······ ······ 125

(4) 教学組織と学校法人理事会との関係

12-8 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性 ······ 126

(5) 法令遵守等

12-9 関連法令等および学内規定の遵守 ······ ······ ······ ······ 126

12-10 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況 ······ 126

点検・評価 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 127

改善方策 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 128

13 財務

現状説明

(1) 中・長期的な財務計画

13-1 中・長期的な財務計画の策定およびその内容 ······ ······ ······ 129

(2) 教育研究と財政

13-2 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況 ······ 130

(3) 外部資金等

13-3 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況 ······ ······ ······ ······ ······ 130

(4) 予算編成と執行

13-4 予算編成の適切性と執行ルールの明確性 ······ ······ ······ 130

(5) 財務監査

13-5 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携 ······ ······ ······ 131

(6) 私立大学財政の財務比率

13-6 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性 ······ 133

点検・評価 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 140

改善方策 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 142

14 点検・評価

現状説明	
(1) 自己点検・評価	
14-1 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性	143
14-2 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	144
(2) 自己点検・評価に対する学外者による検査	
14-3 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	144
(3) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	
14-4 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応	144
点検・評価	144
改善方策	145

15 情報公開・説明責任

現状説明	
(1) 財政公開	
15-1 財政公開の状況とその内容・方法の適切性	147
(2) 情報公開請求への対応	
15-2 情報公開請求への対応状況とその適切性	148
(3) 点検・評価結果の発信	
15-3 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性	148
15-4 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	149
点検・評価	149
改善方策	150

終章	151
----	-----

序 章

本学は、1991(平成3)年2月8日付けの大学審議会答申「大学教育の改善について」を受け、翌1992(平成4)年に「聖カタリナ女子大学・同短期大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、教学改革及び自己点検・評価についての作業を開始した。そして、1995(平成7)年度からは、年度毎に「自己点検・評価委員会」を組織し、自己点検・評価を継続的に行ってきた。本学では、この自己点検・評価の作業を通じて、女子大学から男女共学化、教育課程の改定、講義内容の整備充実、学生による授業評価の実施をはじめとして、国際交流、地域連携、インターンシップ、学長と学生の懇談会、教育懇談会、公開講座など、さまざまな取り組みを続けてきた。

1995(平成7)年度に組織した自己点検・評価委員会は、1997(平成9)年度までに134項目の点検・評価を行った。1995(平成7)年度は、25項目を大学、短期大学、事務局、それぞれに組織された小委員会によって点検・評価し、「平成7年度聖カタリナ女子大学・短期大学自己点検・評価報告書」としてまとめた。1996(平成8)年度には、同様に46項目を点検・評価し、「平成8年度聖カタリナ女子大学・短期大学自己点検・評価報告書」としてまとめた。さらに1997(平成9)年度も同様に、前年度までにすでに点検・評価した2項目を含めて、残された65項目について点検・評価し、「平成9年度聖カタリナ女子大学・短期大学自己点検・評価報告書」としてまとめた。

以上、1995(平成7)年から3回に分けて作成された「聖カタリナ女子大学・短期大学自己点検・評価報告書」によって本学が積極的かつ計画的に改善すべき課題が看取され、一定の成果を上げた。しかし、この3年に及ぶ各報告書は諸般の事情で公刊されず内部資料にとどまった。

その後2001(平成13)年には、新たに「聖カタリナ女子大学・短期大学自己点検・評価委員会」が組織され、自己点検・評価報告書を年度末までに作成・公刊することが目指された。執筆にあたっては全学挙げての協力体制のもと、財団法人大学基準協会の「大学の自己点検・評価の手引き」を参照しつつ、「建学の精神と教育理念」の項目から「自己評価体制」の項目までの全59項目(大項目10)に、「専任教員の教育・研究業績」の項目を加えて報告書を作成した。その成果が「現状と課題 自己点検・評価報告書(2001)」で、この報告書が学外に向けての最初の刊行物となった。

そして2006(平成18)年度には、それまでの短期大学との合同自己点検・評価委員会を改め、大学単独の委員会を組織し、財団法人大学基準協会の点検・評価項目の書式「現状の説明」「点検・評価」「改善の方策」の範例にならい、2004(平成16)年度と2005(平成17年)年度を対象として10章45項目の点検・評価を実施した。財団法人大学基準協会のこの書式を採用したことにより、本学の抱える課題と改善点がより明確になった。特に2004(平成16)年度は、本学が教育研究水準の質的向上を図り社会的使命を達成するために、女子

大学から男女共学化、また、それに伴う教育課程の改定を行い、大学改革を推進した年度であった。その成果が「平成 18 年度 自己点検・評価報告書 改革の成果」である。この報告書によって、教育研究の質的向上はもとより社会情勢の変化にも対応すべく自主努力と改善に向けた適切なシステムの整備と構築の必要性が改めて認識されることになった。

上に述べた過去 5 回の自己点検・自己評価を通して、本学では大学の改善に向けて多くの作業が進行中である。しかし、大学は高等教育機関として、絶えずその改革と改善を行わねばならない社会的責務を担っている。そして、その責務を果たすために、また学生への教育の質的保証のためにも不断のチェック体制を整備しておかなければならない。開学 20 周年を迎えた本学は、今回が 6 回目となった本報告書によって、その到達目標に対して達成されているものはさらに発展させ、改善点や問題点は自ら補い、その検証を恒常に実施するよう取り組んでいく所存である。

第1章 理念·目的

1 理念・目的等

[現状説明]

1 - 1 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

聖カタリナ大学は1988(昭和63)年に聖ドミニコ宣教修道女会によって設立された。聖ドミニコ宣教修道女会は、13世紀に創立された聖ドミニコ修道会に属している。

本学の建学の精神は「愛と真理」であり、これは聖ドミニコ修道会の精神に基づいている。また、本学は聖ドミニコ修道会の精神だけではなく、キリスト教のヒューマニズムに基づいて、全人を形成することを目指している。全人の形成とは、すなわち人間の物質的な面だけではなく、精神的な面も育成することを意味する。それは人間が自然と社会の環境の中で調和を保ち、神が人間の起源と目的であることを意識し、世界の平和と人類の共通善を促進する自由な人間の教育を目的とするものである。以下、本学の建学の精神、教育理念、目的等について示す。

1) 建学の精神

本学は、聖ドミニコ宣教修道女会の設立によるもので、その法的設置者は学校法人聖カタリナ学園である。その建学の精神は、「愛と真理」である。その内容は次の点にある。

1. 本学は、キリスト教的世界観と教育理念に基づいて、世界の平和と人類の共通善を促進する人間の教育を目的とする。
 2. 本学は、創立者聖ドミニコの強調した「真理の探究」を通して、普遍的な価値観と高い徳性を有する人間を育成する。
 3. 本学は、保護者シエナの聖カタリナの精神と学識にならい、神の愛と人への奉仕に生涯を捧げる人間を育成する。

2) 教育理念

1. この理念の基礎はキリスト教的人間観である。その要点は次の点にある。

(1) すべての人間は神の似姿として神の愛によって造られた。人間は神の前ではあらゆる意味で平等であり、同一の権利を有している。

(2) 人間は根本的に社会的な存在であり、共同体の中に生き、相互扶助によって社会は成り立っている。自分のうちに神の似姿を発見することによって、人を愛する

のである。

(3) 人間が他の生き物に卓越するのは、精神を有することにある。人間は自らの行為の主人であり、知性と意志によって文化を創造する自由な存在者である。

(4) この世に生きる人間は、目的地である神へと戻ってゆく旅人である。人間を神への道に導くことがキリスト教的教育の最重要的使命である。

2. キリスト教的人間観に立脚して、本学は「誠実」「高邁」「奉仕」を学訓として、教育の重点をこれに指し向ける。

(1) 「誠実」とは、社会成立の基礎として各個人が真実に従って生き、相互に信頼し合うことである。

(2) 「高邁」とは、人間の尊厳を擁護するため、個人と社会を取り巻く諸困難に立ち向かって、心身共にたくましく生きる精神を持つことである。

(3) 「奉仕」とは、民族、地域、社会、文化の差異を越えて、世界の平和と発展のために、全ての人間に対して尽力することである。

(なお、(2)については2009(平成21)年1月開催の理事会において、語句の一部を修正したものである。)

3) 目的及び使命(聖カタリナ大学学則第1条)

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づく人格教育を基盤として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、国家社会に有為の人物を育成し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献することを目的とする。

本学では、上に挙げた建学の精神、教育理念、目的及び使命に基づき、次に挙げる人材の養成を目指している。

4) 人間健康福祉学部の教育研究目的(聖カタリナ大学学則第2条の2)

人間健康福祉学部はウェルビーイングの理念に立脚し、人間の健康と福祉を追求する「健康福祉社会」づくりに幅広く貢献できる人材の養成を目的とする教育研究を行い、併せてその成果をもって高等教育機関として社会に貢献することを目的とする。

5) 学科・専攻の教育研究目的(聖カタリナ大学学則第3条の2)

(1) 社会福祉学科社会福祉専攻においては、社会福祉援助技術などの援助実践に関する教育研究を行うことを通して、「保健、医療、福祉等の分野で相談援助業務を担うソーシャルワーカー」の養成を目指す。

(2) 社会福祉学科介護福祉専攻においては、介護技術などの援助実践に関する教育研究を行うことを通して、「保健、医療、福祉等の分野で介護援助業務を担うケアワーカー」の養成を目指す。

- (3) 健康福祉マネジメント学科福祉マネジメント専攻においては、福祉やホスピタリティ事業組織のマネジメントに関する教育研究を行うことを通して、「福祉やヒューマンサービス等の分野でマネジメント業務を担う人材」の養成を目指す。
- (4) 健康福祉マネジメント学科健康スポーツマネジメント専攻においては、福祉や健康スポーツ事業組織のマネジメントや健康運動に関する教育研究を行うことを通して、「福祉や健康スポーツ等の分野でマネジメント業務や健康運動支援業務を担う人材」の養成を目指す。

1・2 大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

建学の精神、教育理念、教育目的・目標は、本学のすべての教育研究活動をその根底から支え導く基本的な考え方である。

まず、本学では、カトリック大学として「キリスト教学 A」及び「キリスト教学 B」計 4 単位を全学生の必修科目としている。そして、大学刊行物などを用いた周知の方法としては、「学生生活の手引き」「入学試験要項」「学報」「大学ホームページ」の配布・提供が挙げられる。毎年、年度始めに学生に配布する学生生活の手引きには、本学の建学の精神、教育理念、学則が掲載されており、学則には、その第 1 条に本学の目的と使命が定められている。また、2008(平成 20)年 4 月の人間健康福祉学部のスタートを機に学則第 2 条の 2 と第 3 条の 2 において、学部及び学科・専攻の教育目的を示している。本学への入学志願者に配布される「入学試験要項」にも 2009(平成 21)年度入試より建学の精神と教育理念を掲載し、それらへの理解を促している。また、年 2 回発行される「学報カタリナ」や本学のホームページにおいては、大学の理念・目的等について継続的な発信を行っている。

さらに、学内行事においても建学の精神等は、以下に挙げる方法で周知が図られている。まず、新入生については、入学式及びオリエンテーションにおいて、学長・理事長より建学の精神、教育理念・目的等が伝えられている。また、学内行事として実施している「学内クリスマス」では、本学の建学の精神や教育理念に基づいて行われた学生の活動に対して学長表彰という形でそれを顕彰している。そして、学生の保護者を対象とした教育懇談会や後援会役員会・総会などにおいては、学長・理事長より建学の精神や教育理念・目的等に基づいた挨拶が毎回行われている。さらに高等学校の進路担当教諭を対象とした大学内外で実施される大学説明会においても、上述した入学試験要項や大学案内などの資料を基にそれらの説明が行われている。

大学の専任教員に対しては、教授会において主に学部長から建学の精神や教育理念・目的についての理解と協力を促している。2007(平成 19)年 5 月の教授会では、建学の精神、教育理念を明確に意識した「ビジョナリーユニバーシティ」の実現に向けて、2008(平成 20)年 3 月の教授会では、建学の精神や教育理念をより浸透させるために、「UI(ユニバーシティ・アイデンティティ)」の確立に向けて、理解と協力を求めている。

[点検・評価]

本学は、キリスト教を基本理念とし、その確固たる価値観に基づいて事業を行っている。そして、キリスト教的理念に基づいた本学の建学の精神である「愛と真理(AMOR ET VERITAS)」は、人類の平和、お互いの信頼と共同生活のために、いつの時代でも、どこの国でも絶対的に必要で普遍的な価値観であると言える。次代を担う若者を育成する高等教育機関として、普遍的な価値観であるこの「愛と真理」を建学の精神としていることは、適切である。また、建学の精神を教育の場で実現するための指針である教育理念に学訓として「誠実」「高邁」「奉仕」という言葉を掲げていることは、その理念の理解の促進に役立っている。そして、人間の健康と福祉を追求する「健康福祉社会」づくりに幅広く貢献できる人材の養成を目的とする人間健康福祉学部の人材養成の姿勢は、人類の福祉と文化的発展とに貢献することを目的とする本学の使命に沿ったものであり、評価に値する。

一方、本学では、その建学の精神、教育理念・目的などの周知を図るために様々な方法をとっている。そして、本学の建学の精神や教育理念に基づいて行われた学生の活動を学長表彰という目に見える形で取り上げていることは、他の学生が建学の精神や理念を理解する上で役立っている。また、学部長から教授会において、大学の建学の精神及び教育理念のみならず、そこから大学の発展を志向した活動の呼びかけを行っていることも評価できる。これらの周知活動の実施により、学生・教職員をはじめ地域にも本学の特徴が理解されるようになっており、周知方法は有効に機能している。

[改善方策]

大学全体の教育研究姿勢が、本学の建学の精神、教育理念・目的と整合しているかということを教職員が常に検証を行い、その維持・向上に努める。また、人材の育成については、本学の建学の精神、教育理念・目的を堅持しつつ、社会のニーズを柔軟に取り入れながらそれらに対応していく。

第2章 教育研究組織

1 教育研究組織

[現状説明]

2 - 1 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

1) 教育研究組織図

本学は、下記の組織図に見られるように、人間健康福祉学部に社会福祉学科と健康福祉マネジメント学科の2学科を設置している(2008(平成20)年4月現在)。社会福祉学科には社会福祉専攻と介護福祉専攻、健康福祉マネジメント学科には福祉マネジメント専攻と健康スポーツマネジメント専攻を設置している。また、大学の附属機関として、キリスト教研究所と人間文化研究所の2研究所及び図書館を設置している。

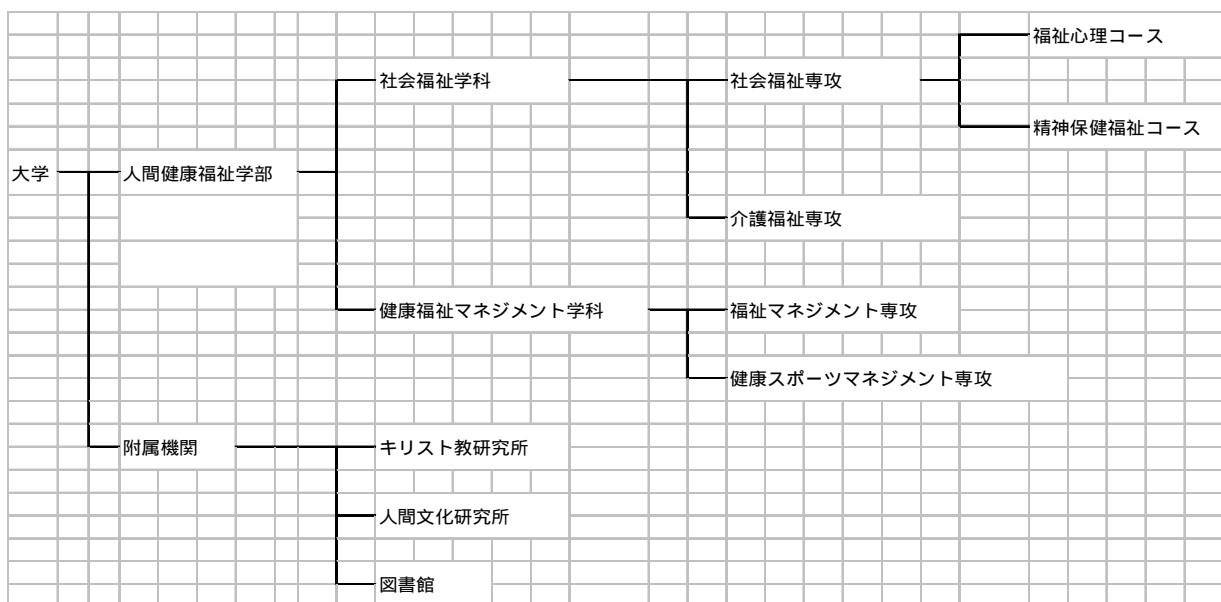


図 2-1-1 聖カタリナ大学教育研究組織図

2) 組織の沿革

- 1988(昭和63)年4月 聖カタリナ女子大学開学、社会福祉学部を設置。
- 1995(平成7)年4月 キリスト教研究所及び人間文化研究所を設置。
- 1997(平成9)年4月 聖カタリナ女子大学社会福祉学部に3年次編入学定員を設定。
- 2000(平成12)年4月 聖カタリナ女子大学社会福祉学部社会福祉学科を社会福祉専攻と介護福祉専攻に専攻分離。

- 2004(平成 16)年 4月 聖カタリナ女子大学を聖カタリナ大学に名称変更、男女共学化。
社会福祉学部に福祉経営学科を新設。
- 2008(平成 20)年 4月 聖カタリナ大学社会福祉学部を人間健康福祉学部に改組。
健康福祉マネジメント学科を新設し、福祉マネジメント専攻と
健康スポーツマネジメント専攻を設置。

[点検・評価]

人間健康福祉学部は、人類の福祉と文化の発展に貢献するという本学の目的及び使命(聖カタリナ大学学則第1条)に沿って設置されている。また、学部に設けられた社会福祉学科(社会福祉専攻・介護福祉専攻)、健康福祉マネジメント学科(福祉マネジメント専攻・健康スポーツマネジメント専攻)は、ウェルビーイングの理念に立脚し人間の健康と福祉を追求するという人間健康福祉学部の教育研究目的に基づいて設けられたもので、そこに一貫した理念と目的を有している。

また、キリスト教研究所の研究所規程では、その第2条において「本研究所は、キリスト教の思想・文化の研究とその実践とを有機的に統合することを目的とする」と定めており、この研究所はキリスト教的世界觀を建学の精神とする本学の理念と整合している。そして、人間文化研究所の研究所規程では、その第2条において「本研究所は、人間にかかるすべての現象を総合的に研究することを目的とする」と定めており、この研究所も「真理の探究」を建学の精神に掲げる本学の理念と整合していると言える。

[改善方策]

本学は、2008(平成 20)年 4月に教育組織の改組を行ったところである。このため完成年度まで継続的に学生、教職員からの意見を聴取し、今後の組織構成を検討していく予定である。この作業の中心となるのは、2008(平成 20)年 7月に大学に新たに設置された将来検討委員会である。将来検討委員会のメンバーは、学長をはじめ大学の副学長、学部長、学生部長、学科主任(2名)、短期大学部より学科長(2名)、事務部門より法人事務局長、大学事務局長、学生部事務部長、姉妹校からは聖カタリナ女子高等学校校長によって構成されている。

第3章 教育内容・方法

[到達目標]

健康福祉社会づくりに貢献する多様な福祉人材を養成するため、教育課程の再編とその課程における教育内容・方法の充実に努める。重点的な到達目標は以下のとおりである。

1. 学生たちの多様な関心と進路を想定した体系的な教育課程を編成する。
2. 大学教育への円滑な移行を支援するため入学前教育や大学導入教育の充実を図る。
3. 大学の社会的責任として学生の質を保証するため成績評価などの厳正化を進める。
4. 教育的な効果を高めるため教育指導方法の改善や授業形態の工夫に積極的に取り組む。
5. 国際交流の基盤整備と実質的な推進を図る。

1 学士課程の教育内容・方法

1) 教育課程等

[現状説明]

(1) 学部・学科等の教育課程

3 - 1 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

2007(平成19)年度から、本学の社会福祉学部は、変化する時代や学生のニーズを見据え、新しい福祉社会を切り拓くための新しい福祉学部づくりを目指すことにした。その結果、健康の概念も含む現代の福祉理念、ウェルビーイングに立脚したより積極的でより総合的な教育研究に取り組む福祉学部を構想し、新しい福祉社会づくりに幅広く貢献する多様な福祉人材の養成に向けて、教育課程の再編成を行った。そこで、本項では、2007(平成19)年度に取り組んだ改組、つまり2008(平成20)年度にスタートした「人間健康福祉学部」での教育目的(人材養成の目的・目標)と、それを実現するための教育課程の概要を述べることにする。

1) 人材養成の目的・目標

「人間健康福祉学部」は、学則第1条に定める目的と使命、及び「建学の精神」(愛と真理)と「学訓」(誠実・高邁・奉仕)に基づき、学則第2条の2に示すように、「健康福祉社会」づくりに幅広く貢献する人材を養成することを教育目的としている。

そのうち、「社会福祉学科」は、学則第3条の2の(1)と(2)に示すとおり、「保健、医療、福祉などの分野で相談援助業務を担うソーシャルワーカーや介護援助業務を担うケアワーカー」の養成を目指している。特に「社会福祉専攻」は「ソーシャルワーカー」、「介護福祉専攻」は「ケアワーカー」の養成を目指す。

他方、「健康福祉マネジメント学科」は、学則第3条の2の(3)と(4)に示すとおり、「福祉や健康スポーツを中心とするヒューマンサービス(人間的な対応が重視されるサービス事業)などの分野でマネジメント業務を担う人材」の養成を目指している。特に「福祉マネジメント専攻」は、「福祉やヒューマンサービスなどの分野でマネジメント業務を担う人材」、「健康スポーツマネジメント専攻」は「福祉や健康スポーツなどの分野でマネジメント業務や健康運動支援業務を担う人材」の養成を目指す。

2) 教育課程

「人間健康福祉学部」の教育目的を達成するための教育課程は、主に豊かな人間性と教養を育むための「共通基礎科目群」、学部に共通する基本的かつ専門的な知識技術を習得する「学部専門科目群」、学科・専攻毎のより分化した専門的な知識技術を習得するための「学科専門科目群」の3科目群と教員免許状取得のための「教職科目群(社会福祉専攻及び福祉マネジメント専攻のみ)」によって構成している。

(1) 「共通基礎科目群」の考え方と構成

「共通基礎科目群」とは、学科や専攻にかかわらず本学の学生すべてが履修できるもので、専門教育への導入や豊かな教養を身に付けるための科目などによって構成しており、その性格から「大学導入科目」、「教養科目」、「保健体育」の3つに区分している。

「大学導入科目」とは、カトリック系福祉大学である本学での本格的な教養教育や専門教育への円滑な導入を図ることを意図した科目群である。大学生活でのスタディスキルやライフスキルの習得を目的とする「基礎演習」、情報化社会への対応を意識しパソコンなどの活用力を高める「情報リテラシー」を必修としている。また、「愛と真理」を標榜するカトリック系福祉大学における福祉教育への入門として、「キリスト教と福祉」や「社会福祉発達史」も選択科目として開設している。

「教養科目」は、「人間と環境」と「外国語」に区分しており、前者は「人間の本質や人間と環境が織り成す文化を理解するための科目群」、後者は「英語の他4カ国(留学生用の基礎日本語を含む)の外国語科目群」で構成している。

「人間と環境」に区分している科目は、人間の本質や人間のあり方を探求する「人間学総論、キリスト教学A・B、生命倫理」などの科目や、人間と環境が織り成す生活文化に関する「憲法概説、地域文化論、人文地理学、生物と環境」などの科目で構成しており、これらの科目の履修を通じて、単なる専門職の養成ではなく、キリスト教的ヒューマニズムに基づく豊かな人間性や生活文化的教養を身に付けた人格形成を目指している。必修科目の「キリスト教学A・B」は1年次開講であるが、その他の科目は幅広い開講年次である。

「外国語」の区分には、留学生対象の基礎日本語を除くと、必修科目である「英語I、II」

の他、選択科目として「英語、スペイン語、中国語、韓国語」の4カ国語の科目を開設している。1年次から3年次へと学生の能力や進度に応じた開講である。国際化の進展を踏まえ、国際的な視野をもった人材の育成も重視しているためである。

「保健体育」の区分には、「体育実技、体育理論」を開設し、不規則な生活や運動不足が指摘される学生たちの心身の健康にも配慮し、早期の習慣づけを意識し1年次開講である。

(2) 「学部専門科目群」の考え方と構成

「学部専門科目」は、専門科目の内でも、学部学生共通の専門科目として位置づけており、健康や福祉に関する最も基本的な知識や技術を学ぶ科目群によって構成している。そのため、現場実習に関わる科目以外は、基本的に1、2年次開講である。

「学部専門科目」のうち「健康管理概論、社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅰ-a・Ⅰ-b」の科目は、最も中核的な科目として必修としている。今回の改組では、「健康福祉社会」づくりに貢献する人材養成という学部目的に沿って、従来の「学部専門科目」にはなかった「健康心理学、健康栄養学、健康とスポーツ」などの健康スポーツ系科目も新規に開設した。

(3) 「学科専門科目群」の考え方と特色

「学科専門科目」は、「学部専門科目」に比べより専門分化した科目群で構成しており、各学科や専攻が目指す人材養成のための科目を開設している。開講年次は、主に2年次から4年次にわたっている。

(A) 社会福祉学科社会福祉専攻における「学科専門科目」及び「教職科目」

この専攻の「学科専門科目」は、「福祉心理科目」「精神保健福祉科目」「専門演習」「関連科目」の区分である。なお、「福祉心理科目」と「精神保健福祉科目」の区分は、この専攻に「福祉心理コース」と「精神保健福祉コース」の2コースを設けていることによるものである。2年次からのコース選択により、「福祉心理コース」は「福祉心理科目」を、「精神保健福祉コース」は「精神保健福祉科目」を優先して履修することにしている。

社会福祉専攻の「福祉心理コース」の学生は、先の「学部専門科目」の科目に加えて、「高齢者の心理、障害者の心理、臨床心理学、カウンセリング、心理療法」などの「福祉心理科目」を履修することにより、心理的な支援もできる「ソーシャルワーカー」(学則第3条の2の(1))、国家資格との関連では「社会福祉士の養成」を目指すことになる。

社会福祉専攻の「精神保健福祉コース」の学生は、先の「学部専門科目」の科目に加えて、「精神医学、精神保健学、精神保健福祉論」などの「精神保健福祉科目」を履修することにより、精神保健分野における「ソーシャルワーカー」(学則第3条の2の(1))、国家資格との関連では「精神保健福祉士の養成」を目指すことになる。

「専門演習」に区分される科目は、3年次履修の必修科目「専門演習」と、4年次履修の選択科目「卒業研究」である。

「関連科目」には、福祉政策や福祉経営系、介護系、医学系、法学・政治学系、社会学系の科目などを開設し、開講年次も幅広いことから、学生たちの多様な関心や選択によって、

広い分野の専門的教養も身につけることができるよう配慮している。

「教職科目」には、「教育原理」から「教育実習」まで、高等学校教諭一種免許状の福祉と公民の取得に関わる科目を設けている。

(B)社会福祉学科介護福祉専攻における「学科専門科目」

この専攻の「学科専門科目」は、「専攻専門科目」「専門演習」「関連科目」の3つに区分している。この介護福祉専攻における「学科専門科目」では、他の学科や他の専攻とは異なり、資格取得を優先していることから、資格関連科目の開講年次については早期に設定し、必修科目にしている。

「専攻専門科目」には、「家政学概論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、介護技術Ⅰ-a・Ⅰ-b・Ⅱ-a・Ⅱ-b、介護実習」などの「介護福祉士養成」の中核的な科目を配置し、この専攻が目指す「ケアワーカー」の養成(学則第3条の2の(2))を期している。なお、この「専攻専門科目」の履修によって介護福祉士の資格取得要件の約半分程度の科目取得を可能にし、不足分は「学部専門科目」と「関連科目」に区分している科目群で補うことにしている。

「専門演習」に区分している科目は、3年次履修の必修科目「専門演習」と、4年次履修の選択科目「卒業研究」である。

「関連科目」には、「専攻専門科目」区分にはない医学系、臨床心理学系、法学系、社会学系の科目を中心に多様な関連諸科学を開設し、豊かな教養と高度な専門性を備えた「ケアワーカー養成」を重視している。

(C)健康福祉マネジメント学科福祉マネジメント専攻における「学科専門科目」及び「教職科目」

この専攻の「学科専門科目」は、「学科基幹科目」「専門演習」「専攻専門科目」「関連科目」の4つの区分である。

「学科基幹科目」は、学科内の福祉マネジメント専攻と健康スポーツマネジメント専攻に共通する専門科目群で構成しており、これらの科目履修を通じて、「福祉や健康スポーツを中心とするヒューマンサービスなどの分野でマネジメント業務を担う人材」を目指している。したがって、この「学科基幹科目」には「マネジメントの基本を学ぶ科目群」と「ヒューマンサービス事業の実際を学ぶ科目群」を配置している。前者は、必修科目の「マネジメント総論Ⅰ・Ⅱ」を中心に「会計学基礎Ⅰ・Ⅱ、人的資源管理論、マーケティング論」、後者は、「サービス産業論、社会起業論、健康福祉インターンシップ、健康福祉マネジメント研修、トップマネジメント特講」である。開講年次は、「マネジメントの基本を学ぶ科目群」は1、2年次に、「ヒューマンサービス事業の実際を学ぶ科目群」を主に2年次から4年次に設定している。

「専門演習」については、学科や専攻による違いはなく、3年次履修の必修科目「専門演習」と、4年次履修の選択科目「卒業研究」である。

福祉マネジメント専攻の「専攻専門科目」は、先の「学科基幹科目」と共に、特に「福祉やヒューマンサービスなどの分野でマネジメント業務を担う人材」(学則第3条の2の

(3))の養成という目的に即した科目群で構成している。具体的には、「福祉ビジネス論、福祉施設管理運営論、福祉情報システム論、企業会計、福祉法人会計」などの科目を中心に、福祉や介護事業に影響を与える「福祉政策論、福祉行財政論、社会福祉法制論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉調査、社会福祉計画、法学Ⅰ・Ⅱ、地方行政論」などの福祉政策・制度系科目を開設している。また、この「専攻専門科目」には、対人的な接遇が重視されるヒューマンサービス事業の分野への進路を意識し、「ホスピタリティビジネス論、ホスピタリティ演習Ⅰ・Ⅱ」という科目も配置し、特にフードビジネス、ホテル、旅行、観光などのホスピタリティ事業分野で活躍できる人材の養成も視野にいれた教育課程を編成している。「専攻専門科目」は、基本的には2年次から4年次開講としている。

「関連科目」の区分には、介護系、医学系、心理学系、社会学系の科目を開設し、開講年次も幅広く設定し、学生たちの多様な関心や進路に即した履修を可能にしている。

「教職科目」区分には、「教育原理」から「教育実習」まで、高等学校教諭一種免許状の福祉と公民の取得に関わる科目を設けている。

(D)健康福祉マネジメント学科健康スポーツマネジメント専攻における「学科専門科目」

この専攻の「学科専門科目」は、「学科基幹科目」「専門演習」「専攻専門科目」「関連科目」の4つの区分である。

「学科基幹科目」は、同学科の福祉マネジメント専攻と同様、必修科目の「マネジメント総論Ⅰ・Ⅱ」を中心に「会計学基礎Ⅰ・Ⅱ、人的資源管理論、マーケティング論」などの「事業経営の基本を学ぶ科目群」と、「サービス産業論、社会起業論、健康福祉インターンシップ」などの「ヒューマンサービス事業の実際を学ぶ科目群」によって構成している。開講年次も、「事業経営の基本を学ぶ科目」群を1、2年次に、「ヒューマンサービス事業の実際を学ぶ科目」群を主に2年次から4年次に設定している。

「専門演習」も、他の学科や専攻と同様、3年次履修の必修科目「専門演習」と、4年次履修の選択科目「卒業研究」である。

健康スポーツマネジメント専攻の「専攻専門科目」は、先の「学科基幹科目」と共に、「福祉や健康スポーツなどの分野でマネジメント業務や健康運動支援業務を担う人材」の養成(学則第3条の2の(4))という目的に即して、「健康スポーツビジネス論、スポーツ施設管理運営論、スポーツマーケティング論」を配置すると共に、「健康運動実践指導者」の資格取得に関わる科目も多く取り入れている。具体的には、「運動生理学、機能解剖学、発育・発達論、スポーツ栄養学、トレーニング論、スポーツ心理学、スポーツ医学実習、健康スポーツ実習」などの科目である。その他、福祉系学部ということで「障害者スポーツ」という科目も開設している。開講は、資格取得との関連で、1年次から4年次までの幅広い年次としている。

「関連科目」の区分には、介護系、医学系、心理学系、社会学系の科目を開設し、開講年次も幅広く設定し、学生たちの多様な関心や進路に即した履修を可能にしている。

3 - 2 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

本学の基礎教育(共通基礎教育)の体系を表3-2-1に示す(2008(平成20)年度入学生用)。共通基礎科目群は、主に豊かな人間性と教養を育むための科目群であり、それは大学導入科目、教養科目、保健体育科目の3つに区分される。

表3-2-1 共通基礎教育の体系

履修区分		
共 通 基 礎 科 目	大学導入科目	
	教 養 科 目	人間と環境
		外国語
		保健体育

1)大学導入科目：ここで開設される科目(6科目)は学生の入学後の学習の動機づけやスタディスキルを育成することを目的としている。

2)人間と環境：ここで開設される科目は、人間それ自身に対する理解を深めることと人間と環境との関係を様々なレベルで学習することを目的としている。開設科目数は、介護福祉専攻のみ14科目、その他の専攻は18科目である。これは介護福祉専攻には外国人留学生は入学できないので外国人留学生用の科目が開設されていないためである。

3)外国語：ここで開設される科目は、後期中等教育まで学生が学習してきた外国語能力の向上と定着化を目指しており、外国への短期留学(アメリカ)による単位認定も行っている。前項と同じ理由で外国語の開設数は、介護福祉専攻のみ20科目、その他の専攻は24科目である。

4)保健体育：保健体育は「体育実技」と「体育理論」の2科目である。これらは生涯スポーツの基礎的な技術やルールの学習や健康の維持・増進についての知識を学ぶ科目である。

5)倫理性を培う教育科目：倫理性を培う科目としては、共通基礎教育の「人間と環境」の中で「倫理学概論」、「生命倫理」、「哲学概論」が開設されている。

3 - 3 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

本学には、2008(平成20)年度現在、社会福祉学科に社会福祉専攻と介護福祉専攻の2専攻、健康福祉マネジメント学科に福祉マネジメント専攻と健康スポーツマネジメント専攻の2専攻、併せて4専攻が設置されている。さらに社会福祉専攻には、福祉心理コースと精神保健福祉コースがある。人間健康福祉学部の教育研究目的は、学則第2条の2に「人間健康福祉学部はウェルビーイングの理念に立脚し、人間の健康と福祉を追求する「健康福祉社会」づくりに幅広く貢献できる人材の養成を目的とする教育研究を行い、併せてその成果をもって高等教育機関として社会に貢献することを目的とする」と定められている。また、学科・専攻の教育研究目的は学則第3条の2に定められている。本学の各専攻の専門教育的授業科目はこのような学部・学科の教育研究目的に基づき構成されたものであり、具体的には各専攻で取得可能な免許・資格に関する科目が中心となっている。各専攻及びコースで取得可能な免許・資格は表3-3-1のとおりである。

表3-3-1 取得可能な資格・免許

	社会福祉学科		健康福祉マネジメント学科	
	社会福祉専攻		介護福祉専攻	福祉マネジメント専攻
	福祉心理コース	精神保健福祉コース		
社会福祉士				
精神保健福祉士				
介護福祉士				
高等学校教諭一種免許				
レクリエーション・インストラクター				
健康運動実践指導者				
障害者スポーツ指導員(初級)				

受験資格 介護福祉士: 2008(平成20)年度入学生から受験資格

3 - 4 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

本学における基礎科目は、大学導入科目 教養科目(人間と環境) 教養科目(外国語) 保健体育の4区分50科目で構成されている(一部留学生のみ履修可の科目もある)。

国際化・情報化の進展に留意した実践的な語学能力や情報活用能力の育成を図る科目(・)は勿論のこと、社会や環境と共生し、地域に根ざした活動ができる幅広い教養と知識を得るために、本学では、教養科目の中に「人間と環境」という区分を設けている。

具体的な科目としては、「人間学総論」、「宗教学概論」、「キリスト教学A」、「キリスト教学B」、「倫理学概論」、「生命倫理」、「哲学概論」、「憲法概説」、「人文地理学」、「地域文化論」、「生活と音楽」、「生物と環境」、「地球環境論」などを開設している。

3 - 5 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

本学では、外国語の必修科目として英語(4科目)と、選択必修の外国語科目としてスペイン語(4科目)、中国語(4科目)、韓国語(4科目)、ドイツ語(4科目、2007(平成19)年度以前の入学者のみを対象)及び日本語(4科目)(外国人留学生対象)を開設している。2007(平成19)年度前期の選択必修外国語科目の受講者数は、スペイン語延べ34人、中国語延べ311人、韓国語延べ49人、及びドイツ語延べ32人であり、同年度後期においても前期とほぼ同様の傾向であった。英語の必修科目は1科目につき留学生クラス及び再履修者専用クラスを含めて5もしくは6クラスを開設している。選択必修の外国語科目については、中国語は1科目につき4クラス、その他は1科目につき1クラスを開設している。外国語科目のクラス編成においては、履修前の語学力は考慮されていない。

英語については、アメリカへの短期留学科目(英語、4週間)及びオーストラリアへの短期留学科目(国際福祉論、2週間)を開設し、英語を学ぶ機会を提供している。また、スペインへの短期留学科目(国際福祉論、2週間)及び韓国への短期留学科目(国際福祉論、2週間)も開設されている。

3 - 6 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

2008(平成20)年度からスタートした新教育課程の説明を行う。表3-6-1から表3-6-4は、社会福祉専攻、介護福祉専攻、福祉マネジメント専攻、健康スポーツマネジメント専攻の開設授業科目の概要を示すものである。4専攻とも卒業要件最低単位は、124単位であり、その内訳は、共通基礎科目25単位、学部専門科目・学科専門科目など99単位である。

社会福祉専攻の開設授業科目は158科目である。共通基礎科目では、第1外国語(英語)8科目開設、第2外国語は16科目開設されている。その他の共通基礎科目は26科目で合計50科目が開設されている。学部専門科目は27科目、学科専門科目は67科目、教職科目は14科目である。学部専門科目、学科専門科目、教職科目108科目のうち免許資格の関係する科目は89科目である。

表 3-6-1 社会福祉専攻開設授業概要(2008(平成 20)年度入学生用)

履修区分		開設科目 数	卒業要件単位
共通基礎科目	大学導入科目	6	共通基礎科目の履修方法 1. 必修 9 科目(12 単位)・・・a、2. スペイン語・中国語・韓国語・基礎日本語(外国人留学生用)の中から 1 外国語(4 単位)・・・b、a・b を含み合計 25 単位以上を共通基礎科目から修得
	教養科目 人間と環境	18	
	外国語	24	
	保健体育	2	
共通基礎科目合計		50	
学部専門科目		27	必修 5 科目(10 単位) 選択必修 6 単位以上
学科専門科目	福祉心理科目	14	福祉心理コースは、この科目群から 14 単位以上
	精神保健福祉科目	15	精神保健福祉コースは、この科目群から 14 単位以上
	専門演習	2	必修 1 科目(2 単位)
	関連科目	36	
教職科目		14	卒業要件単位には含めることはできない
専門科目合計		108	学部専門科目及び学科専門科目で 99 単位以上、共通基礎科目 25 単位以上で卒業要件単位は、最低 124 単位
総計		158	

介護福祉専攻の開設授業科目は 120 科目である。共通基礎科目では、第 1 外国語(英語)8 科目開設、第 2 外国語は 12 科目開設されている。その他の共通基礎科目は 22 科目で合計 42 科目が開設されている。学部専門科目は 27 科目、学科専門科目は 51 科目である。学部専門科目、学科専門科目 78 科目のうち免許資格の関係する科目は 63 科目である。

表 3-6-2 介護福祉専攻開設授業概要(2008(平成 20)年度入学生用)

履修区分		開設科目 数	卒業要件単位
共通基礎科目	大学導入科目	6	共通基礎科目の履修方法 1. 必修 9 科目(12 単位)・・・a、2. スペイン語・中国語・韓国語の中から 1 外国語(4 単位)・・・b、a・b を含み合計 25 単位以上を共通基礎科目から修得
	教養科目 人間と環境	14	
	外国語	20	
	保健体育	2	
共通基礎科目合計		42	
学部専門科目		27	必修 11 科目(22 単位) 選択必修 2 単位以上
学科専門科目	専攻専門科目	18	必修 18 科目(46 単位)
	専門演習	2	必修 1 科目(2 単位)
	関連科目	31	必修 10 科目(20 単位)
総合専門合計		78	学部専門科目及び学科専門科目で 99 単位以上、共通基礎科目 25 単位以上で卒業要件単位は、最低 124 単位
総計		120	

福祉マネジメント専攻の開設授業科目は 159 科目である。共通基礎科目では、第 1 外国語(英語)8 科目開設、第 2 外国語は 16 科目開設されている。その他の共通基礎科目は 26 科目で合計 50 科目が開設されている。学部専門科目は 27 科目、学科専門科目は 68 科目、教職科目は 14 科目である。学部専門科目、学科専門科目、教職科目 109 科目のうち免許資格の関係する科目は 77 科目である。

表 3-6-3 福祉マネジメント専攻開設授業概要(2008(平成 20)年度入学生用)

履修区分		開設科目 数	卒業要件単位
共通基礎科目	大学導入科目	6	共通基礎科目の履修方法 1. 必修 9 科目(12 単位)・・・a、2. スペイン語・中国語・韓国語・基礎日本語(外国人留学生用)の中から 1 外国語(4 単位)・・・b、a・b を含み合計 25 単位以上を共通基礎科目から修得
	教養科目	人間と環境	
		18	
		外国語	
保健体育		24	
共通基礎科目合計		2	
学部専門科目		50	必修 5 科目(10 単位) 選択必修 6 単位以上
学科専門科目	学科基幹科目	27	
	専門演習	11	必修 2 科目(4 単位)
	専攻専門科目	2	必修 1 科目(2 単位)
	関連科目	21	20 单位以上選択
教職科目		34	卒業要件単位には含めることはできない
専門科目合計		14	
総計		109	学部専門科目及び学科専門科目で 99 単位以上、共通基礎科目 25 単位以上で卒業要件単位は、最低 124 単位
		159	

健康スポーツマネジメント専攻の開設授業科目は 145 科目である。共通基礎科目では、第 1 外国語(英語)8 科目開設、第 2 外国語は 16 科目開設されている。その他の共通基礎科目は 26 科目で合計 50 科目が開設されている。学部専門科目は 27 科目、学科専門科目は 68 科目である。学部専門科目、学科専門科目 95 科目のうち免許資格の関係する科目は 57 科目である。

表 3-6-4 健康スポーツマネジメント専攻開設授業概要(2008(平成 20)年度入学生用)

履修区分		開設科目 数	卒業要件単位
共通基礎科目	大学導入科目	6	共通基礎科目の履修方法 1. 必修 9 科目(12 単位)・・・a、2. スペイン語・中国語・韓国語・基礎日本語(外国人留学生用)の中から 1 外国語(4 単位)・・・b、a・b を含み合計 25 単位以上を共通基礎科目から修得
	教養科目	人間と環境	
		18	
		外国語	
保健体育		24	
共通基礎科目合計		2	
学部専門科目		50	
学科専門科目	学科基幹科目	27	必修 5 科目(10 単位) 選択必修 6 単位以上
	専門演習	11	必修 2 科目(4 単位)
	専攻専門科目	2	必修 1 科目(2 単位)
	関連科目	19	20 单位以上選択
専門科目合計		36	
総計		95	学部専門科目及び学科専門科目で 99 単位以上、共通基礎科目 25 単位以上で卒業要件単位は、最低 124 単位
		145	

3 - 7 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

現在、基礎教育・教養教育の実施・運営は、学部の教務委員会のもと、各担当者の責任のもとに行われてあり、これらの実施・運営に特化した組織的な活動は行われていない。

基礎教育として位置づけられる全学 1 年生必修の「基礎演習 A」(新教育課程では、「基礎演習」)大学で学ぶためのスタディスキル、大学生活への適応を高めるソーシャルスキルの育成を目的に、1 年を通して実施されている。授業は、教養教育の担当教員 10 名を中心に、小クラス(20 名程度)制でオムニバス形式の授業を行っている。各クラスの担当アドバイザーとして、教員が年間を通して幅広いサポートを行っている。

3 - 8 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

2008(平成 20)年度からの新教育課程における専攻別の卒業必須科目及び選択科目の割合は、表 3-8-1 に示すとおりである。4 専攻とも共通基礎科目において必修科目は同数であるが、学部・学科専門科目では介護福祉専攻の卒業必修科目の割合が 41%と高くなっている。

表 3-8-1 専攻別の卒業必修・選択の科目割合

学 科	専 攻	共通基礎科目 (a)		学部・学科専門 (b)		(a)+(b) (%)		全科目数
		卒業必修	選択	卒業必修	選択	卒業必修	選択	
社会福祉	社会福祉	9	41	6	102	9	91	158
	介護福祉	9	33	40	38	41	59	120
健康福祉マネジメント	福祉マネジメント	9	41	8	101	11	89	159
	健康スポーツマネジメント	9	41	8	87	12	88	145

[点検・評価]

積極的な福祉増進(介護予防など)や福祉の地域化(地域での支え合い)といった時代的潮流の中で、2007(平成 19)年度から、健康の概念も含むより積極的でより総合的な教育研究に取り組む「人間健康福祉学部」を構想し、福祉社会づくりに幅広く貢献する多様な福祉人材の養成に向けて、教育課程の再編成を行った。そこで、まず、最初の到達目標「学生たちの多様な関心と進路を想定した体系的な教育課程の編成」に関する点検・評価を行う。

この新学部の新教育課程の編成は、その前年度の 2006(平成 18)年度の自己点検・評価報告書に基づき科目の精選や科目名の変更などの細かな見直しを図りつつ、基本的には、学部(人間健康福祉学部)、学科(社会福祉学科と健康福祉マネジメント学科)、専攻(社会福祉、介護福祉、福祉マネジメント、健康スポーツマネジメント)毎の教育目的(人材育成の目的・目標)に即して行っている。

そのため、現状説明 3-1 に示しているように、教育課程における、学部学生共通の専門科目としての「学部専門科目群」では、学則第 2 条の 2 に示す学部の教育目的(健康福祉社会づくりに幅広く貢献する人材養成)に対応させ、必修の「健康管理概論」と「社会福祉原論」をはじめとする健康や福祉に関する基本的かつ専門的な科目群によって構成している。

また、各学科・専攻の学生の専門科目としての「学科専門科目群」では、学則第 3 条の 2 の(1)、(2)、(3)、(4)(ソーシャルワーカー、ケアワーカー、福祉やヒューマンサービスなどの分

野でマネジメント業務を担う人材、福祉やスポーツ事業組織などの分野でマネジメント業務を担う人材)に対応させ、学生たちの多様な関心や進路に即したより専門性の高い人材養成に関連する科目群によって構成している。また、こうした教育課程の編成は近年の本学卒業生の多様な進路状況(現状説明 3-16)を踏まえたものもある。

さらに、それらは、開講年次(学部から学科の専門科目へと開講)、専門科目の配分(開設科目中約 7 割程度、現状説明 3-6 参照)、必修科目と選択科目の配分(必修科目の厳選化と選択科目幅の拡大、現状説明 3-8 参照)などにも一定の考慮がなされていることから、教育目的に沿った体系的でバランスのとれた教育課程になっている。特に、一学部ながら 2 学科 4 専攻という教育課程を編成したことは、学生たちの多様な関心と進路にも対応しえることになり、「学生たちの多様な関心と進路を想定した体系的な教育課程の編成」という到達目標については、総じて達成されたのではないかと評価している。

[改善方策]

「学生たちの多様な関心と進路を想定した体系的な教育課程の編成」という目標については一応達成したと評価される。したがって、今後の課題はその教育課程の実質化であると考えている。その点については、教授会や委員会というより、むしろ学科会議を機能させることで対応したいと考えている。学科会議を中心に、各授業科目の内容や方法、科目間の連携や整合性、学生への履修指導などについて話し合いを行い、新教育課程の全体的な進行管理を行いその実質化を図ることにしている。

[現状説明]

(2)カリキュラムにおける高・大の接続

3 - 9 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

1) 「入学前自主学習」

大学入学後の学習に対する興味を高めるために、推薦入学予定者に対して、任意で「自主学習」のリポートの提出を求めている。リポートのテーマは、福祉、健康、保健、医療、教育、住宅など広く社会に関して興味を持った内容について 新聞(雑誌も可)記事の「スクラップブック」新聞記事に関する「ミニリポート」を作成するというものである。2004(平成 16)年度から 2007(平成 19)年度においてこのリポートを提出した学生数は表 3-9-1 のとおりである。推薦入学予定者から提出されたリポートは、専任教員が読み、コメントを付けて提出者に返送している。男女共学となった 2004(平成 16)年度は、自主学習

リポートの提出率は、37.4%であったが、その後は推薦入学予定者の約半数がリポートを提出している。

表 3-9-1 「入学前自主学習」を提出した学生(2004(平成 16)年度～2007(平成 19)年度)

	2004 年度入学生	2005 年度入学生	2006 年度入学生	2007 年度入学生
男 子 学 生	27	46	39	32
女 子 学 生	31	45	58	41
合 計	58	91	97	73
提出者数 / 推薦入学予定者数	37.4%	55.2%	52.2%	49.0%

2)大学導入科目

大学導入科目としては、本学において基礎科目という名称で開設される科目の中で 1 年次に開設される科目が該当する。2007(平成 19)年以前の入学生に対する大学導入科目については、本学では「基礎科目」という名称で開設されてきたものであり、すべて 1 年次開講されてきた科目群である。具体的には、

(1)基礎演習 A (卒業必修科目)

後期中等教育に比べて大学教育は、より学生が主体的に学ぶことが求められる。このため本学では、学生のスタディスキルを伸ばすための科目として 1 年次に通年で「基礎演習 A」を開設している。この科目は、学生が、学生生活や大学の授業に慣れるため、担当教員(アドバイザー)と学生との交流、学生間の交流の場を設定するファミリーアワー、社会人としての基本的マナーの修得、学生生活を送るための青年期の健康の理解と対処などを学ぶライフスキルアワー、リポートの書き方、図書館資料の探し方、プレゼンテーションの基本など、大学で「学ぶ」ための態度、方法を学ぶスタディスキルアワーによって構成されている。

(2)情報リテラシー (卒業必修科目)

この科目は、コンピュータの基礎的素養(リテラシー)を高めるために、パソコン操作の基本を幅広く体験し、習熟することを目的としている。具体的には、ワードプロセッサ、グラフィック、ブラウザなどのソフトウェアの機能を学習する。

(3)情報リテラシー (卒業必修科目)

この科目は、情報リテラシーを基礎として、様々なデータを用い意志決定ツールとしてパソコンを活用できる能力を身につけることを目的としている。具体的には、表計算ソフトによるデータのグラフ化や分析、デジタル画像などの操作を学習する。

(4)社会福祉入門(卒業必修科目)

現在の社会福祉の動向を踏まえつつ、社会福祉の分野で学ぶべき主要な課題を理解し、各福祉分野の専門的学習の動機づけを図ることを目的としている。

(5)社会福祉発達史(選択科目)

この科目は、時代や社会の変化を見ることによって、現在をより深く理解することを目的としている。具体的には、産業革命期以前・以降のイギリスにおける社会福祉の発達と専門職としての社会福祉援助を発達させたアメリカについて学習する。

なお、以上の科目は、2008(平成 20)年度の学部・学科の改組と併せて表 3-9-2 に示す開設科目に変更を行った。また、2007(平成 19)年度までの名称「基礎科目」から「大学導入科目」に名称を変更した。表 3-9-2 に示した 6 科目のなかで、特に「日本語教育」は日本語の能力「読む・書く・話す」を向上させながら、日本語に関する興味を深め、人間としての豊かな心を育むことを目的とした科目である。本学では 2006(平成 18)年度より、入学生全員に「日本語能力テスト(プレースメントテスト)」を実施し、その結果が一定の基準に満たない者には、補習授業(「日本語教育」、半期 15 回)への出席を勧めた。2006(平成 18)年度に「日本語能力テスト」において補習授業の対象となった学生は、218 人中 35 人であった。しかし、半期の補習授業を最後まで受講した学生は数人であった。このような低い受講率を改善する目的で、2008(平成 20)年度より、「日本語教育」を共通基礎科目の中の大学導入科目として単位化(2 単位)を行った。2008(平成 20)年度に、日本語能力テストで一定の基準に満たなかった学生は新入生 159 人中 59 人であり、これらの学生に対しては従前どおり「日本語教育」の履修を勧めた。その結果「日本語教育」を履修した学生は 59 人中 39 人であった。

また、「キリスト教と福祉」は、キリスト教思想の観点から社会福祉について考えることを目的としている。具体的には、キリスト教会がイエスの跡に従って貧しい人々、虐げられた人、弱い立場に置かれている人に対する援助を優先的に考慮したことについて学習する科目である。この科目は、本学部の基礎となる「福祉」と「キリスト教」の内容を捉える科目となっている。

表 3-9-2 共通基礎科目で開設されている大学導入科目(2008(平成 20)年度入学生用)

授業科目	開設年次	単位数	必修・選択
基礎演習	1	2	必修
日本語教育	1	2	選択
情報リテラシー	1	1	必修
情報リテラシー	1	1	必修
社会福祉発達史	1・4	2	選択
キリスト教と福祉	1・4	2	選択

健康スポーツマネジメント専攻は 4 年次。その他の専攻は 1 年次

(3)カリキュラムと国家試験

3-10 国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

本学は2008(平成20)年度に改組を行い教育課程の変更を行ったが、分析・評価において2007(平成19)年度の国家試験の合格率に言及するため、ここでは前カリキュラムを点検・評価の対象とする。表3-10-1は本学で取得可能な国家試験受験資格である。社会福祉士の国家試験受験資格は、いずれの学科でも取得できるが、精神保健福祉士の国家試験受験資格は社会福祉専攻の精神保健福祉コースのみで取得可能である。表3-10-2は、社会福祉士国家試験及び精神福祉士国家試験の合格者数である。

表3-10-1 本学で取得可能な国家試験受験資格(2007(平成19)年度入学生)

学 科	専 攻	コース	社会福祉士国家試験受験資格	精神保健福祉士国家試験受験資格
社会福祉	社会福祉	福祉心理		-
		精神保健福祉		
		健康福祉		-
	介護福祉	-		-
福祉経営		福祉運営		-
		福祉政策		-

表3-10-2 2007(平成19)年度の国家試験の合格者数

国家試験の名称	学 科	受験者数(A)	合格者数(B)	学科別合格率(%) B/A*100	合格率(%) B/A*100
社会福祉士国家試験	社会福祉学科	120	31	25.8	23.3
	福祉経営学科	30	4	13.3	
精神保健福祉士国家試験	社会福祉学科	19	9		47.4

(4)授業形態と単位の関係

3-11 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

本学の授業科目は、授業形態から「講義」「演習」「実験・実習および実技」「併用」に分けられる。各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間

外に必要な学修などを考慮して、次の基準により単位数を計算している。

(1) 講義：原則として 15 時間の授業をもって 1 単位とする。社会福祉・健康福祉マネジメントの両学科で開設される「国際福祉論」では、社会福祉事情を学習する 2 週間の留学(オーストラリア、韓国、スペイン)で 2 単位を与えている。これらの短期留学では、1 単位あたり学修量が 15 時間を下回らないようにプログラムが組まれている。

(2) 演習：原則として 30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、福祉マネジメント専攻で開設の「情報処理」、社会福祉専攻と健康福祉マネジメント学科での開設の「福祉コミュニケーション A」及び「福祉コミュニケーション B」は、30 時間で 2 単位となっている。

(3) 実験・実習及び実技：原則として 45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、「体育実技」は、30 時間で 1 単位、また、社会福祉専攻と健康福祉マネジメント学科で開設の「レクリエーション指導法 A」「レクリエーション指導法 B」、介護福祉専攻で開設の「家政学実習」「家政学実習」「家政学実習」及び健康スポーツマネジメント専攻で開設の「スポーツ医学実習」「健康スポーツ実習～」「トレーニング実習」は、30 時間で 1 単位となっている。

(4) 併用：社会福祉専攻と福祉マネジメント専攻で開設の「教育実習」、健康福祉マネジメント学科で開設の「健康福祉インターンシップ」、健康スポーツマネジメント専攻で開設の「臨床体力学」については、各専攻の履修細則に定められているとおり複数の授業形態の併用によって授業が行われている。

本学では毎学期始めに全教員に「授業運営の手引き」という冊子を配布し、単位修得に必要とされる時間数について注意を促している。本項目に関係する掲載内容は次のとおりである。「授業は、1 単位当たり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法、授業効果、授業時間外に必要な学修などを考慮した授業計画を立てるものとします。」

(5) 単位互換、単位認定等

3 - 1 2 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性 (大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条)

国内外の他の大学などの単位認定や入学前の既修得単位の認定については、「学則第 39 条の 3」に明文化されており、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修単位として読み替えることができる。学生は、入学のしおり、履修ガイド、キャンパスライフ(学生生活の手引き)、履修ガイダンス、及び教職員などを通じてこの制度の情報を入手している。現在は、本学短期大学部との間の相互単位認定に関わる協定があり、2007(平成 19)年度には 1 名の学生が 8 単位をこの制度により修得している。現在のところ本学短期大学部以外に相互単位認定に関わる協定を正式に結んでいる大学はないが、中予地区の 8 大学・短期大学間による共同授業企画に参加しており、同企画による開設科目の単位を修得

することができる(2007(平成19)年度には1科目を開講、19人が単位修得)。なお、この企画はコンソーシアムえひめ(県内全域の11大学・短期大学が参加)により発展的に継続される予定である。

(6) 開設授業科目における専・兼比率等

3-13 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

2008(平成20)年度からの新教育課程では、4つの専攻における全授業科目中に占める専任教員担当科目数とその割合は、表3-13-1に示すとおりである。つまり、社会福祉専攻73%、介護福祉専攻76%、福祉マネジメント専攻80%、健康スポーツマネジメント専攻81%となっている。

表3-13-1 4専攻における全授業科目中、専任教員が担当する授業科目数とその割合
(2008(平成20)年度入学生用)

	専任教員担当授業科目				全授業科目数
	共通基礎科目	学部・学科専門科目	教職科目	合計	
社会福祉専攻	34	74	8	116	73% 158
介護福祉専攻	31	60	-	91	76% 120
福祉マネジメント専攻	34	85	8	127	80% 159
健康スポーツマネジメント専攻	34	83	-	117	81% 145

3-14 兼任教員等の教育課程への関与の状況

2007(平成19)年度の状況に基づき説明すると、兼任教員の比率が高いと思われるには、共通基礎科目の外国語である。外国語教育には、必修科目(英語)と選択必修科目(英語、ドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語、基礎日本語)がある。これらのうち、英語の一部の科目、中国語、基礎日本語(外国人留学生対象)はネイティブ兼任教員が担当している。英語の兼任教員の担当率は社会福祉学科45.5%、福祉経営学科33.3%で、中国語の兼任教員の担当率は100%である。

学部専門科目及び学科専門科目においては、より専門性の高い領域(医学関係、手話・点字・障害者用情報機器などの福祉コミュニケーション関係、福祉施設の管理運営関係、福祉事業の経営関係、労働・雇用関係)は、専門分野の実践家が担当している。また、社会福祉援助技術演習の一部についても、現場経験をバックグラウンドにもつ兼任教員(特別講師)が担当し、より効果的な教育を行っている。

[点検・評価]

本章の第 2 の到達目標である「大学教育への円滑な移行を支援するための教育の充実」については、現状説明 3-9 で示すように、本学では推薦入試合格者のうち入学手続者に対する「入学前自主学習」と、初年次教育としての「大学導入科目」で対応している。

「入学前自主学習」は、任意であるにも関わらず、対象となる推薦入学予定者の約半数がリポートを提出しており、本学教員からは各リポートについてのコメントやアドバイスを返している。こうした入学前教育の試みは、もともと試行的な試みとして行ってきているが、そのことが大学での学びへの興味と関心を抱かせ学習意欲の向上への一助となっているものと考えている。しかし、教育的な効果についての本格的な検証は行っていない。したがって、今後この取り組みをさらに充実させるためには、アンケート調査や入学後の成績などの追跡調査などを通して、その教育効果を今一度検証することが必要と思われる。その上で、中長期的には次に述べる「大学導入科目」とも関連させ、本学における新入生の大学教育への円滑な移行を目指す教育の一環としてどう位置づけ、そのために高・大連携をどう図っていくのかについての検討が求められる。当面は、多くの学生が活字文化に親しみ、福祉などの社会経済的事象に関心をもつことができるよう、「入学前自主学習」としてのリポート提出率を高める工夫が求められよう。

初年次教育としての「大学導入科目」は、新教育課程において採用した科目履修区分の名称であり、従来、基礎科目という名称で一括していた科目群を目的にそって再編したものである。「基礎演習」、「情報リテラシー」、「情報リテラシー」の 3 つの必修科目と、その他の 3 つの選択科目で構成している。これらの科目は、大学教育への円滑な移行を目指す科目として名実共に明確に位置づけられたことで、一定の教育的な成果が期待される。教員・学生間のつながり、スタディスキルとライフスキルの習得を目指した「基礎演習」、情報化の進展に即した「情報リテラシー」、「情報リテラシー」、2006(平成 18)年度から特別に開講し、今回の新教育課程で単位化した日本語教育(日本語能力が一定の基準に満たない学生を主な対象とする選択科目)は勿論、「社会福祉発達史」、「キリスト教と福祉」という科目も、選択科目ではあるが、福祉系大学、キリスト教系大学への入門として位置づけられている。いずれにしても、大学導入教育の充実に向けた第一歩を記す教育課程として評価しえるものである。しかし、こうした取り組みが、2 年次からの学修への動機づけやそのための基礎学力の獲得にどこまで結びついているかは必ずしも定かではない。その意味では、入学前教育と大学導入教育のあり方全体にわたる継続的な検証や見直しは今後も不斷に求められる。

[改善方策]

「大学教育への円滑な移行を支援するための教育の充実」に向けて、当面は、本学が行っている、「入学前自主学習」としてのリポート提出率を高めるための工夫として、リポートの課題の提示の仕方(テーマ設定か自由課題などの検討)、リポートの提出の仕方(郵送やメールなどの検討)、リポート提出に向けた高等学校への協力依頼などについて教務委員会でその方策を検討していく。

中長期的な方策としては、本学の入学前教育と大学導入教育のあり方全体についての本格的な検討が必要であることから、前者については、入学後にアンケート調査を行い、後者については、授業評価等を参考にしながら随時見直していくことにしている。その最終的な目標年次は、新教育課程の完成年度つまり 2011(平成 23)年度とし、教務委員会を中心見直していくことにしている。

2) 教育方法等

[現状説明]

(1) 教育効果の測定

3 - 1 5 教育上の効果を測定するための方法の有効性

本学の教育上の効果を測定するための方途としては、学生による授業評価及び各種国家資格(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士)の取得状況や就職状況がある。授業評価は、講義科目に関して原則(履修者が 10 名未満の科目は除く)全科目が対象となっている。評価結果は、教員にフィードバックされ、自己の教育効果の確認が行われている。各種国家資格の合格及び就職の状況は、就職課によってデータを管理している。これらのデータは就職委員会が中心となり、毎年詳細な分析を行っている。その結果は、「国家試験対策講座」の運営方法や各関連科目の授業内容改善の際に参考にされている。

3 - 1 6 卒業生の進路状況

2007(平成 19)年度卒業生 219 名の進路状況は、就職した者が 188 名、進学その他の者が 19 名である。就職希望者 200 名に対する就職者数の比率である就職率は、94.0%であった。就職先を業種別に見ると、社会福祉施設・医療施設への就職者数が 102 名(54.3%)、一般企業等への就職者数が 81 名(43.0%)、公務員への就職者数が 5 名(2.7%)という結果であった。前年度と比較して一般企業への就職者数が増加した理由として、2007(平成 19)年度の卒業

生が男女共学化及び福祉経営学科新設の一期生に当たることが挙げられる。また、従来から多くの卒業生を送り出してきた社会福祉施設・医療施設への就職状況は、2007(平成19)年度の就職率は相対的に減少してはいるが、前年度と比較して就職者数は61名増加している。

表3-16-1 卒業生の進路状況

学部	進路		2005年度	2006年度	2007年度
社会福祉学部	就職	医療・福祉	就職者	60	41
		就職率	83.3%	75.9%	54.3%
	一般企業等	就職者	12	11	81
		就職率	16.7%	20.4%	43.0%
	公務員	就職者	0	2	5
		就職率	0.0%	3.7%	2.7%
	就職/小計		72	54	188
	進学	自大学院	0	0	0
		他大学院	1	0	0
		その他の	0	2	9
		その他の	8	3	10
	進学その他/小計		9	5	19
	合計		81	59	207
	就職希望者		75	57	200
	就職率		96.0%	94.7%	94.0%
	就職未定者		3	3	12
	卒業者数		84	62	219

(2)成績評価法

3-17 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

「成績評価法」は、授業担当教員の判断に委ねられており、科目によって異なるが、試験、リポート、小テスト、出席率、授業への参加度などにより総合的に判定されている。授業開始時刻から15分までに入室した場合は遅刻扱い、15分以上遅れた場合は授業を受けても欠席扱いとし、出席時数が当該科目の授業時間の3分の2に満たない場合、その科目の学業成績の判定を受けることができないとしている。授業担当教員には、学期の始めに「授業運営の手引き」を配付し、授業及び学業成績判定についての留意点などの周知徹底に努めている。

「成績評価基準」については、優(80点～100点)、良(65点～79点)、可(60点～64点)

を合格とし、59点以下は不可で不合格として評価している。再試験については、2007(平成19)年度までは実施していたが、2008(平成20)年度より卒業年次に一部実施する以外は廃止とした。

学生に対しての「成績評価法」、「成績評価基準」についての明示方法は、年度始めに学生に配付する授業概要へ掲載し、授業の開始時にも授業担当教員が具体的に説明している。また、学生が学業成績について疑義のある場合は、学期始めの成績通知後1週間以内に教務課に申し出ることで対応をしている。

3 - 1 8 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

文部科学省が示している履修科目の上限に関する規程(大学設置基準第27条の2)では、「大学は学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めなければならない」となっている。

本学では「聖カタリナ大学人間健康福祉学部履修規程第7条(履修科目の登録の上限)」において履修科目の上限を次のように規定している。

(履修科目の登録の上限)

第7条 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、集中講義及び学外実習の単位を除き50単位とする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び卒業年次の学生においては、教授会が認定した科目について上限を超えて登録を認めることがある。

2 編入学生には前項の規定は適用しない。

本学では個々の学生の履修データをコンピュータで一元管理しており、年間の履修単位数の上限を超えて履修登録はできないシステムになっている。誤って上限を超えて登録申請を行おうとする学生に対しては、教務課が指導を行っている。

3 - 1 9 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途については、進級基準・卒業基準を定めている。2年終了時における修得単位数が36単位未満の学生は、3年次へ進級することができない。4年終了時点で124単位(共通基礎科目修得単位数、学部専門科目修得単位数、学科専門科目修得単位数、必修科目、選択必修科目などの要件を満たすこと)を修得していなければ卒業できないこととしている。また、資格あるいは受験資格取得のための各種実習においては、必要な履修要件を設定している。なお、介護福祉士の養成については、社会福祉学科介護福祉専攻に4年以上在籍し、所定の授業科目を履修して単位を修得した者には、養成施設共通の卒業試験を課している。

個々の学生への対応は、1・2年次は必修科目の基礎演習担当の教員、3・4年次は必修科目の専門演習担当の教員が行っている。個人成績表が学期初めに担当教員に配付され、学業面での指導を行っている。また、欠席の多い学生(欠席3回程度を目安)に対しては「授業欠席要注意連絡票」を掲示して注意を促すと同時に、担当教員にも通知し、早めの対応に役立てている。単位取得状況が不十分な学生の保護者に対して、各年度末に「単位修得状況に関する特別通知」を郵送している。各学年で必要な最低修得単位数の6割未満の学生が対象で、該当単位数は1年終了時18単位未満、2年終了時36単位未満、3年終了時54単位未満である。4年間で卒業することは非常に困難な状況である旨を通知し、今後の学業への取り組み及び進路について、本人と保護者と担当教員とで話し合いが持てるよう担当教員が対応している。

2006(平成18)年度、2007(平成19)年度に3年次へ進級することができなった学生はいずれも3%台である。2006(平成18)年度、2007(平成19)年度の卒業判定の認定率は、93.9%、90.1%である。

(3)履修指導

3-20 学生に対する履修指導の適切性

2007(平成19)年度においては、5名の教務課員の他、教員による教務委員を5名配置し、学生の履修相談にあたった。1年生及び編入生に対しては、各学期の初めに教務委員、教務課員が履修ガイダンスを行い、2年生についてはアドバイザー教員、3・4年生についてはゼミ教員が履修ガイダンスを行っている。履修ガイダンスでは、「授業概要(シラバス)」に基づき計画的な履修に関する指導、説明を行っている。なお、履修ガイダンス実施の数日後に教務委員と教務課員が履修登録について不明な点のある学生に対して説明する時間を設けている。また、社会福祉専攻及び福祉経営学科の学生に対しては、2年次からのコース選択を行う為に、1年次後学期にコース選択のためのガイダンスを行っている。

履修登録は次の手続きによって行われている。

学生が教務課へ履修登録票を提出する。

履修登録を行った授業科目が掲載された個人別時間割表を学生に配布する。登録の誤り及び履修希望科目的変更がある場合、定められた期間内で変更を認めている。

なお、2008(平成20)年度より卒業年次生に対して取得単位数を自己確認するため、「自己卒業判定表」の配布を始めた。この書類では、卒業に必要な単位数などの修得状況の確認が可能となっている。

3-21 留年者に対する教育上の措置の適切性

本学において学生が留年(原級留置)となるのは、学則第43条の卒業に関する規定を満たせず4年生に原級留置となる場合と、履修規程第9条により2年生に原級留置となる場合

である。履修規程第9条とは、「2年終了時における修得単位数が36単位未満の学生は、3年次に進級することができない」という規定である。この学則及び同規程によって2007(平成19)年度及び2008(平成20)年度に留年した学生数を表3-21-1に示す。表3-21-1に示されるように全学生に占める留年者の割合は、2007(平成19)年度が0.9%、2008(平成20)年度は、3.4%であった。

表3-21-1 留年者の状況 2007(平成19)年度、2008(平成20)年度

(両年度4月1日現在)

		2007(平成19)年度		2008(平成20)年度	
		2年生	4年生	2年生	4年生
社会福祉学科	社会福祉専攻	5	1	4	8
	介護福祉専攻	0	0	0	4
福祉経営学科		2	0	1	10
学年別留年者数		7	1	5	22
学年別留年者数/学年全体の学生数(%)		3.1	0.4	2.8	9.6
留年者数/全学生数(%)		0.9		3.4	

留年者を減少させるためには、留年に至る可能性の高い学生に対して事前に指導を行う必要がある。本学では留年者を減少させる方策として教員が学期始めの履修ガイダンスにおいて修得単位が少ない学生に対して指導面談を行い、その面談で聞き取った内容を就学状況報告書として学生部長に提出し、そのような学生についての情報を随時収集し、早めの対応がとれるような体制を敷いている。表3-21-2は留年に至る可能性について判断する場合に使用する修得単位数最低基準である。各時期において表中の修得単位に満たない場合、指導面談が行われる。

表3-21-2 修得単位数最低基準

	1年	2年	3年	4年
4月時点		30単位	60単位	90単位
9月時点	15単位	45単位	75単位	105単位

留年可能性の判断目安で個別指導する際の参考基準

[点検・評価]

本学では、その教育研究のすべての活動を通じて、大学の社会的責任を意識した取り組みに努めているところであるが、その取り組みの一つが、3つ目の目標である学生の質を保証するために行う、成績評価などの厳正化である。

現状説明3-17に記しているように、各授業担当者は、年度始めに配布する「授業概要」や

「授業運営の手引き」などを用いて、最初の授業時に、出席や欠席の扱い方、定期試験の受験資格、成績評価の基準や方法などを受講者に説明し、その説明にそった授業運営を行っている。特に出席や成績の管理は厳正に行っている。また、2007(平成 19)年度までは教員の裁量で実施する再試験制度を設けていたが、安易な単位修得になりやすいとの判断で、2008(平成 20)年度からは、卒業年次に限って限定的に認める制度に変更している。

各年次及び卒業時の進級や卒業については、現状説明 3-19 のとおり、2 年次終了時点で 36 単位未満、卒業時点で 124 単位未満という基準で、3 年次への進級と卒業を認めていない。特に、3 年次への進級制度は、安易な進級の防止目的で 2006(平成 18)年度から新たに導入したものである。なお、この制度の運用に関しては、ただ単に機械的に厳しくしているものではなく、学生や保護者への予防的対応を含む十分な学修支援を平行して行っているものである。

さらに、現状説明 3-18 にあるように、2008(平成 20)年度からは履修登録の上限を 1 年間原則 50 単位に制限している。事前事後を含む十分な学習を可能にする条件を設定することで単位の実質化を図るものである。

以上のような動向を概観すると、これら一連の取り組みは「大学の社会的責任として学生の質を保証するため成績評価などの厳正化を進める」という到達目標に即しているものと評価できる。しかし、課題がないわけではない。成績評価法に関しては、多くの教員が多面的且つ総合的に行っていることは評価できるが、試験、リポート、小テスト、出席率、授業への参加度において、点数配分が明確に示されていない場合があったり、2 年次から 3 年次の進級に関しての基準が修得単位数のみで、科目による基準がないため基礎科目が未修得のまま専門科目を履修する例もある。今後は、それらの適切性についての検討が求められる。また、成績評価の厳正化との関連で、留年者や学修上の困難を抱える学生に対するきめの細かなサポートも必要とされる。

〔改善方策〕

「大学の社会的責任として学生の質を保証するため成績評価などの厳正化を進める」という到達目標に関わる課題は、成績評価基準の更なる明確化や 3 年次進級時の基準のあり方についての検討と、併せて、留年者や学修上の困難を抱える学生に対するきめの細かな対応である。そこで、今後は、成績評価基準や進級基準については教務委員会で検討し、留年者への個別的な学修上生活上のサポートについては、担当教員・学生相談員・教務課員・スクールソーシャルワーク担当職員(2008(平成 20)年 6 月採用)などの連携協力体制の強化で対応することにしている。

[現状説明]

(4) 教育改善への組織的な取り組み

3-2-2 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD))及びその有効性

本学は、2005(平成17)年にFD委員会を設置し、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を推進している。本学におけるFDの取り組みとしては、学生による授業評価の活用、授業公開、新任教員研修、FD委員研修などを行っている。また、FD委員会が全授業評価の結果を分析し、授業の実態の把握に努めている。授業評価の結果、指導・助言の必要性が認められた教員については、学長が直接指導を行っている。

授業公開は、原則、専任教員の講義形態の全授業を対象とし、教員、事務職員、本学学生の保護者に公開するものである。授業参観者による授業についてのコメントは、教務課を通じて当該授業担当教員にフィードバックされている。前・後学期それぞれ2週間から3週間程度を授業公開の実施期間として設定している。2007(平成19)年度の授業参観者延べ人数は、前学期15名、後学期7名と低調であったが、2008(平成20)年度前学期においては、延べ33名と一定の成果を見せ始めている。

新任教員研修は、新任教員に対して学長が本学の建学の精神、教育理念などについて研修を行うものである。FD委員研修は、FD委員を各種FD関連の研修に派遣するものである。

本学「自己点検・評価報告書(2006(平成18)年度)」において、教育活動への取り組みについて教員間でコンセンサスを持つ必要性が指摘された。この点に関しては、本学の小規模校としての特色を活かした少人数教育(可能な限りの少人数クラスの編成)の実施、社会福祉士国家試験に対応した授業の実践という点において、学内のコンセンサスは形成されできていると言える。

3-2-3 シラバスの作成と活用状況

現在、シラバス(本学の名称は「授業概要」)に掲載している内容は、「授業科目名」「担当教員名」「授業方法」「単位」「授業の目的」「授業の概要」「成績評価の方法」「教科書・参考図書」「履修する上での留意事項」「担当者紹介・最近の研究テーマ」「授業計画」の11項目である。シラバスは、毎学期始めに実施される履修説明の時に学生に持参させ使用している。

3-2-4 学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価は、2002(平成14)年度より全学的に実施している。授業評価の実施状況は、表3-24-1のとおりである。授業評価の対象となる授業科目は、受講生10人未満の科目、ゼミ及びゼミに準ずる科目、オムニバス科目及び体育実技を除く全開講科目であ

る。2002(平成14)年度の開始以来、評価対象科目、質問項目数、実施方法などの検討を続け、今日に至っている。2008(平成20)年度前学期現在の授業評価アンケートは、受講生としての自己評価2項目、授業の進め方・成果10項目の計12項目から構成され、自由記述欄も設けられている。2002(平成14)年の開始時から、授業評価は半期ごとに年2回実施されている。現在の実施方法は、各授業を担当する教員が授業時間内に配布し、事務職員が回収するというものである。学生は無記名でアンケートに回答するようになっている。

授業評価アンケートの回答の集計処理は外部に委託しており、自由記述も含めた評価の結果は各授業担当教員にフィードバックされている。また、FD委員会が全授業評価の結果を分析し、現状の把握に努めている。授業評価の結果から指導・助言が必要であると判断された教員に対しては、学長等によって個別指導することもある。

本学自己点検・評価報告書(2006(平成18)年度)で授業評価の結果の公開を改善の方策として挙げたが、2006(平成18)年度以降の授業評価の結果については自由記述を除いた部分を図書館で公開している。

表3-24-1 授業評価の実施状況

年度	学期	実施期間 月/日	質問数	評価	自由 記述	実施	用紙 回収	集計処理等	担当部署
2002	前	7/8-7/24	20	5段階	有	教員	教員	総務課	総務課
	後	1/8-1/29	20	5段階	有	教員	教員	総務課	総務課
2003	後	1/8-1/29	13	5段階	有	事務	事務	総務課	総務課
2004	前	7月中	3	3段階	有	教員	教員	教員	総務課
	後	1/11-1/24	15	5段階	有	教員	教員	O C R外注	総務課
2005	前	7月中	3	3段階	有	教員	教員	教員	総務課
	後	1/13-1/27	12	5段階	有	教員	事務	O C R外注	FD委員会
2006	前	7/10-7/24	12	5段階	有	教員	事務	O C R外注	FD委員会
	後	1/11-1/24	12	5段階	有	教員	事務	O C R外注	FD委員会
2007	前	7/11-7/24	12	5段階	有	教員	事務	O C R外注	FD委員会
	後	1/15-1/28	12	5段階	有	教員	事務	O C R外注	FD委員会
2008	前	7/7-7/24	12	5段階	有	教員	事務	O C R外注	FD委員会

(5)授業形態と授業方法の関係

3-25 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

本学における授業形態は、講義、演習、実験、実習、実技、併用(講義・演習・実験・実習・実技の組み合わせ)に分けられる。授業回数については、試験を含めて半期 15 回(通年 30 回)を実施している。

2007(平成 19)年度前学期において 100 名以上の授業は、社会福祉学科 15 科目・社会福祉学科と福祉経営学科の合同授業 6 科目、後学期においては社会福祉学科 13 科目・社会福祉学科と福祉経営学科の合同授業 10 科目である。2008(平成 20)年度前学期において 100 名以上の授業は、社会福祉学科 11 科目・健康福祉マネジメント学科 1 科目・社会福祉学科と福祉経営学科の合同授業 2 科目である。

1・2 年生対象の基礎演習の 1 クラスは 30 名以内で、授業内容に応じた授業形態として、1 年生は主に 2 クラス合同、2 年生は 1 クラスで実施している。3・4 年生対象の専門演習は 1 クラス 20 名以内を原則としている。また、資格取得において重要な社会福祉援助技術演習の授業は 1 クラス 20 名～40 名程度、担当教員別に実施している実習指導の授業は 20 名以内である。

授業方法については、テキストの利用、教員作成の教材やプリントの活用、ビデオ・スライド・OHP・パワーポイントの導入、作業、発表やディスカッション、個人指導など、受講者数や授業内容に応じて多様で適切な運営が行われている。

3-26 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

情報関連授業は勿論のこと、共通基礎科目及び学部学科専門科目においても、近年では、主に補助教材の提示装置として、液晶プロジェクタやパソコンを活用した授業が広く行われてきている。2006(平成 18)年までは、教務課に移動型の液晶プロジェクタを常備し、教員が必要に応じて借り受け自分で設置し授業に活用するという方法であったが、2008(平成 20)年度より、これらに加えて固定式プロジェクタ(AV 装置を含む)が普通教室(6 教室)に整備されたため、より多くの教員が活用するようになった。

[点検・評価]

「教育的な効果を高めるための教育指導方法の改善や授業形態の工夫に積極的に取り組む」という到達目標に関しては、現状説明 3-22、3-24、3-25 に示すように、FD 委員会を中心とする教育指導方法の改善に向けた組織的取り組み、学生による授業評価の活用、少人数の授業形態で対応している。

本学の FD 委員会の設置は 2005(平成 17)年であり、組織的な取り組みとしては遅いスター

トであったが、学生による授業評価の活用、授業公開、新任教員研修、FD 委員研修と、試行錯誤しながらも活動の実績を積み重ねてきており、教育指導方法の改善に向けた組織的取り組みとして着実に定着してきている。学内での FD 活動の重要性の認識も高まっており、引き続きこうした取り組みを継続発展させていくことが肝要である。その一環として、新たに、教育改善に向けた課題の共有化と相互の学び合いによる大学教員全員参加の FD 研修の実施も必要と思われる。

本学での学生による授業評価については、一部の科目を除く授業科目すべてにおいてアンケートを実施し、その結果は授業科目担当教員毎に全てフィードバックしている。各教員は、その結果を受けて、授業の組み立て、講義や板書の仕方、参考資料や視聴覚教材の活用などを工夫しており、授業改善のための大きな位置を占めている。アンケートの実施形態も適正に行われ、その結果も、2006(平成 18)年度の自己点検・評価報告を踏まえ、図書館で公開している。また、授業評価の結果から必要と認められる場合には、学長等による個別の助言や指導も行っており、これら授業評価結果の活用は評価できる。しかしながら、学生による授業評価に関して現在直面している課題は無記名式に伴うネガティブな側面への対応である。とくに自由記述欄に一部ではあるが無責任で心無いコメントなどが散見されることから、こうした事態への適切な対応が求められる。

本学の授業形態は、現状説明 3-25 で示しているように、全学的に 100 名以上の授業は、前期を例にとると、2007(平成 19)年度が 21 科目、2008(平成 20)年度は 14 科目になっており、少人数授業の占める割合は比較的多く、その割合も少し高まっている。学部の性格上、演習や実習系の科目が多いということもあるが、本学が、より一層の教育的な効果を上げるため、顔の見える授業、双方向のコミュニケーションが可能な授業形態を政策的に推し進めてきた結果であると考えている。特に 2008(平成 20)年度は、100 名以上の科目の一部をクラス分けや学科別分けを意識的に行って少人数化したものである。しかし、このことが、各教員の過剰な負担にもなりかねないことから、こうした配慮をしながら、今後もこうした少人数教育を継承し可能な限りそれを推進することが課題である。

以上のように、教育的な効果を高めるための取り組みとして、FD 委員会による教育指導方法の改善、授業評価の積極的活用、少人数教育の推進を点検・評価してきたわけであるが、全体的に順調な進捗状態として評価し得るものである。今後もこうした歩みの延長線上に目を向け、ここで指摘した諸課題に引き続き取り組むことが重要である。

[改善方策]

「教育指導法の改善と授業形態の工夫への取り組み」に関する改善の方策は次のとおりである。まず、教員の教育指導方法の改善に向けた組織的な取り組みとしては、基本的には現在実施している FD 委員会を中心とする今までの取り組みを継続し発展させていくことである。具体的な取り組みとしては、FD 委員会によって、教育方法上の課題の共有化と相

互の学び合いによる大学教員対象の FD 研修会を企画し実施する。

本学の授業評価については、今後も授業評価アンケートの継続とその積極的活用を図っていく予定である。無記名式に伴うネガティブな側面については、学生に対して授業評価アンケートに関するガイダンスを行い、改善していくことにしている。ガイダンスは FD 委員会が中心となって 2009(平成 21)年度から実施するが、授業評価の意義や活用状況、アンケート記入の際の心構えなどについて説明し、学生の理解と協力を求める予定である。

本学が進めている少人数教育については、今後も継続的に進めていく予定であるが、その際には、担当科目数や時間数の増加に伴って各教員の過剰な負担を強いることがないよう配慮することも重要である。また、少人数教育と言っても、科目の特徴や内容、学生の能力などと関連づけながら、どのような範囲が学生の満足度や教育効果を発揮するものなのかについても教務委員会にて検討することにしている。

3) 国内外との教育研究交流

[現状説明]

(1) 国内外との教育研究交流

3 - 2 7 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本学は国際交流委員会を設置し、国際化と国際交流を推進している。国際交流委員会においては、本学と同様にカトリックの精神を基にした教育を行っている大学や、本学の所在地である松山市と提携関係にある都市(大韓民国平澤市、アメリカ合衆国サクラメント市)の大学を中心に交流を図ることを考えている。この基本方針の基に、2003(平成 15)年 8 月にアメリカ合衆国のオハイオ・ドミニカン大学と、2004(平成 16)年 3 月に大韓民国の又松大学校と、2005(平成 17)年 9 月にスペインのレオン大学と、そして 2006(平成 17)年 4 月にチリの聖トマス大学と国際提携大学となった。また、聖トマス・アクィナス大学国際協議会(世界のカトリック約 40 大学が加盟)に 2007(平成 19)年 4 月に加盟した。特に又松大学校においては、「韓国語 - a・b」、「韓国語 - a・b」及び「国際福祉論」において又松大学校の指定プログラムを修了することで、これらの科目的単位を認定することになっている。2004(平成 16)年から 2008(平成 20)年にかけては、又松大学校から教員延べ 5 名と学生延べ 67 名が本学を訪問しており、本学からも 2005(平成 17)年から 2008(平成 20)年にかけて教員延べ 4 名と学生延べ 15 名が又松大学校を訪問している。

3 - 2 8 國際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

本学では、学部としての組織的な取り組み及び教員個人の取り組みにより国際レベルの教育研究交流を実施している。これらの交流の緊密化を図るために国際交流委員会が設置され、委員会を中心に学部としての支援体制が整えられている。

組織的な取り組みとして、松山市と平澤市との友好協定の一環として2006(平成18)年度に大韓民国平澤大学校から教員・研究者・学生を招き、本学で日韓福祉フォーラムを開催した。その後このフォーラムは大学間の国際教育研究として日本と韓国において、交互に隔年で行われることになり、2008(平成20)年度には平澤大学校において、同様の福祉フォーラムが開催された。フォーラムの開催においては、国際交流委員会から担当委員が選出され、担当委員を中心にフォーラムの企画・運営や平澤大学校との調整が行われている。また、韓国語を母国語とする本学教員や日本留学の経験を有する平澤大学校の関係者を通訳に採用し、活発な発表や質疑応答を促すための支援がなされている。さらに、このフォーラムへの参加を促進するために、フォーラムに参加する教員及び学生に対して、国際交流活動のための旅費が支給されている。(学生に対しては一部助成)このような支援体制の下、2006(平成18)年度に本学で行われたフォーラムでは本学の教員約25名及び学生約250名が参加し、2008(平成20)年度に平澤大学校で開催されたフォーラムには本学の教員4名及び学生3名が参加した。

本学のような小規模大学では大学運営における教職員1名あたりの学務比率が大規模大学に比べると大きく、このことが教員個人で取り組む国際教育研究交流の障壁になる場合もある。しかし、限られた期間の海外研修であれば講義の休講は補講で補うことができる。また、キリスト教のヒューマニズムに基づいた教育を目指す本学では教員にも助け合いの精神が根付いており、複数教員で担当する実習指導や大学行事(オープンキャンパスなど)での職務を海外研修のために果たせない場合は、その役割を他の教員が補完している。2008(平成20)年度には前述の日韓福祉フォーラムを含めて8名の教員が延べ91日間にわたり海外で教育研究活動を行っている。

[点検・評価]

「国際交流の基盤整備と実質的な推進を図る」という到達目標についての点検・評価については次の通りである。

本学は聖ドミニコ修道会のカトリック大学として、国際的な視野をもった人材の育成も重視しており、規模の小さな大学でありながら、英語、スペイン語、中国語、韓国語、留学生対象の日本語を開設している(現状説明3-5)。さらに、現状説明3-27、3-28で述べているように、国際交流委員会を通じて、教育研究上の国際交流の推進にも努めている。具体的には、「英語」や「国際福祉論」の科目での短期留学プログラムの実施、日韓福祉フォ

ーラムの開催、そして、アメリカのオハイオ・ドミニカン大学、韓国の又松大学校、スペインのレオン大学、チリの聖トマス大学との間の国際提携や聖トマス・アキニナス大学国際協議会への加盟などの国際交流基盤の整備にも取り組んできている。こうした取り組みについては評価できるものと考えている。しかしながら、短期プログラムへの一部学生の参加、韓国平澤大学校との日韓福祉フォーラムを除けば、国際提携大学との間での学生や教員の本格的な教育研究上の交流を実施するには至っていない。

【改善方策】

諸外国語の開設、短期留学プログラムの実施、日韓福祉フォーラムの開催、国際交流のための基盤整備などで、一定の国際交流の進展がみられるものの、学生や教員の経済的、時間的な制約があって、本学の教育研究面での特色と言えるほどの実質的な成果をあげるには至っていない。そこで、本学の国際交流の実質的な充実発展を図るために、中長期的な展望にたった戦略的な検討、特に現実可能性も含めた検討を行うことにしている。「選択と集中」をキーワードに、今後推進しようとする国際交流の目的をより明確にし、交流する地域や大学の限定、交流プログラムの具体化、既に整備してきた国際交流基盤の活用などについて、全学的なレベルでここ数年をかけて検討する。

しかし、当面は、国際交流委員会のレベルで、現在萌芽期にあると思われる現行の短期留学プログラムや日韓福祉フォーラムの継続や充実に向けて、開催時期や期間、プログラム内容、予算措置などの面から現実的な取り組みをする。

第4章 学生の受け入れ

[到達目標]

本学の学生の受け入れに関する到達目標は、以下のとおりである。

1. 入学定員に則した学生の確保に努める。
2. 本学のアドミッション・ポリシーの周知に努め、各学科・専攻の教育目標の達成にふさわしい意欲と能力のある学生を受け入れる。
3. 学生の基礎学力が問われている現状を踏まえ、AO 入試で入学する学生の学力等を検証するシステム作りを行う。

1) 学部等における学生の受け入れ

[現状説明]

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

4 - 1 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

学生募集の方法として、刊行物(大学案内、サブパンフレット等)やメディア媒体、ホームページ等を活用して各学科・専攻の内容や、入試概要、奨学金制度、オープンキャンパスをはじめ各種イベント開催等についての情報提供を行っている。また、5月に高校の進学指導を担当する教員を対象に大学説明会を開催し、本学の特色、学科・専攻の内容、入試制度、就職状況等を説明している。なお、大学説明会は本学会場の他に、愛媛県内2会場、隣県である高知県2会場の計5会場で実施している。高校訪問については入試広報課員と入試・募集委員とが分担して、愛媛県内の高校は年に4回(5、7、9、12月)、県外については四国地区の指定校を中心に年1回程度訪問している。オープンキャンパスは、高校生や保護者に本学に対する理解を得る格好の機会ととらえ、大学教職員が中心となりながら、在学生や卒業生の協力を得て、年3回(6、8、9月)実施している。内容は各学科および専攻の特徴や入学試験要項の説明、各種体験コーナー、ミニ講義、地域との連携事業の紹介等、本学の特色となる内容を中心に企画している。また、各種相談コーナー(入試、就職、奨学金、学生生活)を設け、来学者の興味・関心に対応する体制をとっている。また、高校3年生を対象とした従来のオープンキャンパスに加えて、2008(平成20)年度には、1、2年生や保護者を対象としたオープンキャンパスを実施した。

その他、業者や高校が主催するガイダンス、進学相談会には積極的に出会い、大学紹介や、職業内容、資格等についての説明を行っている。

表 4-1-1 入学者選抜方法

入試区分 ()は募集定員	選考方法
A0 入試(18名)	面談、面接
一般推薦(38名)	小論文、面接、調査書
特別推薦(72名)	
指定校	面接、調査書
文化活動(2009年度より廃止)	面接、文化活動報告書、調査書
スポーツ	面接、スポーツ競技実績報告書、調査書
一般入試(65名)	
A 日程	国語(必須)、英語・日本史B・地理B(1科目選択)
B 日程	"
C 日程	"
大学入試センター試験利用入試(27名)	
前期	全科目中、高得点2科目
後期	"
社会人特別入試(若干名)	
期	小論文、面接
期(2009年度より廃止)	"
外国人留学生特別入試(若干名)	
指定校推薦	面接
期	作文、面接、提出書類
期	"

表 4-1-2 3年次編入学選抜方法

入試区分	選考方法
推薦入試	
指定校	面接、提出書類
提携校 期	"
提携校 期	"
特別推薦入試	提出書類
一般入試	
期	小論文、面接
期	"

なお、入学者選抜方法については、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的に評価するとの観点から、表 4-1-1 及び表 4-1-2 に示すように多様な方法を採用している。以下、これらの表内容について説明を行う。

<AO 入試>

2008(平成 20)年度入試から導入した AO 入試は、学力試験を課さずに、学生個々の資質・意欲・適性等を面談や面接を通して総合的に評価する方法である。AO 入試において求める学生像は、大学での学習目標が明確で学ぶ意欲の高い者、円滑な人間関係が築ける人間性豊かな者、本学での学びを活かし広く社会に貢献したいと願う者、各学科及び専攻において、その適性があると認められる者である。

<推薦入試>

推薦入試には、一般推薦、指定校特別推薦、文化活動特別推薦、スポーツ特別推薦がある。

一般推薦入試では、評定平均値 3.0 以上を出願基準とし、面接及び調査書により合否を判定している。一般推薦入試で受験する場合は、他大学との併願を可能としている。

指定校特別推薦入試では、本学の建学の精神を理解し本学への進学実績のある高校、カトリック系の高校などを指定校とし、評定平均値 3.4 以上を出願基準としている。選考方法は、面接と調査書により合否を判定している。

文化活動特別推薦入試は、高等学校在学中に行ったボランティア活動や文化活動などを評価する入試方法であるが、2009(平成 21)年度入試から AO 入試を導入したことにより廃止した。

スポーツ特別推薦入試は、高校在学中のスポーツ競技実績を評価するもので、面接、スポーツ競技実績報告書及び調査書により合否を判定している。

<一般入試>

一般入試は、A・B・C の 3 日程に分けて実施している。試験科目は、国語を必須科目、英語・日本史 B・地理 B の 3 科目のうちから 1 科目を選択科目とし、2 科目の合計点で合否を判定している。

<大学入試センター試験利用入試>

大学入試センター試験利用入試は、前期・後期の 2 日程で実施している。本学独自の学力検査は課さず、大学入試センター試験の成績により上位高得点 2 科目の合計点で合否を判定している。

<社会人特別入試>

社会人としての経験を有する 25 歳以上の者を対象として、大学で学ぶ環境を提供するために行う試験である。社会人として培ってきた社会性や倫理性、教養などを小論文により、また、大学への適性や学ぶ意欲を面接で評価して合否を判定している。

<外国人留学生特別入試>

諸外国の福祉の発展に寄与することと、本学学生の国際感覚を養うことを目的として本入学試験制度は設けられた。出願資格を日本留学試験における日本語の成績が200点以上の者とし、さらに、選考にあたっては、日本語能力を評価するために、作文と面接を課し、提出書類とあわせて総合的に合否を判定している。なお、外国人留学生特別入試の指定校推薦入試では、台湾の姉妹校の生徒を対象に面接試験を行っている。

<3年次編入学試験>

3年次編入学試験は、推薦入試と一般入試に区分されている。編入学推薦入試のうち指定校・提携校推薦入試では、面接と提出書類により選考している。編入学特別推薦入試では、韓国の国際提携校の学生を対象に書類による選考を行っている。編入学一般入試では、小論文と面接により選考している。

(2)入学者の受け入れ方針等

4-2 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

入学者受け入れ方針は、本学の建学の精神及び教育理念に理解を示し尊重できる者で、人間健康福祉学部の教育目標である「ウェルビーイングの理念に立脚し、人間の健康と福祉を追求する「健康福祉社会」づくりに幅広く貢献できる人材の養成」に適した者を受け入れることにある。このことを周知するために、2009(平成21)年度入学試験要項では、建学の精神と教育理念を掲載して、これらに理解を示し尊重できる学生の入学を期待しているところである。特にAO入試においては、当該入試で求める学生像を明確に示している。

4-3 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

AO入試の導入を機に、入試・募集委員会で「AO入試で求める学生像」を作成し、入学試験要項に記載している。AO入試では、学力試験を課さないで、学生個々の資質・意欲・適性等を面談および面接により総合的に評価し、本学の求める学生像に合致した入学者を選抜することにしている。

推薦入試の場合には、各高等学校の校長から本学の入学者受け入れ方針に適合した生徒を推薦してもらうことしている。推薦入試出願の際に提出する推薦書には、「貴学の建学の精神を理解し、かつ、大学教育を受ける素質がある者と認め、推薦いたします。」と記載されている。また、一般推薦入試の際に課する小論文の試験では、本学の入学者受け入れ方針を考慮に入れたテーマを出題している。

一般入試については、試験科目と入学者受け入れ方針とを関連づけるものはないが、特に国語の基礎学力は、入学後の学習に影響すると考え、試験科目のうち「国語」を必須科目としている。また、2008(平成20)年度入試から、選択科目として「英語」のほかに「地

理B」・「日本史B」を試験科目に加えている。

入学者受け入れ方針と入学後の各学科・専攻のカリキュラムと直接的な関係は薄いが、AO入試合格者に対しては、「入学前学習プログラム」という名称で入学予定の学科・専攻に関する課題を与えて学習を行わせている。また、推薦入学予定者に対しては、「入学前自主学習」という名称で、現在、自分が関心のある社会事象等に関するリポートを任意で提出させている。

(3)入学者選抜の仕組み

4-4 入学者選抜試験実施体制の適切性

入学者選抜試験に関する事務的な作業は、入試広報課員が行っている。主な業務は、入学願書受付処理、試験実施、合否判定資料の作成、合否結果通知書の作成・発送、入学手続き処理等である。

入学者選抜の方針、入試日程、入試方法などについては入試広報課員と入試・募集委員(教員)で構成されている入試・募集委員会で十分な協議を行い、各年度の入試要項の原案を作成する。作成した入試要項は教授会の議を経て決定され、この決定に基づいて、入試広報課員は入試・募集委員長と相談・協議の上、募集活動及び入試業務を行う。

入学者選抜試験については学長統括の下、入試・募集委員長の指揮において、全学体制で実施している。

大学入試センター試験利用入試以外の入試問題の作成は、入試・募集委員会が担当教員を選定し、入試・募集委員長が委嘱している。

また、複数の担当教員が、問題作成から採点までの任を担い、作成された問題は、入試・募集委員会委員2名が1組になり問題確認を行い、最終確認を入試・募集委員長が行うことで、入試問題の適切性を保ち、ミスを防いでいる。

4-5 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜に関する方法及び基準については、入試区分ごとに入学試験要項に明記した上で、大学説明会、進学相談会及びオープンキャンパスで説明を行っている。また、志願者数・受験者数・合格者数・入学者数などの入試結果や一般入試の各試験科目の最高点・最低点・平均点などの情報については、高等学校や受験生の要望に応じ、口頭で説明している。

4-6 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

入学者選抜のあり方全般については学長、副学長、学部長、その他の教員で構成されている入試・募集委員会並びに入試広報課員において協議、検討を重ねている。したがって、

入学者選抜の公正性・妥当性に関しても、入試・募集委員会と入試広報課員で協議、検討を行っている。全ての入学試験日の前日に入試業務担当者に対し、入試・募集委員長から入試に関する注意事項等の説明、業務内容についての打ち合わせを行い、公正性、妥当性を保つよう配慮している。

面接試験においては、評価の視点を文書化して担当者に配布している。また評価の偏りを防止するため、2名の教員で面接を担当している。AO入試においては面談を経たうえで面接を実施しているが、公正性・妥当性を確保するために、面談担当者と面接担当者が重複しないよう分担している。

学力試験を課す入学者選抜試験においては、作問者による採点後、合計点等の誤りがないかを作問者以外の教員がチェックしたうえで採点表に転記し、判定資料を作成している。入試・募集委員会では、この判定資料に基づき合否判定の審議を行い、原案を作成し、教授会の承認を経て学長が決定している。

(4)入学者選抜方法の検証

4-7 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

各年度の学科試験、小論文、作文の入試問題は、学内の教員複数名による作成を基本としている。作成された問題・解答用紙については、相当な時間をかけて、科目ごとに入試・募集委員長に任命された委員2名が、出題範囲、誤植、表現方法等について細かくチェックを行い、校正後はすべての科目において入試・募集委員長が最終確認を行っている。

(5)AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)

4-8 AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)を実施している場合における、その実施の適切性

入学者選抜においては、大学教育を受けるにふさわしい能力、適性等を多面的に判定することが求められる。そこで本学においては従来の入学者選抜方法に加えて、2008(平成20)年度入試から、学力試験を課さずに、志願者の個々の資質・意欲・適性等を面接で総合的に評価するAO入試を導入した。

AO入試については、入試・募集委員会と入試広報課員で対応しており、各学科・専攻ごとに、求める学生像を入学試験要項やホームページに明記し、本学のアドミッション・ポリシーを十分理解した、意欲のある者を広く募集している。AO入試の実施に関しては、まずエントリーした者を対象に、本学教員による「面談」を行う。「面談」は約30分間で、エントリー者に対して本学の建学の精神や、教育理念、各専攻の概要、カリキュラム内容

等を十分に説明することを主な目的としており、受験生が適切な進路選択ができるよう配慮している。「面談」を受けた後、説明の内容を理解し、本学への入学意思を確認し、出願許可を与えた受験生が出願し、本学教員が行う「面接」を受けるシステムとなっている。面接時間は約 20 分間である。「面談」「面接」とともに教員 2 名で個人を単位として実施している。面接の結果は予め入試・募集委員会で作成された評価表に記入、点数化(30 点満点)され、判定資料となる。入試・募集委員会ではその判定資料をもとに合否を審議し原案を作成する。最終的には原案をもとに教授会で審議したうえで、学長が決定する。AO 入試で合格した者に対しては、入学後の授業への導入に結びつけることを目的とした入学前学習プログラム(入学まで 3 回にわたる学習課題)を実施している。なお、AO 入試は年 2 回(8 月、10 月)実施している。

(6) 科目等履修生・聴講生等

4-9 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学では可能な限り、科目等履修生、聴講生、研究生を受け入れる方針を取っている。科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れは、「聖カタリナ大学研究生、科目等履修生及び聴講生に関する規程(平成元年 6 月 9 日施行)」に定められている。これらの学生は、入学検定料を添えて本学所定の入学願書を提出し教授会の議を経て入学が許可される。表 4-9-1 は、2006(平成 18)・2007(平成 19)年度の科目等履修生・聴講生・研究生の受け入れ実績であるが、表に示されるようにそれらの人数は僅かである。

表 4-9-1 科目等履修生・聴講生・研究生の受け入れ実績(2006(平成 18)・2007(平成 19)年度)

	科目等履修生		聴講生		研究生	
	2006 年度	2007 年度	2006 年度	2007 年度	2006 年度	2007 年度
社会福祉学部	5	1	1	1	1	0

(7) 定員管理

4-10 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

2008(平成 20)年 4 月現在における学生収容定員は社会福祉学科 500 名、健康福祉マネジメント学科(福祉経営学科含)420 名の合計 920 名である。学生収容定員に対する在籍学生の充足率を表 4-10-1 に示す。社会福祉学科では、学生収容定員が充足しているが、健康福

祉マネジメント学科では、充足率は 0.67 と低い数値になっている。また、編入学の充足率も低い数値となっている。

表 4-10-1 在籍学生数とその定員に対する比率

	学生収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学科	500	504	1.01
健康福祉マネジメント学科 (福祉経営学科含)	420	283	0.67

(編入学)

	定員	在籍数	充足率
社会福祉学科	20	12	0.6
福祉経営学科	20	4	0.2

4 - 1 1 著しい欠員ないし定員超過が恒常に生じている学部における対応策とその有効性

2004(平成 16)年度から 2008(平成 20)年度の入学生数を表 4-11-1 に示す。

本学は 1 学部 2 学科で構成されており、入学定員は、社会福祉学科 120 名、健康福祉マネジメント学科 100 名である。2004(平成 16)年 4 月から従来の 1 学部 1 学科(社会福祉学科)に加え、福祉経営学科を新設し、男女共学化した。これにより、社会福祉学科については、2004(平成 16)年度から 2006(平成 18)年度まで入学定員を充足できていたが、その後 2 年間、定員割れを起こしている。また、福祉経営学科については学科設置当初から定員充足が困難な状況にあった。そこで 2008(平成 20)年度より、従来の社会福祉学部を人間健康福祉学部とし、福祉経営学科を健康福祉マネジメント学科に改組した。健康福祉マネジメント学科は福祉マネジメント専攻(定員 50 名)と健康スポーツマネジメント専攻(定員 50 名)の 2 専攻で構成した。改組初年度の健康福祉マネジメント学科は、学科全体としては定員充足には至らなかった。しかし、新たに設けた健康スポーツマネジメント専攻は定員以上の入学生を確保することができた。一方、社会福祉学科においては、2008(平成 20)年度も入学定員を確保することができなかった。

表 4-11-1 入学者数の推移

入学年度	学科	定員	入学者数	比率
2004(平成 16)年度	社会福祉学科	120	161	1.34
	福祉経営学科	100	87	0.87
2005(平成 17)年度	社会福祉学科	120	150	1.25
	福祉経営学科	100	73	0.73
2006(平成 18)年度	社会福祉学科	120	155	1.29
	福祉経営学科	100	68	0.68
2007(平成 19)年度	社会福祉学科	120	117	0.98
	福祉経営学科	100	64	0.64
2008(平成 20)年度	社会福祉学科	120	82	0.68
	健康福祉マネジメント学科	100	77	0.77

表中の比率は入学者数 / 定員

(8)編入学者、退学者

4 - 1 2 退学者の状況と退学理由の把握状況

2006(平成 18)年度・2007(平成 19)年度の学科別退学者数および退学理由は、それぞれ表 4-12-1、表 4-12-2 のとおりである。これらの表には、除籍者の人数も含まれている。表 4-12-1 に示されるように退学者数には、この 2 年間で大きな変化は見られない。表 4-12-2 に示される退学理由では、2006(平成 18)年度では、進路変更が最も多く、2007(平成 19)年度では、その他が最も多かった。

本学では、学生が退学という選択に至る前に、1、2 年生については基礎演習担当教員、3、4 年生については専門演習担当教員が学生と面談する体制をとっている。また、退学する学生は、その徴候として授業を欠席する傾向が見られることから、出席率に問題のある学生を早期に特定し、上記の教員がアドバイスを行う体制をとっている。

表 4-12-1 学科別の年次ごとの退学者数

学部	学科	2006(平成18)年度					2007(平成19)年度				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
社会福祉学部	社会福祉学科	3	1	6	3	13	1	3	4	4	12
	福祉経営学科	1	3	4	0	8	2	5	2	2	11
合 計		4	4	10	3	21	3	8	6	6	23

表 4-12-2 退学理由別の退学者数(除籍を含む)

理由	学科	2006(平成18)年度	2007(平成19)年度
一身上の都合	社会福祉学科	4	1
	福祉経営学科	3	3
進路変更	社会福祉学科	6	4
	福祉経営学科	3	4
体調不良	社会福祉学科	1	0
	福祉経営学科	0	0
その他	社会福祉学科	2	7
	福祉経営学科	2	4
合 計	社会福祉学科	13	12
	福祉経営学科	8	11

[点検・評価]

本章における第1の到達目標は、入学定員に則した学生の確保に努めるというものである。2004(平成16)年4月の福祉経営学科新設を契機に、男女共学への変革を行ったところ学部全体としては、入学定員を充足することができた。しかし、近年のメディア等による福祉専門職をとりまく待遇のマイナスイメージが社会的に浸透し、入学定員を充足することが困難になってきている。2008(平成20)年には、従来の社会福祉学部を人間健康福祉学部に、従来の福祉経営学科を健康福祉マネジメント学科に改組した。そして健康福祉マネジメント学科に福祉マネジメント専攻と健康スポーツマネジメント専攻を置き、学部定員の充足に向けた改革を行った。その結果、健康スポーツマネジメント専攻については定員を上回る入学者数を確保できたが、それ以外の専攻についてはいずれも定員を充足することができなかった。また、編入学生数も近年低迷しているが、このような傾向も上記のような福祉の環境に対するマイナスイメージが強く影響しているものと考えられる。

人間健康福祉学部の学生募集方法としては、テレビコマーシャルや新聞・交通・WEB広

告、ホームページに特設サイトを制作するなどの方法を用いたが、改組の趣旨や新専攻の特色、将来展望等についての理解を十分得ることができなかつた。これは受験生やその保護者などに新学部の内容を理解してもらうための直接的アプローチが不足していたことが原因と考えられる。

オープンキャンパスに関しては、参加者の約5割が本学に入学していることから、効果的な学生募集の取り組みとして評価できる。また、進路選択の模索は高校入学時から始まることを考慮し、高校3年生を対象とした従来のオープンキャンパスに加えて、2008(平成20)年度には、1、2年生や保護者を対象としたオープンキャンパスを実施したことも評価できる。高校訪問については県内と隣接する四国3県の高校を対象に行っているが、大学進学者の進路意思決定には高校教員の指導が大きく影響していることから、これらの訪問を通して高校教員とのこれまで以上に円滑な関係を構築することが必要である。

また、収容定員を充足するためには退学者を最小限に抑えることも必要である。退学理由として「進路変更」を挙げている学生は、2006(平成18)年度で9人、2007(平成19)年度は8人であった。進路変更を考える学生の中には、大学入学前に考えていた学習内容と実際の学習内容との乖離を挙げる者が見受けられる。受験生に対してこれまで以上に詳細な大学説明を行う必要があると考える。また、退学理由として挙げられている「一身上の都合」の中には、学生納付金が納付できないために除籍を余儀なくされるケースもある。本学では、学納金の延納制度を設けそのような学生に対応しているが、学納金の貸付制度等は設けられていない。今後このような学納金の貸付制度の設立も検討が必要と考える。

本章の第2の到達目標は、本学のアドミッション・ポリシーの周知に努め、各学科・専攻の教育目標の達成にふさわしい意欲と能力のある学生を受け入れることである。本学の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として、2009(平成21)年度入学試験要項に本学の建学の精神と教育理念を掲載した。また、本学学則に定める学部の各学科・専攻の教育研究目的については本学のホームページに掲載し、その周知に努めている。これらアドミッション・ポリシーや教育研究目的については、本学が開催するオープンキャンパス、高校の進学担当教員向けの大学説明会、教職員が担当する高校訪問などで再三説明を行っている。また、2008(平成20)年度入試から導入したAO入試では、エントリー学生に対して行う面談において、本学の建学の精神や教育理念などを教員から詳細に説明し、本学のアドミッション・ポリシーを十分理解し、意欲のある学生を入学させるよう努めている。

本章の第3の到達目標は、学生の基礎学力が問われている現状を踏まえ、AO入試で入学する学生の学力等を検証するシステム作りを行うことである。本学では、多様な入試方法の一環として2008(平成20)年度入試からAO入試を導入した。AO入試では、本学のアドミッション・ポリシーや各専攻の教育内容などを説明する面談と評価表を用いた面接が行われている。また、AO入試で合格した者に対して、入学後の授業への導入に結びつけることを目的とした入学前学習プログラムを実施している点は評価できる。しかし、AO入試

は学力試験を課さない選抜方法であるため、AO入試合格者が大学教育に適応できる学習能力を持ち合わせているかどうかの不安は払拭できない。そのため、AO入試合格者の入学後の学習評価及びAO入試本来の意義が達成できているかについて検証するシステムを構築していく必要性がある。しかし、現時点ではそのようなシステムを構築する作業は、具体的になっておらずそれらに対する早急な着手が必要とされている。

また、入学者選抜方法は多様に設定され、受験生が自分に適した入試方法を選択することが可能となっている。そして、そのような多様な入試方法により、複数回の受験機会を得られるように配慮されている点は評価できる。各入学者選抜方法における面接や報告書などの評価については、すべて点数化し客観的に判定ができるようにしており、その公正性は保たれていると考える。

[改善方策]

本学の入学定員に則した学生を確保するために、以下の改善策を実施する。刊行物やホームページの内容充実は無論であるが、高校教員や生徒との対面を通した情報交換の機会確保に努める。具体的には高校訪問の時期、回数、訪問エリアの見直し等、効果的な訪問活動を計画、実施する。また、高校生に本学の特色を周知するために教員による出張講義メニューの内容充実を図り、これまで以上に積極的なアプローチを行う。オープンキャンパスについては、在学生へのアンケートも実施し、内容のさらなる充実を図る。また、2008(平成20)年に従来の時期とは別に開催した高校1、2年生や保護者を対象とした大学説明会を今後も引き続き実施する。編入学生確保に関しては、編入学用刊行物等を作成し、短期大学・専門学校への訪問を従来以上に積極的に行う。また、AO入試合格者の入学後の基礎学力その他の評価について、入試・募集委員会と教務委員会が連携を図り、随時点検・評価を行うシステムづくりを2009(平成21)年度中に着手する。

第5章 学生生活

[到達目標]

学生が学修に専念できるよう、以下の到達目標を設定して、学生生活の支援と学修環境の整備に努める。

1. 学生生活を安定させるため、奨学金制度による経済的支援と奨学金受給に関わる指導と運用を充実する。
2. 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生面の向上に向けて環境整備を行う。
3. 快適で安全な学生生活が送れるよう、人権を保障するとともに適切なハラスメント防止措置と対処方法を確立する。
4. 適切な進路選択指導と就職支援体制をより充実する。
5. 社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格取得支援を強化する。

[現状説明]

(1) 学生への経済的支援

5 - 1 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本学の建学の精神を具現化し教育の効果を高めるために、優れた才能を有し、人物、学業成績ともに優秀で、向学心が旺盛にもかかわらず経済的理由により就学困難な者に必要な援助を与えることを目的として、以下のような奨学制度が設けられている。

1. 学内の奨学制度

- 1) 学業優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により就学の困難な新入生を対象にする奨学制度(学園奨学生)。
- 2) 学業やスポーツ活動で特に優秀な者に対する奨学制度(特待生・スポーツ奨学生)。
- 3) 家計急変者に対する奨学制度(カタリナ奨学生1種)：在学中に家計が急変し、就学が困難になった場合に、願い出ができる。該当年度に4人までとし、5月・10月に掲示によって募集し、授業料の50%が1年間免除される。
- 4) 在学期間中の利息の免除(カタリナ奨学生2種)：指定銀行の教育ローンを借りている学生が願い出によって、在学期間中の利息を奨学金として給付する(指定銀行へ振り込み)。
- 5) 後援会奨励金：2、3年生の各学科年間成績優秀者(科目平均により若干名)に対して奨励金(1人5万円)が贈呈される。

なお、奨学制度の目的に鑑み、奨学生として採用後も年2回面接が実施され、成績や大学行事参加の状況について、その後も奨学生として継続可能か否か審査している。

2. 学内奨学制度以外のもの

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構：大学に在学する学生で、人物・学業ともに優れ経済的理由により著しく就学困難な者に援助を与える。出願方法は、年1回4月に募集があり、その都度学生支援課掲示板にて募集を行う。選考方法として、個別面接を実施後、日本学生支援機構の定める基準に従って本学の選考委員会で選考を行う。そのうえで、日本学生支援機構に推薦し、そこで採用が決定される。採用後、年1回の継続手続きが必要となる。
- 2) 星川奨学会：丸住製紙株式会社の行う奨学制度である。学業、人物ともに優秀で、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学援助を行い、社会有用の人材を育成し、社会・文化の発展に寄与することを目的としている。奨学会の種類は、月額30,000円の給付方式である。出願方法は、年1回1年生を対象に4月に募集があり、その都度学生支援課掲示板にて募集を行う。選考方法として、個別面接を実施後、星川奨学会の定める基準に従って本学の選考委員会で選考を行う。そのうえで、星川奨学会へ推薦し、正式に採用が決定される。採用後、年1回1月に近況報告書を提出し、年2回の受領資格確認が行われる。
- 3) 宮崎要社会福祉奨学基金：愛媛県出身の社会福祉を担う専門家を目指す者に対して奨学会を提供することで、愛媛県の社会福祉領域の人材育成と社会福祉向上に寄与することを目的としている。奨学会は、月額25,000円で、毎年6月・10月に15万円が給付される。選考方法は、学校から推薦された奨学生候補者の中から、応募書類に基づいて運営委員会で選考される。
- 4) あしなが育英会：病気や災害、自死(自殺)、などで親を亡くしたり、重度後遺症のために働けない家庭のこどもたちを物心両面で支援されており、経済的支援として奨学会を貸し出されている。大学生に対する奨学会の種類として、一般として来春、大学・短大に進学予定の者に月額40,000円の貸与と、特別として大学・短大に在学している者に月額50,000円の貸与がある。選考方法は、書類審査と筆記試験・面接試験である。

表 5-1-1 奨学金給付・貸与内容とその状況

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	給付・貸与の別と特典の詳細	2006(平成18)年採用者数	2007(平成19)年採用者数
学園奨学生	内	給付	年額 授業料の半額免除	5	7
スポーツ奨学生	内	給付	年額 授業料の半額免除	7	4
特待生	内	給付	年額 授業料の半額免除	0	1
カタリナ奨学生 1種	内	給付	当該年度の授業料の半額免除	1	3
カタリナ奨学生 2種	内	給付	在学期間中の利息の免除	0	0
後援会奨励金	内	給付	1名に5万円	9	8
日本学生支援機 構奨学金	外	貸与	第1種奨学金(無利子)自宅 月額54,000円	18	15
	外	貸与	第1種奨学金(無利子)自宅外月額64,000円		
	外	貸与	第2種奨学金(有利子)3万、5万、8万、10万、12万円の中から希望貸与月額を選択(年3%)	46	45
	外	貸与	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)初回30万円		
星川奨学会奨学 金	外	給付	月額30,000円	1	1
宮崎要社会福祉 奨学基金	外	給付	月額25,000円	2	1
あしなが育英会	外	貸与	月額40,000円	1	0

表 5-1-2 2006(平成18)年度 奨学金・貸与状況

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象 学生数(A)	在籍学生 総数(B)	在籍学生数に 対する比率 A / B *100	支給総額(C)	1件当たり 支給額 C / A
学園奨学生	内	給付	18	752	2.4%	5,520,000	306,667
スポーツ奨学生	内	給付	13	752	1.7%	3,970,000	305,385
特待生	内	給付	0	752	0.0%	0	0
カタリナ奨学生 1種	内	給付	1	752	0.1%	305,000	305,000
後援会奨励金	内	給付	9	752	1.2%	450,000	50,000
日本学生支援機構奨学金	外	貸与	152	752	20.2%	119,490,000	786,118
星川奨学会奨学金	外	給付	4	752	0.5%	1,440,000	360,000
宮崎要社会福祉奨学基金	外	給付	2	752	0.3%	600,000	300,000
あしなが育英会	外	貸与	1	752	0.1%	480,000	480,000

表 5-1-3 2007(平成 19)年度 奨学金給付・貸与状況

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸との別	支給対象学生数(A)	在籍学生総数(B)	在籍学生数に対する比率 A / B *100	支給総額(C)	1 件当たり支給額 C / A
学園奨学生	内	給付	19	856	2.2%	5,820,000	306,316
スポーツ奨学生	内	給付	14	856	1.6%	4,295,000	306,786
特待生	内	給付	1	856	0.1%	300,000	300,000
カタリナ奨学生 1 種	内	給付	3	856	0.4%	910,000	303,334
後援会奨励金	内	給付	8	856	0.9%	400,000	50,000
日本学生支援機構奨学金	外	貸与	201	856	23.5%	154,410,000	768,209
星川奨学会奨学金	外	給付	4	856	0.5%	1,440,000	360,000
富崎要社会福祉奨学基金	外	給付	2	856	0.2%	600,000	300,000
あしなが育英会	外	貸与	1	856	0.1%	480,000	480,000

3. 学生の経済的支援を図るためのその他の措置

1) 外国人留学生の学費等の減免：外国人留学生が経済的な事由により、修学が困難な場合に、学費等を減免することによって学業達成に資することを目的としている。学費等の免除は入学金及び在学期間中の授業料の 50% である。

2) 松山済美会留学生寄宿舎費補助：外国人留学生が学業に専念できるよう、学業、人物ともに優秀で、経済的援助を必要とする外国人留学生に対して、月額 15,000 円の寄宿舎費補助費が在学期間中にわたり給付される。大学は、留学生委員会において推薦者を選考・決定し、済美会に通知している。

4. 奨学金給付・貸与状況

学内外の奨学金に、2006(平成 18)年度には 90 名(学内奨学生 22 名、学外奨学生 68 名)、2007(平成 19)年度には 85 名(学内奨学生 23 名、学外奨学生 62 名)が採用された(表 5-1-1)。

表 5-1-2、表 5-1-3 には、2006(平成 18)年度および 2007(平成 19)年度の奨学金給付・貸与状況が示されている。学内の奨学金は、2006(平成 18)年度では 41 名、2007(平成 19)年度では 45 名に給付され、これは在籍学生総数に対して 5% を超える割合である(2006(平成 18)年度 5.5%、2007(平成 19)年度 5.3%)。また、学外の奨学金については、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生の割合が非常に高い(2006(平成 18)年度 20.2%、2007(平成 19)年度 23.5%)。

奨学金以外の経済的支援に関しては、2006(平成 18)年度では 20 名、2007(平成 19)年度では 23 名の外国人留学生(在学生全員)が授業料等の減免(50%)措置を受けている。他方、

松山済美会留学生寄宿舎費補助については、2006(平成18)年度は1名、2007(平成19)年度は2名の外国人留学生が採用になっている。

(2)生活相談等

5-2 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に関しては、学生支援課を中心に、主に保健室及び学生相談室が連携を取りつつ行っている。

学生の定期健康診断を毎年1回4月に行っている。対象は全学生である。実施項目は、身長・体重・血圧・視力・胸部X線・尿検査及び内科検診で、受診率は97%前後で推移している(表5-2-1)。定期健康診断において所見有りとされた者(表5-2-2)に対しては大学が委嘱した学校医(内科医師)または他の医療機関を紹介し、必要とされる場合は大学が費用負担をして貧血検査・肝機能検査・心電図検査を行っている。

表5-2-1 定期健康診断受診率

	2005(平成17)年度	2006(平成18)年度	2007(平成19)年度
胸部レントゲン	(%) 97.7	(%) 95.8	(%) 97.6
身体計測	(%) 97.9	(%) 97.9	(%) 97.3
尿検査	(%) 95.9	(%) 94.1	(%) 94.8

表5-2-2 胸部レントゲン、内科検診、尿検査における有所見者

	2006(平成18)年度		2007(平成19)年度	
胸部レントゲン	(人)		(人)	
	有所見者	4	0.54%	32
	要再検査者	2	0.27%	2
内科検診	要再検査者のうち受診者	2	100%	1
	(人)		(人)	
	有所見者	25	3.41%	48
尿検査	要再検査者	16	2.18%	44
	要再検査のうち受診者	13	81%	30
	(人)		(人)	
尿検査	尿蛋白	12	1.68%	21
	尿糖	1	0.14%	3
				0.36%

保健室には1名の常勤保健師が配置され、学内でのけがや体調不良の学生に対する応急処置のほか、学生からのさまざまな健康相談に応じている。利用者数は2006(平成18)年度が625人、2007(平成19)年度が486人であった。2007(平成19)年度の疾患別利用者数としては、消化器系が25.9%と最も多く、次いで呼吸器系22.6%、他に頭痛や婦人科の相談が多かった。また保健室内には体重計・身長計・体脂肪計・握力計・背筋力計などを設置し、学生が自由に利用できるようにしている。なお、保健室は2008(平成20)年度より、新たに開設されたヘルスプロモーションセンター内のヘルスエリアに移設された。また、保健師による健康相談以外に、毎月1回学校医による健康相談を実施している(表5-2-3)。

学生相談室は5名の専任教員と1名の非常勤(週4日勤務)カウンセラーによって構成されていたが、2008(平成20)年度よりスクールソーシャルワーカー(学生支援課スクールソーシャルワーク担当職員)が配置された。5名の専任教員は臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を有している。専任教員は授業時間のうち毎週2コマを学生相談用として公開し、研究室にて学生の相談に応じている。非常勤カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは専用のカウンセリング室にて学生の相談に応じている。利用者数は2006(平成18)年度が377人、2007(平成19)年度が263人であった(表5-2-4)。2007(平成19)年の内容別相談数は精神保健に関する問題が一番多く、次いで対人関係・複合問題・学業に関する問題の順になっている。なお、2008(平成20)年度より、新たに開設されたヘルスプロモーションセンター内に学生相談用面接室として使用可能な共有スペースが2部屋増設された。

2007(平成19)年度より、毎月1回精神科医によるメンタルヘルス相談を実施している。初年度の利用者数は9人であった。

表5-2-3 健康相談利用状況

年 度	人 数	相談内容
2006(平成18)年度	8	内科、口腔に關すること
2007(平成19)年度	2	内科、皮膚科

表5-2-4 学生相談室利用状況 (延人数)

	2006(平成18)年度	2007(平成19)年度
新規	53	47
利用者数	377	263
1年生	89	34
2年生	95	78
3年生	84	68
4年生	109	82
学年不明		1

5 - 3 ハラスメント防止のための措置の適切性

本学では真理なる神を愛し、真理に養われた愛で人々に奉仕するという建学の精神に基づき、学生や教職員が就学、就労、研究のため良好な環境を確保できることを目的とし、「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程」を設けて、ハラスメントの発生を防止するとともに、万一ハラスメントが発生した場合の事後の対応について定めている。

この規程の対象となるハラスメントは、セクシャル・ハラスメントに限らず大学特有のアカデミック・ハラスメント等全てのハラスメントのことである。セクシャル・ハラスメントとは就学、就労上の関係にある本学の構成員が相手の意に反する性的言動を行い、これにより相手が精神的な面を含め、就学、就労、教育、研究のための環境を悪化させることを指す。他のハラスメントとは、同じく本学の構成員が人種、国籍、出身地、宗教、政治的信条、年令、職業、身体的特徴等、広く人格と関わる事項において相手の意に反する不適切な言動を行い、これにより相手が精神的な面を含め、就学、就労、教育、研究のための環境を悪化させることをいう。

ハラスメントの発生を予防するために、学長は教職員及び学生に対しその啓発に努めるとともに、教職員を監督する地位にあるものは、本学構成員の言動に十分な注意を払うことが義務づけられている。したがって、ハラスメントに関する相談に対応するために、学内の教職員の中からハラスメント相談員を置き、相談員はハラスメントの被害を受けたとする者のプライバシーを保護し、かつ人権を侵害しないよう十分に配慮の上相談を行うようになっている。他にも学生は、学内に常置している学生相談室や、実習連絡室、実習担当教員を通じて相談することができ、苦情の申し立てがある時は、相談を受けた者からハラスメント相談員に報告されることになっている。

相談員は、ハラスメントに関する苦情の申し立てが生じた時には、被害を受けたとする者が属する所属の長である学部長、学科長、事務局長に報告する。また、所属長は、指導、調停によって問題の解決が可能であると判断した場合は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及び他の関係者から公正な事情聴取を行い、指導、調停にあたる。なお、所属長は、指導、調停の結果を相談員に報告する。

相談員からハラスメントに関する苦情の申し立てがあることを報告された所属長が、より精微な事実関係を調査する必要があると判断したときは、ハラスメント調査会の設置を学長に要請する。学長は、この請求を受けたとき、事例ごとに調査会を設置する。調査会は、被害を受けたとされる者、行為者とされた者との他、関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。この事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分配慮することにしている。

学長が調査会の報告を受けて必要と認める場合は、理事会で審議する。理事会は、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導並びに措置に関して審議する。この理事会の決議を受けて学長は、被害を受けたとする者及び行

行為者とされた者に審議結果を告知し、必要な措置を講じる。また、被害を受けたとする者及び行為者とされた者は、その告知結果・内容について不服がある場合に、学長に異議を申し立てることができる。

5 - 4 生活相談担当部署の活動の有効性

生活相談担当部署は学生支援課である。学生支援課では学生生活に関する基本的な業務(学生証の発行・管理、通学に関する支援、キャンパスマナーの指導等)に加え、学生の個人的生活相談に関して、窓口となり保健室や学生相談室への紹介を行っている。

入学当初から2年間(2008(平成20)年度以降の入学者は1年間)受講する「基礎演習」では、クラスごとに担当教員が配置され、学生一人ひとりの生活相談に応じている。同様の配慮は3年生からは「専門演習」(ゼミ)の担当教員に引き継がれる。

日常的な相談に加えて学生生活上の心身の健康に関する専門的な相談に対しては保健室と学生相談室が対応している。

5 - 5 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

2007(平成19)年度までは1名のカウンセラー(臨床心理士)が配置されていたが、2008(平成20)年度からはカウンセラーに代わって1名のスクールソーシャルワーカーが配置されることとなった。カウンセラー、スクールソーシャルワーカーとともに雇用形態は学生支援課の事務職員であるが、実質的に学生相談室の一員として専門的な相談支援業務に携わっている。

進路相談について学生相談室に持ち込まれた件数は2005(平成17)年度24件、2006(平成18)年度26件、2007(平成19)年度30件となっている。

[点検・評価]

本章の第1の到達目標は、学生への経済的支援のために本学が実施している奨学金制度及び奨学金受給に関する指導と運用を充実させることにある。本学が採用している学内の奨学受給者数は、2006(平成18)年度では41名、2007(平成19)年度では45名と少人数であるが、在籍学生総数(2006(平成18)年度752名、2007(平成19)年度856名)に対して奨学生の占める割合は、5%~5.5%水準にあり、決して低い割合ではないと考えられる。さらに、教育研究経費内に占める奨学費の割合は、私立大学全国平均9%台(2006(平成18)年度9.2%、2007(平成19)年度9.3%「今日の私学財政2008(平成20)年度版」より)であるのに対し、本学は2006(平成18)年度13.0%、2007(平成19)年度14.6%と高い奨学費割合を示し評価できる。

他方、日本学生支援機構奨学金から奨学金の貸与を受けている学生が多く存在する

(2006(平成 18)年度 20.2%、2007(平成 19)年度 23.5%)。この状況は、学生支援課の周知活動の成果だと考えられるが、同時に経済的支援を必要としている学生の多さは否めない。前回の自己点検・評価で、経済的状況の良好でない学生の就学援助のために奨学金制度を充実することが検討課題であるとされた。そこで、2008(平成 20)年度からは、学内の奨学金制度を見直し、奨学生の採用枠を 7 名分拡大し学生の経済的支援を充実させた。

さらに、本学では学生の経済的支援を図るための奨学金以外の措置として、外国人留学生への授業料等の減免(50%)措置を設けている。この措置を在学中の外国人留学生全員が受けており(2006(平成 18)年度:20 名、2007(平成 19)年度:23 名)減免額の総額は、2006(平成 18)年度で 6,015,000 円、2007(平成 19)年度で 7,080,000 円に上る。この本学独自の授業料等の減免措置は、外国人留学生への経済的支援として評価できる。

以上の奨学金や減免措置以外にも学生の経済的支援を図る方策を、愛媛県や松山市行政及び地元企業との連携も視野に入れて模索しているが、社会情勢が不況のおり直ちに協力が望めない。現在できることとしては、従来から実施されている学費延納願(定期試験開始前日までに申請)を受理し、学業の継続を支援することである。

本章の第 2 の到達目標は、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生面の向上に向けて環境整備の実施である。学生の定期健康診断受診率が非常に高い(97%前後)ことは、学生の健康管理上評価できる。さらに有所見者に対するフォローアップも十分行われている。しかし、定期健康診断を受けない学生が毎年少数ながらいることも事実であり、それらの学生に対する対応は不十分であると考えられる。

また、心理学及び精神保健福祉等の領域において専門的な資格及び臨床経験を有する専任教員が学生相談に直接関わっているところが本学の特徴と言える(臨床心理士 3 名、精神保健福祉士 2 名)。多くの大学等において、非常勤カウンセラーによる専門的相談を担っている現状に比べ、専任教員がその任に当たることができていることは評価できる。

さらに、本学が掲げる少人数教育と、それに支えられるきめ細かい個人指導はそれらの問題に対しても有効性を発揮している。「基礎演習」担当教員、「専門演習」担当教員、さらに保健室・学生相談室は常に緊密な連携を保ちながら学生の相談に丁寧に応じており、活動の有効性は高い。しかし、長期欠席者など、何らかの問題を抱えながらも、自分から進んで生活相談ができない学生に対しては担当教員が学生の自宅や携帯に電話をするなどの努力にもかかわらず、なかなか相談にまで繋がらないケースがあることも事実である。また、相談を希望する学生が専任教員に気軽にアクセスできるよう、学内に掲示される学生相談室のポスターに各研究室のダイレクトイン電話番号を記載している(2008(平成 20)年度実施)。しかし、援助を必要とする学生をただ面接室で待っているだけでは不十分である。そこで、学生のプライバシーを最大限配慮しながら家庭訪問をするなどの対応ができるスクールソーシャルワーカーの配置が必要である。大学としては、2008(平成 20)年度からスクールソーシャルワーカーを配置したことは評価できる。

2008(平成 20)年度に保健室がヘルスプロモーションセンター内ヘルスエリアに移設さ

れたことにより、保健室の面積が広くなったことに加え、救急車の停車位置までの距離が格段に近くなり、ケガ人・急病人への対応が改善された。また、同センター内に学生相談用面接室が確保されたことにより、専任教員も研究室ではなく専用の面接室でのカウンセリングが可能となった。

本章の第3の到達目標は、快適で安全な学生生活が送れるよう、人権を保障すると共に適切なハラスメント防止措置と対処方法を確立することである。

教職員に対してはキリスト教的世界観と本学の教育理念に基づき、大学におけるすべてのハラスメントを人権侵害であるとの認識に立つものであることを学長・学部長から教授会で訓示し、常に教育姿勢に緊張感を持たせていることは評価できる。また、毎年度当初に「セクシャル・ハラスメントを起こさないために」と題するリーフレットを全学生及び全教職員に配付し、その啓蒙を図っていることも評価に値する。しかし、留学生の人権保障についての特別な周知がなされてないことが今後の課題である。

〔改善方策〕

定期健康診断未受診の学生を減らすための対策として、受診の重要性についてさらなる広報活動の徹底を実施すると共に、基礎演習担当教員・専門演習担当教員と連携し、学生に定期健康診断の受診を促し、未受診の学生へは個別連絡をする。また、スクールソーシャルワーカーの今後の業務方針としては、学内での面接相談を中心にしながらも、学生宅への家庭訪問、学外の医療機関や精神保健福祉施設、さらにセルフヘルプグループなどに直接出向き、連携を図ることによって総合的な学生支援サービスの柱の一つとする。

ハラスメントに関しては、リーフレットの内容がセクシャル・ハラスメントの注意喚起に留まっていることから、本学の規程の趣旨に沿って留学生にかかる人権保障を含めた全てのハラスメントを対象にしたものに作り替える。また、「2006(平成18)年度自己点検・評価報告書」でも指摘しているように、他大学でみられる外部の人権相談機関との連携も含め、教職員に対しての研修活動を充実させ、ハラスメント防止とその対応策を講ずる。

〔現状説明〕

(3) 就職指導

5 - 6 学生の進路選択に関する指導の適切性

1. 就職実績について

本学は小規模校である利点を活かし、学生一人ひとりを大切にしたきめ細かい就職支援

を心がけている。その結果、2008(平成20)年4月30日現在の就職率は、社会福祉学科95.1%、福祉経営学科91.1%と高い値を示している。

2. 就職指導について

本学では、就職委員と就職課員が協力し、「キャリアサポート・プログラム」に基づいた指導を行っている。1年次は、基礎演習において「働くということ」に対する意識付けと就職意識の向上を図るとともに、エゴグラム検査による自己理解の促進を図る。2年次は、1年次に続き公務員ガイダンスの実施や、基礎演習においては就職課長による「就職活動支援を通して」と題したガイダンスの実施、VPI検査などを実施している。3年次は、エントリーシートや履歴書の書き方、就職サイトの案内、利用方法、外部講師を迎えてのマナー講座、面接セミナーの開催、また、就職支援の質の向上を目指して、先輩、採用者などから生の声が聞ける機会を設けている。4年次は、再挑戦ガイダンスを開催し、未内定者(一般企業)に対し内定獲得に向けたアドバイスを行っている。

3. 企業訪問について

2007(平成19)年度、就職課作成の求人票送付件数は1,038件であり、内訳は企業550件、病院176件、施設312件である。本学学生の多くが県内就職を希望しており、就職課員を中心に、1)卒業生の就職先御礼訪問、2)就職合同企業説明会のブース訪問、3)挨拶・求人依頼・試験応募依頼、4)お詫び訪問などを目的に県内施設・企業を訪問している。

4. 資格取得支援について

就職支援の一環として、資格取得への意識付けと対策講座への出席喚起を積極的に進めている。一般企業向けでは、簿記講座を開講し今後は社会福祉法人会計簿記への繋がりも視野に入れている。

また、社会福祉士国家試験合格に向け、3年次から受験対策講座専門業者による講座の開講、4年次からは専門業者による講座と共に、学内教員による学内対策講座を開催し、資格取得に力を入れている。

5-7 就職担当部署の活動の有効性

本学における就職指導は就職課、就職委員会が中心となっており、就職課員は常勤4名、就職委員は6名である。

2007(平成19)年度は1年生4回、2年生2回、3年生14回、4年生4回の各プログラムを実施した。活動の詳細は以下のとおりである。

1年次は、入学直後に就職ガイダンスを実施し、就職についての大学の考えを伝えるとともに、現在の就職環境・傾向及び実績を開示している。特に就職戦線に向けて早期からの心得が必要であると考えている。また、キャリアアップを目指して、公務員ガイダンスを実施している。さらには、1年次から開始される基礎演習の時間を利用し、各クラス別に就職活動に向けた準備を行っている。2年次は、公務員の種別、職種、試験時期などを示し、試験内容とその対策についての理解を促している。また、基礎演習の時間を利用しガ

イダンスを行っている。さらには、GATB(一般企業適性検査)を用いて、2年時点での職業適性を探る時間を設けている。3年次は、1~2年次までの振り返り、就職活動スケジュールの紹介、就職活動に臨む心構え、就職ガイダンスへの参加奨励などについて指導を行っている。公務員ガイダンスにおいては、公務員職の特徴や受験準備に費やすべき時間、内容について理解を促している。さらには、職業適性検査を実施し、キャリアアプローチを用いた適性検査を行うとともに、適性診断テストそのものを体験する機会及び言語・非言語分野の試験に馴染む機会を設けた。また、就職サイトの活用促進を目指し、就職情報サイト活用講座を実施している。

自己分析・自己PRの方法については、就職ガイドブックを配布し、自己分析と自己PRの方法について具体的な事例を基に解説した。さらに、エントリーシート、履歴書の書き方についての解説も併せて実施した。

学生の就職活動への意欲を高めるために、就職活動直前に先輩の声、採用者・現場からの具体的な話に触れ、実社会の在り様に触れる機会を設けている。また、就職試験には欠かせない、「SPI(Synthetic Personality Inventory) / 一般常識試験対策」の重要性と対策の必要性を理解させている。

面接対策として、面接実践・GW体験講座を実施した。その他、3年生全員に対し個別面接を実施し、就職活動への心構えについて確認を行っている。

4年次は、オリエンテーションにて、応募手続きから採用内定までの説明を実施している。本学は社会福祉系の学部であり専門職への就職者も多いため、福祉の就職活動について施設の状況に詳しい就職委員による説明も行い、また、福祉向け面接セミナーを実施し、アポイントのとり方や面接での対応などを指導し、福祉就職セミナーへの積極的な参加も推進している。さらには、未内定者を対象に一般企業向け就職活動の再確認として、再挑戦ガイダンスを実施している。

その他、学生個人のニーズに対応するため、必要に応じて模擬面接を行い、学生一人ひとりが満足できる就職につながるような支援を心がけている。また、2008(平成20)年5月からは、福祉施設・機関の情報に詳しい教員を週1回の割合で就職課の窓口に配置し、学生個々の質問に応答している。

5 - 8 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

本学は、2007(平成19)年度において、全学年を対象としたものも含め全24回の就職ガイダンスを実施した。これは2006(平成18)年度の就職ガイダンス実施回数13回を大きく上回った。

各学年におけるガイダンスの内容は、1・2年生が学生の就職動向や実績、そして公務員志望者向けガイダンスとなっている。3年生はさらに踏み込んで適性検査、自己分析・自己PR、就職情報サイト活用講座、エントリーシートと履歴書の書き方、SPI・面接対策講座など、多くの学生が就職活動を本格的に開始する学年であることを考慮して、より実践

的な内容を中心に据えた。4年生は、民間の主要企業はエントリーが終了していることもあり、主として福祉施設向けの就職活動のガイダンスと、内定を獲得できていない学生を対象とした特別講座を実施した。

[点検・評価]

本章の第4の到達目標は、適切な進路選択指導と就職支援体制をより充実することである。この到達目標を点検・評価する上では、就職率が重要な指標となると考えられる。

本学の就職率は、2006(平成18)年度(2007年4月30日現在)では94.7%と非常に高い。また、初めての男子卒業生を送り出した2007(平成19)年度(2008年4月30日現在)においても、就職率は94%と極めて高く、これは評価に値し、本学が実施している進路選択指導と就職支援体制は適切であると考えられる。

近年、卒業生の動向は変化しており、これまで福祉機関、施設への就職が主流であったが、2007(平成19)年度卒業生においては、社会福祉機関・施設、医療機関は54.3%、一般企業等へは45.7%という結果になっている。要因として、男子学生の入学と、一般企業への就職難に回復の兆しが見えてきたことが挙げられる。今後も一般企業への就職支援がより比重を占めてくることが予測される。それに伴い就職課の指導として、一般企業向けのガイダンスの開始時期を早めたり、回数を増やすなど支援体制を強化している。また、基礎演習では、「キャリア開発」の時間を設け、自分なりの職業観をもてるよう講義と各種適性検査を行い、就職課員に留まることなく、教員(基礎演習、専門演習)も一体となってきめ細かな指導を行っている。一方で、就職との関係が強い国家試験及び簿記検定合格に向けた資格講座についても充実が図られている。今後も一般企業への就職希望者増加が考えられるため、一般教養試験への支援体制構築が重点課題として挙げられる。

しかしながら、本学における就職ガイダンスには、まだまだ改善すべき点が残されている。第一に、本学の共学化及び学部の改組に伴う学生の「進路の多様化」への対応、第二に、SPIへの対応の二点である。各学生が本当に「就職したい」と思う企業や団体から内定を獲得し、各自の「就職活動の成果に対する満足度」を高めていくためには、これらの課題への対応が不可欠である。

[改善方策]

改善に向けての方策として、一般企業及び公務員採用試験に向けて一般教養や適性検査などへの対策の充実を図る。その端緒として、外部講師を迎えた対策講座等を早期に開催する。また、学生のコミュニケーション能力の低下が問題となるなかで、個別面接や集団

面接にも十分対応できるよう、コミュニケーション技術の向上や、集団の中での効果的なアピール法について習得する必要がある。就職課及び外部講師により徹底した指導を行う。

また、学生の進路の多様化、特に民間企業志向の高まりを受けて、これまでに行ってきた福祉の分野だけでなく、旅行・ホテルなど、学生の関心が高いと思われる業界、いわゆる「就職人気」が高い業界について、希望者を対象に早期からガイダンスを開催する。

SPI については、各自の地道なスコアアップの努力が求められ、単発のガイダンスのみでは高い効果はあまり期待できないと考えられるため、SPI スコアアップ対策として2008(平成20)年度より、新たに外部講師による対策講座を立ち上げて学生の能力の底上げを図っている。

[現状説明]

(4) 課外活動

5 - 9 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

専門知識の学問・研究にとどまらず、人間として幅広い教養と健全な精神を身につけ、社会に貢献できる人材を育成するためには、学生の課外活動の支援も有効な手段と考えられる。また、課外活動を通じて、同輩同士、先輩と後輩、学生と教職員などと、幅広く人間関係を築いたり、組織の一員として同じ目標に向かって努力する精神、協調性、指導力、責任感などが培われたりする貴重な場と言える。

1 . 課外活動運営組織

本学の課外活動に関しては、課外活動を総合的に管理する学生組織の学友会と大学・短期大学部の学生部長、学生生活委員長、学生生活委員と学生支援課員で構成され運営されている。学友会は、会長1名、副会長2名、会計1名、書記1名、報道1名の学友会役員と各2名の体育局、文化局、クラス局、厚生局、美化局、大学祭局役員で構成されている執行部役員によって組織されている。

2 . 学友会登録サークルと登録学生

2008(平成20)年5月現在、学友会に登録されているサークル数及び登録学生数は、体育局21サークル・162名、文化局21サークル・277名であり、在学生に占めるサークル登録学生の割合は、56.2%である。これは、前年度(2007(平成19)年5月)のサークル数及び登録学生数(体育局24サークル・185名、文化局26サークル・286名、登録率55.0%)を上回っている。

その他、体育局・文化局以外に、大学祭実行委員会、学生ボランティアセンター、カタリナキャンプなどもサークルとして活動している。これらは、大学行事と直結した活動を実施しているのが特徴である。

1)大学祭実行委員会:毎年秋に実施されている大学祭を学生自らの力で運営するために活動している。

2)学生ボランティアセンター:全学生に対してボランティアの情報提供や意識の向上を図り、福祉系サークルとの連携を図ることを目的として活動している。

3)カタリナキャンプ:新入生研修の企画・運営を学生主体で実施するために活動している。

以上のように多彩なサークルがあるが、その活動範囲は学内にとどまらず、地域に密着した活動を行うもの、全国的な実力を持つものと幅広い。

3 . 課外活動の支援体制

本学では、現在、課外活動に対して以下のような支援を行っている。

1)サークル活動で教室や体育館を使用する場合、申請により使用を許可している。また、連絡用のメールボックスが設置されている。

2)活動に必要な施設が大学にない場合、外部の施設を使用させ、その使用料金を負担している。

3)クラブの公式試合及び対外試合において、クラブ遠征助成制度を設けている。その内容は、愛媛県外 3 大会と全国大会 3 大会及び四国地区大学総合体育大会の旅費の助成である。

4)課外活動の活性化を目標として、大学と大学後援会から予算を計上し、学友会へ運営費を配分している。それを学友会が各サークルに予算配分する。

5)学外指導者に指導を依頼する場合には、その指導料を負担している。

6)顧問教員の大会引率旅費を負担している。

また、学生と教職員で、よりよい課外活動を運営するための機関(課外活動運営協議会)を設置し、年 2 回の定例会(6 月・2 月)を開催し、学生と大学間での話し合いと問題解決に努めている。また、緊急の問題が生じた場合は、臨時会を開き対応している。

5 - 1 0 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

本項では、本学における 2007(平成 19)年度の社会福祉士、精神保健福祉士、簿記検定に関する課外授業について記述する。

1 . 社会福祉士国家試験対策

「社会福祉士国家試験についてのガイダンス」(以下、ガイダンス)、「外部機関 A による社会福祉士国家試験対策講座」(以下、外部機関 A 講座)、「本学教員による学内社会福祉士国家試験対策講座」(以下、学内対策講座)及び「模擬試験」を行った。

「ガイダンス」については、年間を通じて 4 年生を対象としたガイダンスを 4 回、3 年生を対象としたガイダンスを 1 回行った。4 年生は、第 1 回の参加者が 95 名、第 2 回が 115 名、第 3 回が 99 名、第 4 回が 120 名であり、国家試験受験者に対する割合は、それぞれ、63.3%、76.6%、66.0%、80.0% であり、平均では 71.4% であった。

「外部機関 A 講座」については、2007(平成 19)年 5 月から 2008(平成 20)年 1 月の期間に、4 年生を対象とした講座を 150 時間、3 年生を対象とした講座を 60 時間開講した。4 年生は 131 名、3 年生は 112 名が登録した。出席者の平均人数は、4 年生が 78 人、3 年生が 55.2 人であり、出席率はそれぞれ 60.0%、49.2% であった。

「学内対策講座」については、4 年生と 3 年生を対象とし、9 月講座を 55.5 時間、12 月講座を 54 時間開講した。9 月講座は 109 名、12 月の講座は 139 名が登録した。9 月講座は、出席者の平均人数が 60.6 人、出席率 55.5%、12 月講座は、出席者の平均人数が 59.5 人、出席率 39.9% であった。

「模擬試験」については、3 回実施した。「外部機関 B 主催の全国統一模試」は、116 名が参加し、「外部機関 A 主催の全国公開模試」は 116 名が参加し、「外部機関 C 主催の全国公開模試」は 90 名が参加した。

2008(平成 20)年 1 月 26 日に実施された第 20 回社会福祉士国家試験の受験結果は、受験者 150 人中 35 人が合格した。合格率は 23.3% であった。

2. 精神保健福祉士国家試験対策

「外部機関 A による精神保健福祉士国家試験対策講座」(以下、外部機関 A 精神保健福祉士講座)と「学内の精神保健福祉士国家試験受験対策セミナー」(学内対策セミナー)を開催した。「外部機関 A 精神保健福祉士講座」については、3 年生と 4 年生を対象とし、10 月 12 日と 13 日に、12.5 時間開講した。4 年生は 13 名、3 年生は 5 名が登録し、出席者の平均人数が 14.2 人、出席率 78.9% であった。「学内対策セミナー」については、4 年生を対象とし、2008(平成 20)年 1 月 5 日に 8 時間開講した。19 名が登録、受講した。第 10 回精神保健福祉士国家試験(2008(平成 20)年 1 月 26 日・27 日実施)の受験結果は、受験者 19 名中 9 名が合格した。合格率は、47.4% であった。

3. 簿記検定対策

2007(平成 19)年度においては、「基礎簿記講座」を前期講座・後期講座に分けて開講した。開講時間は、前期講座で 18 時間、後期講座で 19.5 時間であり、合計 42 名が受講した。2007(平成 19)年度の簿記検定受験の結果をまとめると、2 級合格者が 1 名、3 級合格者が 5 名、4 級合格者が 3 名であり、延べ 9 名が合格した。

5 - 1 1 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

1.「学長と学生の懇談会」の開催

毎年2月に短期大学部と合同の「学長と学生の懇談会」を開催し、大学と学生との意見交換の場を設定している。大学から学生に対して現状説明を行った上で、学生から大学に対しての要望・意見の聴取を行い、より充実した学生生活に向けて課題を明確化し改善を進めている。この懇談会は、2001(平成13)年度から毎年開催され、2007(平成19)年度までに7回実施している。

この懇談会の構成メンバーは、学長、副学長、学部長、大学学生部長、保育学科長、健康栄養学科長、短期大学部学生部長、学友会(学生の自治組織)役員、運動部・文化部の学生、学内外の奨学生を受けている奨学生、掲示の公募に応募した学生(最大15名)である。懇談会は、自己紹介をした後、フリートークによって2時間半ほどの時間を使い実施している。「学長と学生の懇談会」の中で、学生代表からは毎回多くの要望と意見が寄せられるが、その内容は、学長から担当課に通達され、それを担当課と委員会が検討する。検討された内容は、各所轄課と委員会の代表者によってリポートにまとめられ、学長へと提出している。学長はそのリポートの内容を確認しながら、学生の要望・意見に沿って、改善や調整を具体的に実施し、それを学生の代表へ説明している。

2.「課外活動協議会」の開催

課外活動に関する意見交換の場として、「課外活動協議会」を設置しており、この協議会は、1995(平成7)年度に発足し、それ以後毎年2回開催され、2007(平成19)年度までに26回実施されている。「課外活動協議会」は、学生生活委員長を中心とした学生生活に係る教職員(5名)と学生代表(学友会会长、体育局代表、文化局代表等5~7名)が定期的(6月・2月)に意見交換及び協議を行っている。

[点検・評価]

本章の第5の到達目標は、社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格取得支援を強化することである。

資格取得の支援に関しては、社会福祉士国家試験対策、精神保健福祉士国家試験対策、簿記検定対策を挙げることができる。社会福祉士国家試験対策については、特に4年生に対しては、年間を通じて4回のガイダンスを開催し、受験のサポートを行っている。また3年生にもガイダンスを開催することにより、早い段階から国家試験を意識させることができている。国家試験に向けた学習時間として、3年生は「受験対策講座専門業者講座」と「学内対策講座」で計169.5時間、4年生は「受験対策講座専門業者講座」と「学内対策講座」で259.5時間を提供することができた。また、学習成果を試すための模擬試験を3回開催できた。他方、問題点については、出席率の低迷がある。「受験対策講座専門業者講座」の出席率は4

年生が 60.0%、3 年生が 49.2% であり、「学内対策講座」の 9 月講座の出席率 55.5%、12 月講座の出席率 39.9% であった。このように、講座への参加率は低く、登録させるだけではなく、その後継続的に参加させることが重要となる。

また、合格率については、2007(平成 19)年度の福祉系大学等ルートの全国平均が、27.1% であるため、本学の合格率は、全国平均を 3.8 ポイント下回っていることとなる。また、昨年度の本学の合格率 39.6% からは 16.3 ポイント下回った。2007(平成 19)年度は男女共学 1 期生であるために、前年度とは単純に比較することはできないが、合格率の上昇が今後の課題と言える。

精神保健福祉士国家試験対策においては、国家試験に向けた学習時間として、「受験対策講座専門業者精神保健福祉士講座」と「学内対策セミナー」で計 20.5 時間開講した。また、出席率も高く、講座の開講の意義は大きいと言える。

他方、問題点については、社会福祉士国家試験対策と比較すると圧倒的に講座時間が少な く、十分な講座の時間を確保できていない状況にある。また、合格率については、全国平均が 60.4% であるために、本学の合格率は、全国平均を 13.0 ポイント下回っていることとなる。また、昨年度の本学の合格率 71.4% からは 24.0 ポイント下回った。2007(平成 19)年度は男女共学 1 期生であるために、前年度とは単純に比較することはできないが、合格率の上昇が今後の課題と言える。

資格取得支援の一環として簿記検定対策講座を開講していることは評価できる。2007(平成 19)年度の受講者は前期講座・後期講座合計で 42 名であったが、学生への周知を工夫するなどして、さらに受講者数を増やす方策を検討してもよいであろう。

その他、学生の課外活動に関する事項については、2006(平成 18)年度の評価・点検で、キャンパス内の空き教室や空き地の有効利用、全国レベルで活躍しているサークルの学生・教員の自己負担の軽減への対応が課題とされた。不足がちな運動施設については、大学が公共施設を借り上げるなどの措置をとった。また、活発に課外活動を行っている学生とそれを引率する教員への経済的支援については、大学が旅費を助成するなどして自己負担の軽減が進んだ。現段階では課外活動に支障をきたす特段の問題はない評価しているが、今後も課外活動に対して支援を拡大していく必要がある。

〔改善方策〕

社会福祉士国家試験対策について、前述の問題点を改善するために、2008(平成 20)年度以降に次の点を実施する。第 1 に、社会福祉士国家試験への意欲・関心を高め、受験へのサポートを行うため、ガイダンスの回数を 6 回に増加する。あわせて、ガイダンスを 1・2 年生対象に開催し、早い時期から社会福祉士国家試験受験の必要性と受験対策への心構えを身につけさせる。第 2 に、講座への出席率を高めるために、就職委員及び就職課員によ

り出席率の低い学生へ助言・指導を行う機会をつくる。

精神保健福祉士対策講座については、社会福祉士国家試験対策講座との兼ね合いもあり、十分な講座の時間が取れない状況にあるが、2008(平成20)年度には、上記の問題を改善するために、「学内対策セミナー」をさらに充実させ、2時間増やし、10時間開講する。

また、簿記検定を含めた多様な資格の取得を学生に勧めることは有意義であると考えられる。そこで、2009(平成21)年度には、1・2年生を対象として、簿記検定やパソコン検定を含めた就職に役立つ資格及び、ホームヘルパーや福祉住環境コーディネーターなど福祉に関する資格など、様々な資格を学生に周知するためのガイダンスを実施する。

第6章 研究環境

[到達目標]

教員が十分な研究活動を行える環境を整えるため、以下の到達目標を設定した。

1. 授業や学務負担の適切性に配慮し、研究活動に必要な時間と研修機会を確保する方策を検討する。
2. 学内での共同研究を促進するため、共同研究に関する制度の策定を検討する。
3. 研究助成金等、外部資金獲得増加への方策に取り組む。

[現状説明]

(1) 研究活動

6 - 1 論文等研究成果の発表状況

大学は教育研究機関であり、そこに所属する大学教員は、教育者として、また研究者として、双方の業務の重要性と必要性を認識、両立するよう努力すべき責務がある。また、大学教員が、学術の先駆者として位置づけられていることから、その研究者としての資質と姿勢が社会に問われることは言うまでもない。その一つとして、論文等研究成果の発表を社会に対して行うことが挙げられ、本学教員の 2003(平成 15)年～2005(平成 17)年、2006(平成 18)年、2007(平成 19)年度の 5 か年にわたる研究成果の発表の現状について表 6-1-1 のとおりまとめた。

表 6-1-1 論文等研究成果の発表状況

	2003(平成 15)年度～2005(平成 17)年度	2006(平成 18)年度	2007(平成 19)年度
大学研究紀要	15 名(25 件)	9 名(9 件)	16 名(16 件)
人間文化研究所紀要	7 名(10 件)	4 名(7 件)	6 名(7 件)
キリスト教研究所紀要	4 名(10 件)	3 名(4 件)	5 名(7 件)
学外発行雑誌	10 名(37 件)	9 名(17 件)	13 名(33 件)
著書	9 名(15 冊)	4 名(5 冊)	5 名(7 冊)
学会発表	8 名(41 件)	10 名(24 件)	11 名(23 件)

(2) 教育研究組織単位間の研究上の連携

6-2 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

本学では1995(平成7)年4月に大学の附置研究所としてキリスト教研究所と人間文化研究所を設置した。両研究所はそれぞれ「聖カタリナ大学キリスト教研究所規程」、「聖カタリナ大学人間文化研究所規程」に基づいて運営され、それぞれ毎年「キリスト教研究所紀要」「人間文化研究所紀要」を発行している。研究所の所員は、聖カタリナ大学及び聖カタリナ大学短期大学部の教員が兼任している。また、優れた学識と経験のある人物を客員所員として委嘱している。両研究所の2006(平成18)年度と2007(平成19)年度の所員(客員所員)の構成は表6-2-1のとおりである。また、研究所が開催したフォーラムの回数と研究発表者数は表6-2-2のとおりである。

表6-2-1 研究所の人員構成(2006(平成18)、2007(平成19)年度)

	年 度	所 長	所 員	客員所員	合 計
キリスト教研究所	2006年度	1	11	3	15
	2007年度	1	11	5	17
人間文化研究所	2006年度	1	9	2	12
	2007年度	1	9	1	11

(注:キリスト教研究所短大教員4名、人間文化研究所短大教員3名含む)

表6-2-2 研究所が開催したフォーラムの回数と発表者数(2006(平成18)、2007(平成19)年度)

	年 度	開催回数	所 員	客員所員
キリスト教研究所	2006 年度	6 回	11	2
	2007 年度	7 回	11	2
人間文化研究所	2006 年度	6 回	9	2
	2007 年度	6 回	10	1

(3) 経常的な研究条件の整備

6-3 個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費は、本学専任教員個人で行う学術研究の充実と研究目的の達成を目的として支給され、研究経費と研究旅費に分類されている。本学では、個々の教員に対して研究経費及び研究旅費が職位に応じて一律に支給されており、その年額は、教授50万円、准教授50万円、講師45万円、助教45万円、助手20万円となっている。詳しい内訳は表6-3-1のとおりである。

表 6-3-1 個人研究費一覧 (単位:円)

個人研究費		内訳	
		研究経費	研究旅費
教授	500,000	300,000	200,000
准教授	500,000	300,000	200,000
講師	450,000	250,000	200,000
助教	450,000	250,000	200,000
助手	200,000	100,000	100,000

研究経費及び研究旅費は、各教員が研究のために必要となる消耗品、学会参加費や図書・機器備品等の固定資産購入費、研究発表や学会参加のための出張旅費等に利用することができる。また、研究経費と研究旅費との間で2分の1を超えない範囲で相互に流用することを認めており、各教員の研究特性の違いに対応できるよう配慮している。

研究経費及び研究旅費ともに支出の費目に関しては特に制限がないため、使途の内容については教員の良識に一任されている。そのため、個人研究費の額について、やや不足しているという意見もある一方で、研究意欲に応じて各教員の個人研究費の執行額に差が生じている。そういう問題を解決するための第一歩として、2007(平成19)年度より、各教員の個人研究費の予算執行状況をファイルサーバー上に公開し、全教職員のパソコンから閲覧できるシステムを実施している。

6 - 4 教員個室等の教員研究室の整備状況

本学では、教員が良好な環境で研究活動を遂行できるよう、すべての専任教員に各個別の研究室が設置されている。研究室は3校舎に分かれており、個室1室あたりの平均面積はおよそ22m²である。学部2号館には実験室が、記念体育館には2008(平成20)年度に完成したヘルスプロモーションセンター内に体力測定室と心理測定室が配置されており、生理的・心理的な研究テーマを持った教員が共同で研究を行う場としても活用されている。

また、各研究室にはデスクワークに必要な機器備品や冷暖房機器が完備されている他、学内LANの構築やファイルサーバーの設置により、一部ではあるが、学内の情報共有化が図られている。

6 - 5 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

本学では学期ごとに各専任教員から研究日の希望日を聴取し、研究日として週1日を位置づけている。教員は、研究日を研究や研修の時間に自由に充てることができる。全教員が研究日を届け出ており、研究、研修のために活用している。

本学「自己点検・評価報告書(2006(平成18)年度)」において、委員会業務等学務の負担

の不均衡の是正、1週間あたりの授業担当コマ数の基準の設定、役職者の授業担当コマ数の減免措置について検討するとしていた。これらの点については、制度化には至っていないものの、2008(平成20)年2月の教授会において、所属する委員会数を3、授業担当コマ数を8(役職者6)とすると申し合わせがなされている。

6-6 研究活動に必要な研修機会確保の方策の適切性

研究活動に必要な研修機会確保のための組織的な方策は特にとっていないが、研究活動のための研修は各教員が研究日を活用するなどして各自の裁量のもとに行っている。長期研修については「聖カタリナ大学教員の長期研修に関する規程」があり、1年以内の調査・研究を行うことが認められている。本学「自己点検・評価報告書(2006(平成18)年度)」においては、長期研修制度の活用を改善の方策として挙げているが、十分に検討するには至っていない。2006(平成18)年度、2007(平成19)年度においては、長期研修の制度を利用している教員はいない。

6-7 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学では、共同研究費の制度化は行っていない。各教員は、個人研究費を使用する以外は、個々に科学研究費補助金、各種財団等の研究助成費等へ応募し、研究費を確保している。

(4)競争的な研究環境創出のための措置

6-8 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

表6-8-1に示すように、2006(平成18)年度から2008(平成20)年度の3年間で申請件数18に対し、採択件数6と社会科学系学部としては比較的高い確率で採択されている。特に2008(平成20)年度に申請件数、採択件数とも伸びているが、これは、2006(平成18)年度、2007(平成19)年度と若手教員を新規採用しており、これらの教員によって研究活動が活性化したことが大きい。2008(平成20)年度に人間健康福祉学部として申請・採択された私立大学等経常費補助金特別補助対象事業教育・学習方法等改善支援「課題名：即戦力の健康運動指導者を養成するための教育プログラムの開発」においては、2008(平成20)年度より3年間で総額約22,300,000円の助成を受ける予定となっている。

表6-8-1 研究助成金申請・採択状況

	2006(平成18)年度	2007(平成19)年度	2008(平成20)年度
申請件数	3	2	13
採択件数	1	0	5

[点検・評価]

本章における第 1 の到達目標は、授業や学務負担の適切性に配慮し、研究活動に必要な時間と研修機会を確保する方策を検討するというものである。本学では、全教員が研究日を活用しており、制度的には研究時間の確保ができている。また、学務、授業の負担についても、教授会において所属委員会数、授業担当コマ数についての申し合わせがなされており、一定の配慮がなされていると評価できる。今後、より明確な指針を設ける方向で一層の改善が望まれるところである。本学では、研究のための研修は教員の自由裁量に任せられている。教員の自発的な意志さえあれば多様な研修の機会を得ることは可能であり、限られた回数であれば、講義の休講も補講で補うことができる。本学は、短期であれば研究活動に必要な研修の機会を得やすい環境にあると言える。長期の研修については、本学には長期研修制度があるが、2006(平成 18)年度、2007(平成 19)年度においては利用した教員はいない。教員が研究者としてさらに成長し、教員組織の質の向上を図るために長期の研修機会も必要であり、この点改善の余地があると考えられる。

本章における第 2 の到達目標は、学内での共同研究を促進するため、共同研究に関する制度の策定を検討するというものである。本学では共同研究費の制度を設けていないが、大学としてより一層の研究力向上を図るという点では、学内における共同研究費制度の創設を検討する必要がある。共同研究は教員の研究活動の活性化に役立つと考えられるので、予算措置まで含めて、研究の促進を目的とした共同研究費制度の整備と適切な運営は本学の今後の検討課題であると言える。

本章における第 3 の到達目標は、研究助成金等、外部資金獲得増加への方策に取り組むというものである。外部の研究助成金の申請とその採択状況であるが、表 6-8-1 に示すように、2006(平成 18)年度から 2008(平成 20)年度の 3 年間で申請件数、採択件数とも伸びが認められるのは評価できる。本学は人間健康福祉学部のみを有する大学であり、教員の多くは人文・社会科学関係を専門としている。理工系学部等に比べて研究のための経費がかからず、これまで外部の研究助成金に目が向けられていなかったのが実情であるが、外部資金の獲得に向けて、さらなる努力が求められるところである。

その他、教員の研究成果の発表状況については、表 6-1-1 のとおりであるが、本学研究紀要、人間文化研究所紀要、キリスト教研究所紀要、学外の発行刊行物、著書、学会発表での研究発表成果は、ここ 1、2 年の間に伸長しており、研究成果の増加、充実傾向は評価できる。しかしながら、教員の一部に研究活動が鈍化、停滞している者も見受けられ、指導を行う必要がある。

本学の附置研究所であるキリスト教研究所および人間文化研究所は、表 6-2-1、表 6-2-2 に示すように、所員が中心となってフォーラムの開催、紀要の刊行など活発に活動を行っている。研究所と大学の関係は、大学教員が研究所所員を兼任しているため円滑であると言える。

教員の個人研究費の額の適切性については、各教員の研究領域・テーマによって異なるため、一概には判断できないが、同規模の他大学と比較しても、総じて適切な額であると思われる。個人研究費の予算執行状況をファイルサーバー上に公開することにより、個人研究費の透明性も確保できていると評価している。

教員個室等の教員研究室は、研究活動に必要な広さや設備が十分に整えられており、教育研究の場としての機能を果たし、教員が研究活動に集中できる環境が確保できていると考えている。学内の情報共有という点においては、学内 LAN を活用したより一層の改善が望まれるところである。

〔改善方策〕

教員の研究時間の確保については、現時点では、教員間での著しい不平等は認められないものの、所属委員会数、授業担当コマ数の基準は申し合わせ事項にとどまっており、これらをより明確化する方向で 2008(平成 20)年度以降、検討を進める。本学のような小規模校の場合、すべての教員が十分な研究時間を確保するのは容易ではないが、授業、学務の負担を全体的に捉え、教員間の負担を公平にする努力を継続していく。また、教員の研究活動のための研修機会として長期研修制度を機能させるには、当該教員不在の間の非常勤講師の補充など、制度的・組織的な対応を検討する必要があるが、人員不足による他の教員への学務の負担の増大なども考慮すると困難であることが予想される。2008(平成 20)年以降、長期研修制度の問題を担当する部署を明確化し、いかにすれば本学において長期研修制度が実現し、機能するのか検討を継続していく。

教員の研究活動の活性化、大学の研究力の向上のために、2009(平成 21)年度以降、FD 委員会が中心となって共同研究費の制度化の問題について検討していく。教員の専門領域が多種多様であること、制度のための十分な予算の確保が難しいことは、共同研究費制度の創設・運営、共同研究の推進において問題になってくると予想されるが、本学で実現可能で且つ有効に機能する共同研究費制度について検討する。

科学研究費補助金等の競争的資金の獲得にむけて教員の意識を高め、学内の支援体制を強化する。事務職員は、文部科学省、日本学術振興会、厚生労働省、日本私立学校振興・共済事業団、その他研究助成団体からの研究助成に関する案内を分析し、申請要件や助成金の適正管理について教員に的確に説明できる能力を身につけ、研究支援を行う。

教員の研究室の整備に関連しては、教員間の連携および情報の共有化のため、グループウェアソフトの導入を検討している。これにより、学内 LAN 上で、教員同士のスケジュールの把握や共有すべき情報の伝達・回覧ができるようになり、研究室が分散していても、教員間で今以上に効率のよい情報共有や情報伝達が可能になる。

第7章　社会貢献

[到達目標]

「誠実、高邁、奉仕」という学訓を掲げる福祉系大学として、地域社会との豊かな交流を図り、大学としての社会的責任を果たしていくため、以下の到達目標を設定した。

1. 社会との文化交流を目的とした教育システムを充実させ、本学の特性を活かした公開講座等の開催を推進する。
2. 産官学共同事業等を推進することによって、本学の教育研究の成果を積極的に社会に還元する。
3. 本学の知的資源を活用して、地域の政策策定に寄与する。
4. 大学の施設・設備の社会への開放を推進する。

[現状説明]

(1) 社会への貢献

7 - 1　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

社会福祉学部は2008(平成20)年度から人間健康福祉学部となったが、福祉系大学としての社会的責任を果たしていくため、その特性を生かした社会貢献活動を継続して行っている。

文化交流活動としては、学部主催の公開講座と介護技術講習会、生涯学習推進委員会の連続公開講座「まつやまシニアカレッジ」(松山社会福祉協議会との共催)、キリスト教研究所主催のキリスト教研究所フォーラム、人間文化研究所主催の人間文化研究所フォーラムがあり、それぞれの部署の担当者が業務を推進している。

大学施設の開放も公開講座開講にあわせて進めており、2005(平成17)年度からは高齢者を対象とする「まつやまシニアカレッジ」の受講生に対して、同世代や孫世代との交流の機会を提供するため前学期と後学期にわたる約7ヶ月の間、図書館や学生食堂その他の大学施設を使うことができるよう大学を開放している。また、地域住民の図書館利用に関して、これまででは館長許可がある場合に限り図書館の利用や図書の貸し出しが可能であったが、図書館一般開放は、2009(平成21)年度から実施する。

また、7-3で取り上げている地域企業の他にも社会福祉協議会や障がい者団体との交流も行っている。学生ボランティアセンターと松山ボランティアセンター(松山市社会福祉協議会)との交流も盛んに行っており、障がい者スポーツ大会の支援活動を通して障がい者団体との交流を深めている。

さらに、地域と大学との交流の場として大学祭やボランティアウィークへの参加呼びかけも受講生を対象に行っており、大学祭では高齢者有志が模擬店「リサイクルショップ」を毎年開いている。このように福祉を通じて社会参加と社会貢献を高齢者と若者たちが共に行う体制づくりを進めている。毎年年末にはクリスマス・イルミネーションを行い、地域住民の方に親しまれている。

7 - 2 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

公開講座の開設状況は、文化交流の一環として7-1で指摘したとおりである。本項では、公開講座の開設状況を2006(平成18)年度と2007(平成19)年度の講座名、テーマ、受講者数(延べ人数)を表7-2-1から表7-2-5に示す。

表7-2-1 学部公開講座

年度	テーマ	受講者数	備考
2006 (平成18)年度	スウェーデンにおける認知症ケアの今!	829名	社会福祉学部 トワイライト・セミナー
	日韓福祉フォーラム2006 「高齢者ケアの現状と課題」	300名	日韓福祉フォーラム2006
2007 (平成19)年度	はじめよう!高齢者のフットケア	102名	社会福祉学部公開講座
	あなたの笑顔がみたいから	164名	人間健康福祉学部 開設記念フォーラム

表7-2-2 キリスト教研究所フォーラム

年度	テーマ	受講者数	備考
2006(平成18)年度	キリスト教と現代	68名	6回開催
2007(平成19)年度	キリスト教と人権	92名	7回開催

表7-2-3 人間文化研究所フォーラム

年度	テーマ		受講者数	備考
2006(平成18)年度	変革期における文化の創造	フォーラム	59名	6回開催
		公開講座(文化は地球社会の太陽)	100名	
2007(平成19)年度	文化と交流	フォーラム	70名	6回開催
		公開講座	100名	

表 7-2-4 介護技術講習

年度	受講者 数
2006(平成 18)年度	83 名
2007(平成 19)年度	73 名

表 7-2-5 まつやまシニアカレッジ

年度	受講者数	備考
2005(平成 17)年度	372 名	講座 年 12 回
2006(平成 18)年度	420 名	講座 年 12 回
2007(平成 19)年度	400 名	講座 年 10 回

7 - 3 教育研究の成果の社会への還元状況

産官学共同研究事業を 2005(平成 17)年度から開始している。2005(平成 17)年度には、えひめ飲料(株)で生産している「ポンジュース」の容器デザインの開発にもかかわり、地域企業や住民との関係を深めながら大学の持つ知的資源の提供に努めている。

2006(平成 18)年度には、本学と愛媛県工業技術センター、S デザインスタジオ、(株)アテックス、いきがい交流センターしみずが連携してチームを発足し、産官学で高齢者用のシニアカーを開発した。そのプロジェクトにおいては、社会福祉学部の学生はニーズ調査や試作検討を担当している。そして、2007(平成 19)年度には、関係諸団体の担当者の協力を得て、学生たちは本学で研究報告会も開いている。さらに、2008(平成 20)年度には、「UD(ユニバーサル・デザイン)フード開発研究」が本学と愛媛県工業技術センター、S デザインスタジオとの間で始まり、この共同研究事業には新たな展開がみられる。

また、新しい動向としては、松山市社会福祉協議会の一事業である「ふれあいいきいきサロン」を対象とした本学教員と同協議会との 3 年間にわたる共同研究がある。これは介護予防・健康増進を目的とする調査研究であり、2008(平成 20)年度から開始している。

この他にも、社会福祉協議会をはじめとする地方公共団体の派遣要請に応え、講演会講師・研修会講師として教員個々の研究成果を市民に還元もしている。過去 2 年間の社会教育活動等の延べ派遣件数は、2006(平成 18)年度は 151 件、2007(平成 19)年度は 104 件である。

7 - 4 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

本学では、「大学としての社会的責任」を果たしていくために、授業や学務に支障をきたさない限りにおいて、地域の福祉や文化の向上に努めているところであるが、その一環として行政機関が設置する審議会(会議、委員会、協議会、審査会等)等への委員の派遣を行っている。そこで、行政機関設置の審議会における委員委嘱等の状況等 2007(平成 19)年度についてその概要を述べる。

1. 行政機関設置の審議会等における委員委嘱の状況

1) 委員委嘱を受けた専任教員数(委員委嘱教員数)

	2006(平成18)年度	2007(平成19)年度
委員委嘱教員数	7名	7名
在籍専任教員数	32名	33名

2) 委員委嘱を受けた主な審議会等(委員会、協議会、審査会等)

(愛媛県関係)

愛媛県男女参画会議、愛媛県献血者確保計画検討委員会、愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会、愛媛県地域密着型サービス評価事業運営委員会、愛媛県精神医療審査会、愛媛県主任支援専門員研修評価委員会、愛媛県児童虐待事例評価検討委員会。

(松山市関係)

松山市社会福祉審議会、松山市環境審議会、松山市景観審議会、松山市地域包括支援センター運営協議会、松山市地域自立支援協議会、松山市民生委員推薦会、松山市児童虐待防止連絡協議会、松山市介護保険給付認定審査会、松山市障がい者介護給付認定審査会。

2. その他の委員委嘱の状況

行政機関だけではなく、社会福祉法人や財団法人等非営利組織が設置する委員会等の委員委嘱を受けた専任教員になると、2007(平成19)年度の場合、33名中17名(2006(平成18)年度は32名中15名)にのぼる。その多くは、本学福祉学部の特性から、愛媛県社会福祉協議会や松山市社会福祉協議会といった福祉関係団体からの委員委嘱が大半を占める。例えば、愛媛県介護普及センター運営協議会、愛媛県在宅介護研修センター研修運営委員会、愛媛県ライフサポート産業ネットワーク形成事業運営委員会、松山市ボランティアセンター運営委員会、松山市地域包括支援センター調査シート策定委員会等が挙げられる。

7-5 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

1. 社会への開放

私立大学が有する施設・設備は、その性質から準公共施設であると考えている。したがって、個人・団体を問わず施設・設備の使用希望のあるときは、本学学生の授業及び課外活動に支障のない限り、その要請に応じることにしている。また、本学が有する西日本屈指のパイプオルガンを設置している聖カタリナホール(座席数1,200)も開放施設として位置づけている。なお、「施設・物品使用規程」「聖カタリナホール使用規程」「聖カタリナホールに設置するパイプオルガン使用規程」により、使用許可決裁、使用料等がそれぞれ細かく決められ運用している。

2. 社会との共同利用

本学教職員の直接・間接的に関わりのある研修・研究・学会等においても施設使用は、頻繁に行われており、また、本学教職員が何らかの形で関与すれば使用料も減免できるこ

とになっている。

[点検・評価]

本章における第 1 の到達目標は、社会との文化交流を目的とした教育システムを充実させ、本学の特性を活かした公開講座等の開催を推進するというものである。本学では、公開講座、フォーラム等によって地域住民に生涯学習の場を提供しており、評価できると考えている。人間・健康・福祉を学部名とする大学として、また、カトリック大学として、社会との文化交流の使命を果たすための基盤はでき上がっていると言える。

本学では、様々な公開講座、フォーラム等を開催しているが、学部特性から福祉やキリスト教に関わるテーマが多く、大学が松山市の中心市街地から離れていることもあって、受講者数は必ずしも多いわけではない。しかし、その質や内容については、受講者アンケート等を通して地域の方々の要望や期待に応えるよう努めており、この点は評価できると考えている。

本章における第 2 の到達目標は、産官学共同事業等を推進することによって、本学の教育研究の成果を積極的に社会に還元するというものである。ノーマライゼーションやユニバーサル・デザインの時代にあって、産官学共同研究事業を行い、社会福祉と福祉マインドの視点から意見を述べる機会を得て、商品開発に参画していることは評価できる。製品化に向けて調査・研究した成果を発表できる機会にも恵まれ、学生は社会的貢献の実感も持つことができた。

本章における第 3 の到達目標は、本学の知的資源を活用して、地域の政策策定に寄与するというものである。本学の政策形成への寄与に関しては、愛媛県と松山市におけるものが中心であり、その多くは本学教員の特性を生かした福祉、介護、ボランティア関係の政策形成に関わるものや、専門的な立場からの公正な判断が必要とされる審査に関わるものである。この他にも公共的な性格の強い福祉関係の組織・団体の管理運営や事業展開への貢献も行っており、地域の福祉大学として、福祉文化の向上に貢献しているものと評価している。

本章における第 4 の到達目標は、大学の施設・設備の社会への開放を推進するというものである。本学では、学外から施設・設備の使用希望があるときは可能な限りその要請に応じている。また、施設・設備の使用料は利用しやすい金額に設定し、土・日・祝日は、必要に応じて担当職員が出勤し、人的な支援を行っている。小規模校ではあるが、こうした大学施設・設備の社会への開放という点では、社会貢献を行えていると考えている。

[改善方策]

社会との文化交流、地域貢献を目的として、人間・健康・福祉に関する生涯学習の機会と場の提供を継続していく。受講生の満足度をより高めるために内容の検討を毎年度行い、人間・健康・福祉分野に関する中長期的なテーマ設定のもとに公開講座、フォーラム等を開催する。特に長期間にわたる継続的な生涯学習の機会と場の提供を念頭におき企画を考えたい。

本学には社会福祉学科の他に健康福祉マネジメント学科があり、福祉マネジメント専攻と健康スポーツマネジメント専攻がある。教育研究の成果を社会へ還元するため、福祉との関連がみられる経営・政策や健康スポーツの教育研究を強化しながら、単発的な社会への還元にならないよう今後も継続的に産官学の協力関係を強めていく。

本学における政策形成等への寄与については、総じて肯定的評価を下しているわけであるが、今後はこうした貢献を中長期にわたっていかに持続させていくかである。このことに関しては、今後とも個々の教員の専門的見識や現実的な政策形成能力の向上に向けたより一層の自己研鑽と、准教授等の比較的若い世代の教員にこうした機会が与えられ、研究の成果が発揮できるような環境づくりに努める。

大学の施設・設備の社会への開放については、学外から施設・設備の使用希望に応じ、人的な支援も行っているわけであるが、今以上の開放が必要になれば、施設・設備を運用できる者を養成するか、これに代わる労働力を別の方法により確保しなければならない。施設の維持管理を適正に行うために、低く設定している使用料の見直しを 2008(平成 20) 年度中に行う。

第8章 教員組織

[到達目標]

本学の教育課程において自己の研究活動と連動しながら学生に教授可能な教員組織を作り上げていくために、以下の到達目標を設定した。

1. 大学設置基準に定める専任教員数を満たし、なおかつ、専任教員 1 人あたりの在籍学生数を 20~30 名にする。
2. 年齢構成のバランスがとれた教員組織を目指す。
3. 教員の教育研究能力を定期的に評価し、教員が自己研鑽に努める体制を設ける。

1) 学部等の教員組織

[現状説明]

(1) 教員組織

8 - 1 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学は建学の精神「愛と真理」と学訓「誠実・高邁・奉仕」のもと、2002(平成 14)年度から「ファミリア」(家族的絆)、「セルビシオ」(地域社会への貢献)、「コンパルティル」(国際交流)というコンセプトで、知的応用能力が展開できる人材を養成してきた。新学部(人間健康福祉学部)がスタートした 2008(平成 20)年度からは、それまでの取り組みを踏まえながら、個性と独自性をもった大学を目指し「UI & USR」(ユニバーシティ・アイデンティティとユニバーシティ・ソーシャル・リスペンシビリティ)を基本テーマに大学の環境を整備することに取り組んでいる。つまり、「UI」は「建学の精神と教育理念のもと、カトリック大学としてのカタリナらしい大学づくり」、「USR」は「地域社会の一員、一単位として社会的責任・貢献を積極的に果たす大学づくり」を目指している。この教育目標を達成するために、2006(平成 18)年度の専任教員 32 名から、2007(平成 19)年度は専任教員 34 名となり、2008(平成 20)年度においては専任教員 34 名を配置して個性と独自性をもつ大学を創造している。

2006(平成 18)年度における専任教員は大学設置基準に定める専任教員数を 1 名欠く 32 名(4月 1 日現在)であった。その構成は、教授が 17 名、助教授 8 名、講師 7 名、それに非常勤講師が 39 名である。2006(平成 18)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1 年次 223 名、2

年次 217 名、3 年次 248 名、4 年次 64 名(全学年合計 752 名)であり、専任教員 1 人当たりの学生数は 23.5 名である。

2007(平成 19)年度の専任教員は教授 19 名、准教授 4 名、講師 9 名、助教 2 名で大学設置基準に定める教員数(33 名)を満たしている。それに非常勤講師が 46 名である。2007(平成 19)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 1 年次 181 名、2 年次 220 名、3 年次 213 名、4 年次 242 名(全学年合計 856 名)であり、専任教員 1 人当たりの学生数は 25.9 名である。

新学部がスタートした 2008(平成 20)年度の専任教員(34 名)は教授 17 名、准教授 6 名、講師 8 名、助教 3 名、それに非常勤講師が 44 名である。2008(平成 20)年度は社会福祉学部から人間健康福祉学部へ移行する初年度のため、専任教員の社会福祉学部社会福祉学科配置教員が 12 名、福祉経営学科配置教員が 13 名で、新学部(在学生は 1 年次のみ)の人間健康福祉学部社会福祉学科配置教員は 4 名、健康福祉マネジメント学科配置教員が 5 名となっている(表 8-1-1)。2008(平成 20)年 5 月 1 日現在の社会福祉学部在籍学生数は、2 年次 177 名、3 年次 216 名、4 年次 229 名(計 622 名)である。次に在籍学生が 1 年次のみの人間健康福祉学部学生数は 159 名である。社会福祉学部と人間健康福祉学部の総学生数 781 名に対する専任教員 1 人当たりの学生数は 23.0 名である。

表 8-1-1 学部・学科別教員配置

学部・学科		専任教員数					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
人間健康 福祉学部	社会福祉学科	2	1	1		4	1
	健康福祉マネジメント学科	2		2	1	5	
人間健康福祉学部 計		4	1	3	1	9	1
社会福祉学部	社会福祉学科	6	2	3	1	12	1
	福祉経営学科	7	3	2	1	13	1
社会福祉学部 計		13	5	5	2	25	2
合 計		17	6	8	3	34	3

8 - 2 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

本学における専任教員の勤務時間は週 40 時間以内(平日 8 時 30 分から 17 時まで)と「聖カタリナ学園就業規則」第 21 条に定められている。この勤務時間を専任教員は遵守し学生指導・学務・自らの研究に充てている。

一方、専任教員の兼業、兼職(非常勤講師)については、「聖カタリナ学園就業規則」第 37 条において、勤務時間外であっても自ら営利事業を営み、もしくは、公私の他の事業ま

たは、職務に従事することはできないが、学長の許可を得て本来の職務に重大な支障を及ぼさない範囲でこれを認めている。なお、非常勤講師として学外に出講する場合の取り扱いについては理事長・学長裁定として、時間数は1週6時間以内(集中講義、公共機関等の委員などを除く)に限っており、その出講日は原則として研究日をこれに充てることにしている。2007(平成19)年度の学外出講教員(集中講義等を除く)は18人で、全て週6時間以内であった。2008(平成20)年度(5月1日現在)に関しても18人で、すべて週6時間以内であった。

8・3 主要な授業科目への専任教員の配置状況

本学は2008(平成20)年度に改組を行い教育課程の変更を行った。本項目では、この教育課程を点検・評価の対象とする。主要な授業科目とは、学部専門科目、学科専門科目の必修科目および選択必修科目を指す。表8-3-1に主要な授業科目における専任教員及び非常勤講師の担当状況を示す。主要な授業科目に占める専任教授・専任准教授の割合は54%となっており高いとは言えない。

表8-3-1 主要な授業科目における担当者

学科	専攻	必修・選択必修	教授	准教授	講師	助教	非常勤	合計	% (注1)
社会福祉	社会福祉	卒業(免許)必修	22	6	13	4	13	58	48
		卒業(免許)選択必修	12	3	2	3	1	21	71
	介護福祉	卒業(免許)必修	12	18	6	2	16	54	56
		卒業(免許)選択必修	3	2	2	0	1	8	63
健康福祉マネジメント	福祉マネジメント	卒業(免許)必修	20	8	8	3	9	48	58
		卒業(免許)選択必修	8	1	1	4	6	20	45
	健康スポーツマネジメント	卒業(免許)必修	18	4	10	5	8	45	49
		卒業(免許)選択必修	5	2	3	1	1	12	58
			100	44	45	22	55	266	54

注1) 主要な授業科目に占める専任教授および専任准教授の割合。

注2) 同一科目を複数名で担当している場合は、上位の職位で計数。

8 - 4 教員組織の年齢構成の適切性

本学の教員組織の年齢構成を表 8-4-1 に示す。合計で 34 名と専任教員は少数であるが、71 歳以上を除くこの表の全ての年代に、2 名(5.9%)以上の専任教員が配置されている。また、最も専任教員が多い年代は 56 歳～60 歳(7 名、20.6%)である。

表 8-4-1 専任教員年齢構成

学部	職位	71 歳以上	66 歳～ 70 歳	61 歳～ 65 歳	56 歳～ 60 歳	51 歳～ 55 歳	46 歳～ 50 歳	41 歳～ 45 歳	36 歳～ 40 歳	31 歳～ 35 歳	26 歳～ 30 歳	計	
人間健康福祉学部	教 授		2		1		1					4	
		%	50%	%	25%	%	25%	%	%	%	%	100%	
	准教授					1						1	
		%	%	%	%	100%	%	%	%	%	%	100%	
	講師						1		1	1		3	
		%	%	%	%	%	33.3%	%	33.3%	33.3%	%	100%	
	助教									1		1	
		%	%	%	%	%	%	%	%	100%	%	100%	
	学部計		(2)		(1)	(1)	(2)		(1)	(2)		9	
		%	22.2%	%	11.1%	11.1%	22.2%	%	11.1%	22.2%	%	100%	
社会福祉学部	教 授		1	3	6	1		1	1			13	
		%	7.7%	23.1%	46.2%	7.7%	%	7.7%	7.7%	%	%	100%	
	准教授						2	2	1			5	
		%	%	%	%	%	40%	40%	20%	%	%	100%	
	講師						1	2		2		5	
		%	%	%	%	%	20%	40%	%	40%	%	100%	
	助教									2	2		
		%	%	%	%	%	%	%	%	100%	100%		
	学部計		(1)	(3)	(6)	(1)	(3)	(5)	(2)	(2)	(2)	25	
		%	4%	12%	24%	4%	12%	20%	8%	8%	8%	100%	
大学合計			3	3	7	2	5	5	3	4	2	34	
		%	8.8%	8.8%	20.6%	5.9%	14.7%	14.7%	8.8%	11.8%	5.9%	100%	
定年 65 歳													

8 - 5 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教務的な事項に関する教員間の連絡調整は、教務委員会がこれを担っている。教務委員会の構成は、本学の4専攻(社会福祉専攻、介護福祉専攻、福祉マネジメント専攻、健康スポーツマネジメント専攻)に関わりのある教員各1名から構成される。ただし、社会福祉専攻には、福祉心理コースと精神保健福祉コースがあるため、それぞれ1名ずつの教員を配置し、全体としては5名の教員によって教務委員会が構成されている。教務委員会は定期的に開催され、教育課程の編成や教務に関する様々な制度作りや卒業判定等の学務を行い、必要に応じて教員間の連絡調整も行っている。また、本学には社会福祉実習委員会、教職課程委員会があり、それぞれの委員会に関わる教育上の問題はその委員会で隨時検討が行われる仕組みになっている。各委員会で検討された内容は、教授会において全教員に周知されている。

(2)教育研究支援職員

8 - 6 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

2007(平成19)年度において開講した実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育科目は次のとおりである。

実習科目としては次の4科目が開講されている。「社会福祉援助技術現場実習」、「精神保健福祉援助実習」は学生が施設で実習を行い担当教員が実習施設を訪問し学生の指導を行う科目であり、1名の助手を配置している。これら2つの実習科目に比べると介護福祉専攻の学生だけが履修する「介護実習」は履修者が少ないが、介護福祉士の実習は実習指導のための訪問回数が法令で週2回と定められており、訪問が頻回となるため助手を1名配置している。「教育実習」は教務課員が事務手続き等を担当しており、助手の配置は必要とされていない。

外国語教育は、必修科目の「英語」と選択必修科目(「ドイツ語」、「スペイン語」、「中国語」、「韓国語」、「基礎日本語(外国人対象)」)が開講されている。本学における外国語教育は少人数のクラス編成を実施しており、助手やティーチングアシスタントなどの配置の必要性は現在のところ生じていない。

情報処理関連教育としては「情報リテラシー」、「情報リテラシー」、「情報処理」、「福祉情報システム論」が開講されている。コンピュータ操作を伴う授業、とりわけ1年次に大学導入科目として開講されている「情報リテラシー」においては即時的な操作の指導が必要な場面も多い。しかし、「2006(平成18)年度自己点検・評価報告書」でも指摘されているところであるが、現在のところ、これらの科目に助手およびティーチングアシ

スタントは配置されていない。

8 - 7 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学では教育もしくは研究を支援する専門職員は採用しておらず、ティーチングアシスタントやリサーチアシスタント等の制度もない。教員の教育活動のサポートは主に教務課が行っており、研究活動における資料収集は図書館がサポートしている。また、教育研究活動に必要な事務処理の一部は総務課および会計課が担当している。

(3)教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

8 - 8 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本学の教員の任用は「教育研究の充実」を基本姿勢に、学長、副学長、学部長と他4名の教授、計7名で構成する人事委員会で、その年度毎の懸案事項に添って決定された人事方針にしたがって行われている。「福祉経営学科」設置の3年目と完成年度にあたる2006(平成18)年度、2007(平成19)年度には、就任が予定されていた教員は別として、任用候補者を日本全国から広く公募した。

教員の新規採用の際には、「聖カタリナ大学教員選考基準」及び「聖カタリナ大学教員の採用、昇任及び配置換に関する選考細則」「聖カタリナ大学任期を定めて採用する専任教員に関する規程」に基づき、人事委員会は、応募者に対して書類及び面接選考を行い、最終候補者を1名にまで絞り込む。最終候補者の予備審査を行うため、上述の細則に従い、学内教員を予備審査委員として委嘱の上、予備審査報告書の提出を求める。続いて予備審査報告書、履歴書、業績書を資料として、選考教授会(議長:学長)に上呈し、担当科目の適格性、任用職位の妥当性等を諮り、その議を経て採否を決定する。学長は選考教授会で選ばれた者を理事長に報告し、理事長は理事会に諮り、これを任用する。なお、教授能力と研究能力双方のバランスのとれた質の高い教員採用を行うために、2008(平成20)年度からは、面接選考の際に模擬授業を取り入れている。

昇任人事については、新規採用と同様に「聖カタリナ大学教員選考基準」「聖カタリナ大学教員の採用、昇任及び配置換に関する選考細則」により、人事委員会で教育業績、研究業績、社会的活動、学内行政活動及び教員の構成、大学の将来展望を視野に入れ、昇任候補者を決定する。その後、予備審査、選考教授会の議を経て、理事会に報告することになっている。

(4) 教育研究活動の評価

8-9 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

本学では、教員に対し、年度ごとの教育・研究・社会貢献等の業績の報告を義務づけている。報告された業績についての評価は学長が行い、問題がある場合は指導がなされることがある。しかし、大学として何らかの具体的・客観的基準を定めて公式に教育研究活動の評価をすることは行っていない。

教育活動に関しては、2002(平成14)年度より学生による授業評価アンケートが行われ、その集計結果は各授業担当教員にフィードバックされている。また、FD委員会が全授業評価の結果を分析し、現状の把握に努めている。授業評価の結果から指導・助言が必要であると判断された教員に対しては、学長等によって個別指導することもある。

8-10 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

新規任用教員の選考は履歴書、教育研究業績書、著書及び論文等をもとに行われ、教育実績のある者、研究業績の充実している者、専門分野における優れた実績を有している者が優先して採用されている。また、担当科目の適格性、任用職位の妥当性も考慮されている。これと同様に、昇任人事も、教育研究能力・実績をもとに審査を行っている。

(5) 大学と併設短期大学(部)との関係

8-11 大学と併設短期大学(部)における各々固有の人員配置の適切性

本学と併設の短期大学部は、同一のキャンパス内に学校法人聖カタリナ学園により設置されている。本学の学長が短期大学部の学長を兼任しており、統一見解を要する事案のあるときには、機能的な運営を行うことができるようになっている。しかし、両者の教学運営上の組織は独立したものとなっており、大学の学部、短期大学部の学科とも、それぞれの教育理念・教育目的を念頭に置き、教育課程と学生数に応じた規模の教育組織を有している。大学・短期大学部とも、教育研究体制を継続的に維持できるように、教育方針への理解、教育研究分野、カリキュラムと専攻との適合、教育に対する熱意等を総合的に判断して、教員の担当科目が決定されている。なお、教育課程の科目特性上2007(平成19)年度には、短期大学部から大学へ3名、大学から短期大学部へ12名の教員が兼任教員として委嘱されているが、それぞれ固有の教育組織の運営には支障をきたしていない。

また、大学運営の根幹となる教授会・委員会にあっては、大学・短期大学部それぞれ固有に置くことが望ましいものは個別に設置し、合同で置くことが合理的であるものは合同委員会を設置している。合同委員会を設ける場合にも、それぞれの組織ごとに大学部会、短大部会を設けており、その自主性と独立性を保っている。

[点検・評価]

本章における第 1 の到達目標は、大学設置基準に定める専任教員数を満たし、なおかつ専任教員 1 人あたりの在籍学生数を 20~30 名にすることである。本学の専任教員数は大学設置基準が定めている必要数を満たしている。また、2006(平成 18)年度から 2008(平成 20)年度にかけては、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は約 25 名であり、本学が掲げる少人数教育に相応しい水準である。第 2 の到達目標は、年齢構成のバランスがとれた教員組織を構成することである。前回の自己点検・評価報告書(2006(平成 18)年)で 31 歳~35 歳の範囲の教員が 0 名であると指摘されたことを受け、この年代の教員を 2007(平成 19)年から 2008(平成 20)年にかけて 3 名雇用し、全体に占める割合を 0% から 11.8% へ増加させたことは評価に値する。こうした少人数教育の実施と教員組織の年齢構成改善の努力により、本学の中途退学者は 2006(平成 18)年度に 17 名、2007(平成 19)年度に 12 名、2008(平成 20)年度に 6 名と低い水準で推移してきており、一定の成果を挙げていると言えるだろう。

一方、主要な授業科目に占める専任教授・専任准教授の割合は高いとは言えない。しかし、これは、2007(平成 19)年度から 2008(平成 20)年度にかけて、教員組織の年齢構成のバランスをとるために採用した 30 歳代から 40 歳代の講師・助教が比較的多くの主要授業科目を担当したためと言える。また、本学の教育における人的補助体制や、教員と教育研究支援職員との連携・協力関係は概ね良好であると考えている。しかし、情報処理関連科目においては助手やティーチングアシスタント等の配置が望ましいと思われる場面もあり、これらの科目では検討の余地がある。

本学における教員の募集・任用・昇格の手続きは、その公平性、透明性から妥当かつ適正であると判断している。また、本学教員に年度ごとの教育・研究・社会貢献等の業績の報告を義務づけて学長等が評価・指導を行っていること、及び授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックしていることは、第 3 の到達目標である教員が定期的に教育研究能力の評価を受けて自己研鑽に努める体制として評価できる。しかし、授業評価の結果を判定する明確な基準は設けられておらず、教育研究活動への取り組みの大部分は教員の自主性に任せられることになっているために、教員間で取り組みに差が認められる部分もある。教員の自主性を重んじることは必ずしも不適切とは言えず、また異なる領域の教育研究業績を同じ尺度で評価することは困難であるが、大学の教育研究活動の水準を一定以上に保つためには、これらの評価基準について継続して検討する必要がある。

[改善方策]

本章で点検・評価するべき到達目標は、教員1人あたりの在籍学生数と教員組織の年齢構成である。点検・評価の項で述べたように、これらの到達目標は概ね達成されており、現在のところ、改善の必要性は低いと考えている。この状況を維持するために、今後も、人事委員会が中心となって教員数と学生数とのバランスや教員組織の年齢構成を注視する。

検討課題として指摘された情報処理関連科目については、受講生の授業評価などを参考にして、助手の配置転換やティーチングアシスタント配置などの必要性について教務委員会で検討し、必要だと判断された場合には適切な措置を講じる。

また、教員の教育研究能力を評価して自己研鑽を促す体制についても本章の点検・評価対象である。現在の新規任用教員選考システムに運用上の大きな問題は認められないが、教育研究能力・実績の評価基準については人事委員会で引き続き検討し、さらなるシステムの改善を目指す。同様に、本学教員の教育研究活動の評価基準についても人事委員会で検討することとする。しかし、本学教員の教育研究活動の評価は、大学の教育研究能力を高めるための方策の一つとして位置づけるべきものであり、教員を過剰に管理、束縛するものになってはならない。教育研究活動の評価基準の策定においては、この点を十分に考慮するものとする。

第9章 事務組織

[到達目標]

教育研究を支援するために、以下の到達目標を設定して、適切な事務組織の整備に努める。

1. 教員数の8割以上の事務職員数を有し、適正な員数の所属配置を行う。
2. 事務組織と教学組織の一体性確保のため、意識の統一・情報の共有化を推進し、教学組織の改善・改革に対して積極的に支援できる体制を整える。
3. 学内及び学外双方の職員研修の機会を確保し、大学をとりまく変化に柔軟かつ迅速に対応できる事務能力を身につける。
4. 研究支援、地域貢献、社会連携、国際交流等、新しい業務を企画、マネジメントできる能力を育成し、大学運営を総合的に行える体制を整備する。

[現状説明]

(1) 事務組織の構成

9 - 1 事務組織の構成と人員配置

1) 構成

本学事務組織は、学則第9条及び聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部事務組織及び事務分掌に関する規程により定められている(図9-1-1)。体系的には管理部門系に事務局を置き、学生部門系に学生部を置いている。事務局は総務部としてまとめられ、総務課と会計課で構成され、各課に課長を置いている。学生部は入試広報課、教務課、学生支援課、就職課の4課で構成され、各課に課長を置いている。また、大学附属図書館規程により、図書課を置き、上述の事務分掌規程により、その業務が定められている。なお、大学事務局は、学校法人聖カタリナ学園(大学1、短期大学1、高校3、幼稚園5)の統括事務を行う法人本部事務局と連携を図っている。

2) 人員配置

キャンパス内には、聖カタリナ大学短期大学部が併設されており、事務職員は両校の業務に従事しているため、員数は両校合わせた数値として表記している。学生部の長である学生部長は、教員組織から配置することとしているため、学生部長の職務を補佐し、学生部の事務を統括する学生部事務部長を置いている(図9-1-1)。

また、適正な人員配置を行うため、事務職員全員が自己の職務分析を行い、業務に対してそれぞれの観点から意見を提言する身上報告書を毎年11月に事務局長に提出している。さらに、「聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部事務職員人事評価規程」により、人事評価を毎年1月に行い、事務組織の充実に努めている。

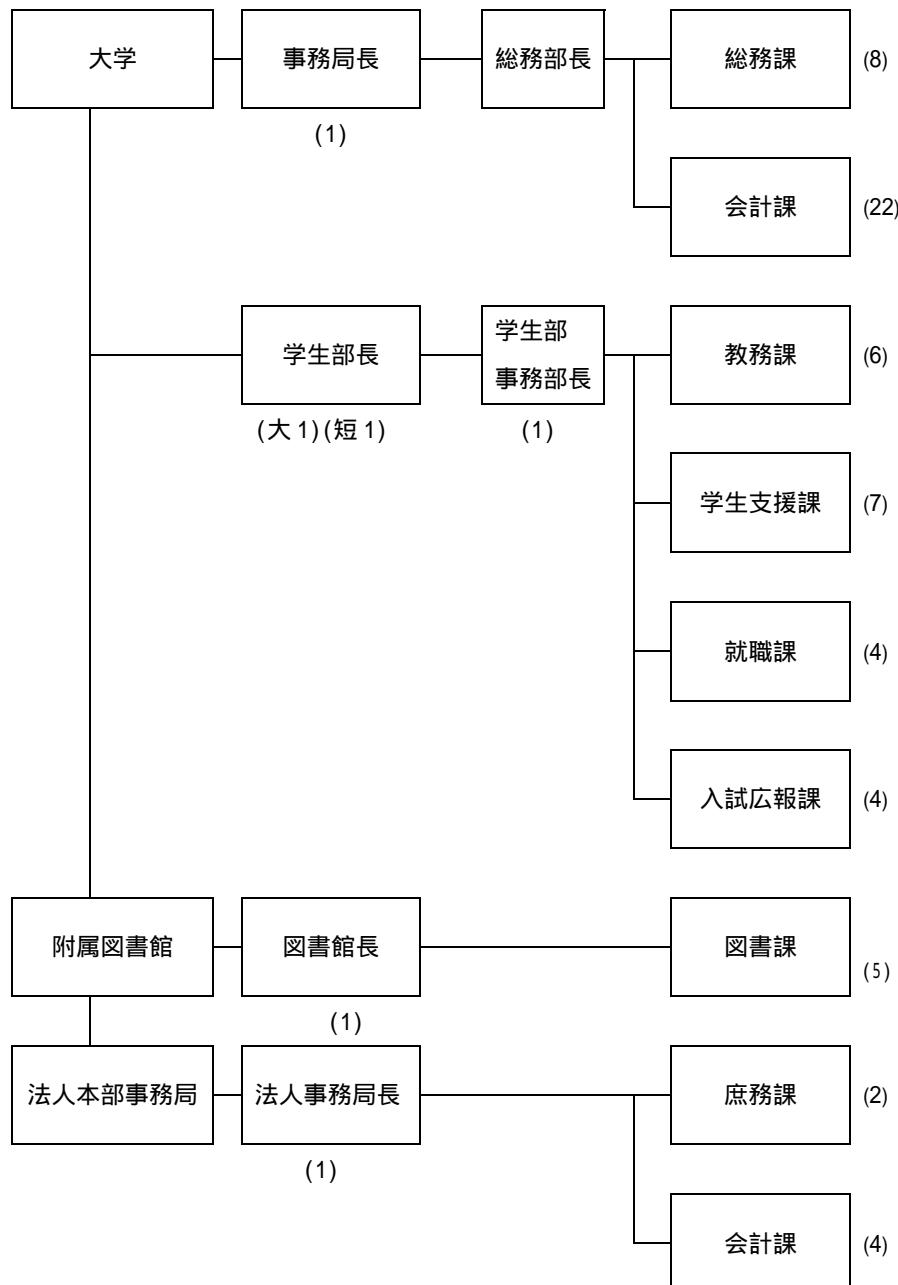


図9-1-1 事務組織図 カッコ内は職員数(図書アルバイトを除く)

(2)事務組織と教学組織との関係

9-2 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

本学は、2004(平成16)年4月1日に社会福祉学部の中に福祉経営学科を設置し、それまでの社会福祉学科のみの単科大学から2学科の組織となり、学科会議・学科主任を設けその運営にあたってきた。(2006(平成18)年4月1日には「社会福祉学部に置く学科の運営に関する規程」を制定)。

その後、2008(平成20)年4月1日に社会福祉学部から人間健康福祉学部(2学科4専攻)に改組をしたが、上述の学科会議・学科主任の運用は継続され、その運営において取扱う事項としては、各学科の教育運営全般にわたるものとし、各構成員が自由に問題を提起することができるようになっている。また、学科会議で結論を得た重大な事案については、学部教授会において審議、報告、連絡を行うことになっている。

また、学部運営については専門性を要することから、教学関係部門の常設の委員会として、教務、教職課程、社会福祉実習、FD、学生生活、留学生、障がい学生支援、学生寮運営、就職の各委員会を設置している。また、学部運営管理部門として、研究紀要、入試募集、広報、生涯学習、国際交流、図書、ボランティア運営、大学評価の各委員会を設置している。この委員会には、それぞれ図9-1-1で示すいずれかの課が担当事務局として置かれ、議事整理、資料作成、情報提供を行い、意思決定のための支援業務を行っている。また、事務サイドから企画、提案を行い教員組織をサポートしている。

さらに、学長を委員長とする、人事、改革検討等の委員会も併せて設置し、総務課との連携により学部の運営を行っているところである。

9-3 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的・一体性を確保させる方途の適切性

本学では、事務組織と教学組織の有機的な関係を持つために情報の共有、知識の共有、意識の共有を推進し、具体的な事案については、双方が協働の精神を持つことに心がけている。情報の共有にあっては、学長、学部長から大学内外の情報が教授会で述べられ、常時陪席する課長等(局長、学生部事務部長、入試広報課長、教務課長、総務課長)はリアルタイムで、大学教学組織の情報を得ることができ、他の課長には、教授会資料と議事録が配布されることから教学最高決定機関の教授会情報は共有できている。また、他の課員へは課長から適宜報告されることになっている。

また、重要案件については、教授会終了後、事務連絡会(課長補佐以上の役職者で構成)を開催し、統一見解を持ち情報の異なる理解がないように努めている。大学運営における「知」の共有も十二分に重要なことであるとの認識に立ち、各委員会において教員、事務職員でそれぞれ有している知識をお互いに提供し、知識の融合を図り、よりよい運営が行えるようにしている。協働は、特に学生部関係において顕著に見受けられる。募集活動、

入試業務、就学支援、就職支援、学生生活支援などには、教育的な部分、事務的な部分で適正に業務の分担が行われている。

(3)事務組織の役割

9-4 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

本学は教学に関わる組織として学習支援関係に教務課、生活支援関係に学生支援課、進路・就職支援関係に就職課をその機能の補佐を担う事務組織として置いている。教務課は課長以下6名、学生支援課は課長以下7名、就職課は課長以下4名により構成されており、全体の業務の調整に学生部事務部長を配している。なお、その業務内容は事務分掌規程により明記されている。

9-5 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

学内における意思決定の多くは、学内におく委員会と教授会で行われる。委員会及び教授会は教員で構成されているが、担当事務部局が陪席することになっている。担当事務部局は審議権を有しないものの提案権は有していることから提案を行うための資料の作成検討を綿密に行い、構成員(教員)の判断ができやすいようにしている。また、担当事務部局(事務局、学生部の各課)の長は、当該会議の議長と事前に打ち合わせを行い、議長に事務部局としての意向を伝えている。構成員の教員は、このような事務部局の協力を得て、議案の解決を図っている。学内の伝達システムに果たす本学事務組織の活動状況は、会議報告、書類整理、確認伝達の流れをどの部局においても確立している。

9-6 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

極めて専門性の高い大学事務業務には、それらに関する資格・免許・経験・知識を有する職員を配置することが望ましいが、本学のような小規模な事務組織の場合、そういった対応も難しく事務分掌的に一番近い内容を有する「課」が担当している。具体的には「国際交流支援業務」、「研究支援業務」については総務課、「留学生支援業務」、「学生相談支援業務」については学生支援課、「FD」については教務課が担当している。なお、本学では、国際交流等の専門業務に特化した人員配置は行っていない。

9-7 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

大学運営を経営面から支える専門部署は法人本部事務局であるが、事業所単位独立採算重視の方針から、大学事務局も大学運営を経営面から支えている。大学事務局の総務課は人事管理を、会計課は予算編成及び予算執行、予算管理、資金管理、施設管理、寮及びス

クールバス等補助活動管理などを行なっている。

また、間接的には、学生部の入試広報課においても、入学者数は次年度の学生生徒等納付金収入に影響するので、当然経営に関心を持ち業務を執行している。

(4)スタッフ・ディベロップメント(SD)

9-8 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

事務職員の研修は、個々の資質の向上、情報の共通理解、意識の高揚等を目的に本学が実施する年2回(夏休み、冬休み)の全員参加型研修(表9-8-1)の他、外部団体が専門分野別に実施する個別研修(表9-8-2)にあらゆる部署から積極的に参加している。参加後は、学内で行う事務職員研修会において報告することにしている。これにより参加者本人の研修内容の復習やコミュニケーション能力の向上に役立つとともに、他の参加できなかった職員は研修内容を共有することができるので、事務職員全員のスキル・資質のレベルアップにつながっている。また、新任職員に対しては、3日間の初任者研修を実施している。

表9-8-1 2007(平成19)年度に本学が実施した職員研修

研修等名	目的	内容(主な研修項目等)
夏季事務職員研修	事務職員全員に情報・課題の共有を図るとともに、その解決策を見出していく。	一次救命処置 AED講習 気道確保の方法 人口呼吸法 胸骨圧迫法 AED使用方法 松山市中央消防署から2名の講師により実施
冬季事務職員研修	事務職員全員に情報・課題の共有を図るとともに、その解決策を見出していく。	グループウェアを利用した情報共有について 学生対応について考える 研修報告 1.私立短大教務担当者研修会に参加して 2.日本カトリック短大事務職員研修会に参加して 3.私大連関西地区就職業務研修会に参加して

表 9-8-2 2007(平成 19)年度に学外機関が実施した職員研修

研修等名	目的	対象者
H19 年度経常費補助金事務研修会	補助金事務の適正処理を目的とする	補助金担当者 1 名
IT セミナー	パソコンスキルアップ	一般事務職員 5 名
災害時等事業継続計画研修会	災害時等における事業継続のための方法等についての研修	防災管理担当者 1 名
H19 年度冷凍設備保安講習会	冷凍設備の安全使用のため	管理係 1 名
学校法人会計実務基準講座	学校法人会計の意味の理解と実務研修	学校法人経理事務担当者 1 名
私立短大経理事務等研修会	学校法人の経理事務等担当者の業務水準の向上を図るため、当面する諸問題の理解と基本的知識の習得を目的とする	学校法人経理事務担当者 1 名
第 37 回私立大学図書館協会中國・四国地区研修会	各大学の意見交換により自学図書館の課題の解決を目的とする	図書館員 1 名
システムソフトの研修	図書館システムソフトの研修	図書館員 1 名
ILL システム地域講習会	NACSIS-ILL システムの運用方法等に関する知識を習得する	図書館員 1 名
H19 年度著作権セミナー	著作権に関する基礎的な理解を深め、もって著作権制度の知識や意識の向上を図る	図書館員 1 名
教員免許事務研修会	課程認定申請等事務手続きを的確に行うため	教務担当職員 2 名
H19 年度 私立短大教務担当者研修会	日常の職務を積極的かつ創造的に遂行すると同時に、我が国の高等教育の将来を展望し、その変化に的確に対応する能力を涵養し、当面する諸問題について研修する	教務担当職員 1 名
2007 年度日本カトリック短大事務職員研修会	カトリック短期大学の使命と職員の役割	一般事務職員 2 名
学校事故対策講座	学校事故の責任と対応方法	学生支援担当職員 1 名
申請取次と出入国事務研修	我が国の出入国管理行政についての知識及び出入国管理業務を身につける	留学生担当職員 1 名

H19 年度 中国・四国地区学生指導研修会	学生指導業務を適正かつ円滑に処理するため、必要な知識・方法を習得する	学生支援担当職員 1名
2007 年度学生生活支援研修会 B グループ第 2 回研究会	学生支援・学生相談体制の望ましいあり方を検討する	学生支援担当職員 1名
平成 19 年度学生支援研究会議	組織内の枠組みを超え、縦横の支援を徹底的に議論する	学生部事務職員 1 名
第 44 回日本私立大学連盟関西地区就職業務研修会	キャリア形成支援の理解	就職担当職員 1 名
H19 年度 職業能力開発推進者講習会	自律・自立型人材育成のためのキャリア・カウンセリングの技法や指導援助等についての実践講習	一般事務職員 1 名
H19 年度 私立短大就職担当者研修会	就職支援研修	就職担当職員 1 名

[点検・評価]

本学の事務を組織する職員の員数は大学の収容定員 920 名、短大の収容定員 300 名の計 1,220 名(2008(平成 20)年 5 月 1 日現在)の学生に対して、58 名(事務系専任、非常勤)であり、職員の 1 人当たりの学生数は単純計算で概ね 20 名となっている。また、大学・短大の専任教員合計数 58 名に比べてもこの数値は、極めて良好な数値であり員数的には、支障はなく、事務量にかかる各課の員数配分と配置にあっても年齢構成と経験値を踏まえた人事構成になっており、評価できる。

また、事務組織と教学組織との一体性を確保するための情報の共有化については特段の問題は認められず、特に教学側から学長、副学長、学部長、学生部長、事務側から局長他、全課長が出席する教授会打ち合わせは、教授会案件に留まらず、それぞれの意見交換の場として機能的に働いていることは、評価できる。また、教学組織のうち委員会組織については、通常業務の遂行にあっては概ね良好に機能しているものの、より複雑化する業務に対応できる組織体として事務組織と連動させて改善する必要がある。なお、日々業務の具体的な事案における両者の協働姿勢は、小規模大学の特性を十分に生かし、またカトリック大学の精神を教職員が共有し、十分にその連携と成果を発揮しており、評価できる。また、意識の共有のうち、建学の精神については、刻にふれ、学長や学部長から様々な場面で共通認識を持つべく話があることについても、評価できる。知識の共有で本学の弱点として見受けられるのは、「知識共有の場」は十分ありながら教員、事務職員とも通常の業務に忙殺され時間的に余裕がなく急激な大学環境の変化に対応するために必要な知識や情報を入

手する取り組みが遅れていることである。このことから、特に事務組織にあっては、教学組織への積極的な支援ができる体制の整備を行う必要がある。

本学においては、事務職員が行う様々な研修は極めて重要なものであるとの認識を持っている。それは、多様な大学業務を推進運営するための横断的組織構造を持つ必要と、個人のそれぞれのレベルアップを図るためにも有効であるとの視点に立脚するものである。それぞれの事務職員が通常業務に支障のない範囲で意欲的に学外の研修に参加していることは高く評価でき、さらに研修後に発表の機会があり、課題の再確認と情報の共有を行うためのフィードバック体制を整え、理事長・学長・事務局長等、執行部局が研修参加に積極的な推進の方針を持っていることも評価に値する。

しかし、本学では、中堅管理職を対象にした研修が行われていない点に問題がある。さらに、教員への研究支援、地域貢献、社会連携、国際交流等、近年急速に拡大する多様な大学事務分野に専門性の高い事務部局の構築とその能力育成が不十分である点についても看過できない。具体的には、総務課が担当している国際交流支援については、課内に外国语に精通している職員や、留学経験のある職員がいないため、関係業務に支障をきたすことがある。また、学生支援課が担当している留学生に対する支援業務は、入試の段階で日本語の能力に一定レベル以上のものを求めており、入学後の留学生が徐々に日本語や日本文化に慣れて來ることから、日本語での簡単な説明や会話については支障ないが、母国語での会話を要する場合には十分に対応しきれてないこともある。また、研究支援に関する業務は、総務課が担当しているが専門の事務担当職員を養成するには至っていない。学生相談支援業務は、教員で構成する学生相談室と学生支援課養護担当事務職員、スクールソーシャルワーカー(非常勤職員)の3者が連携し、これにあたっている。非常勤職員ではあるが、専門業務として職員を配置していることは評価できる。

以上の点検評価から、到達目標1については評価できうるが、2、3については評価できうるもの一部改善を要し、4については課題を一つひとつ解決して行く努力をしなければならない。

〔改善方策〕

2008(平成20)年度から四国地区の大学及び短期大学が共同で、戦略的大学連携支援事業として四国地区教職員能力開発ネットワークを設立し、職員研修の共同実施や大学間連携による積極的な人事交流を行うことにより、専門性を高めるための職務経験を積ませ、高等教育のプロフェッショナルとしての職員を養成する取り組みを進めている。本学では、そこで開発された各種SDプログラムを活用して、業務経験年数に応じた研修や中堅管理職の研修を実施していくことにしている。特に年2回の全体事務職員研修は、年2回(夏期休業・冬季休業)から年3回(夏期休業・冬季休業・春季休業)に増やし、その内容と方法も併

せて見直す。また、事務組織の構築にあっては、員数的に良好な数値をもつ事務組織内的人的資源を有効に活用できるよう見直し、効果の高い人事異動を行う。さらに現在の事務分掌を時代に則したものに見直し、急速に拡がりをみせる多様な業務に対応する。

なお、確固たる事務組織が構築できたとしても、案件によっては横の連携がなければ、その組織力は半減または無に等しいことも出態することが想定できることから、業務遂行を可能ならしめ、今以上の連携を深めるためグループウェアによる連絡と情報の共有の徹底を図り、また、任用においても併任発令等を行い、横断的組織の運用に努める。

委員会等においても、個々の具体的な事例の内容や実情について、事務職員が精通していることもあることから、より有機的一体性を促進するため教員と事務職員が同等の立場で委員会に参画し、審議に加わることが望ましい。

このように教育研究を支援するために本学の状況を客観的に把握することはもとより、他大学の状況や方法を学び、企画、立案、実行できる能力を身に付けるための自己研鑽を恒常的に行い、また教員組織と両輪になり、大学行政を協働運営するための組織環境を整備し、改善の方策を図る。

第10章 施設・設備

[到達目標]

少人数教育、きめ細やかな教育を行うにふさわしい施設を維持すると共に、改組に伴う必要な施設・設備の拡充に努める。具体的な到達目標は以下のとおりである。

1. 健康スポーツマネジメント専攻の教育研究活動に必要な施設・設備の充実を図る。
2. 講義室におけるプロジェクト等視聴覚機器設置率を50%まで引き上げる。
3. 学生の要望やニーズに配慮した施設・設備(学内駐車場・駐輪場の拡張・エリア分け等)の充実を図る。
4. 学内のバリアフリー化(主要建物へのスロープ設置等)を計画的に推進する。
5. 施設・設備の美化及び衛生面を重視した快適性の維持・向上を図る。

[現状説明]

(1) 施設・設備等の整備

10-1 大学・学部・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

本学の施設・設備等の現状及び教室の使用状況について表10-1-1から表10-1-5に基づき説明する。

校地については9,961 m²を有し(表10-1-1参照)、設置基準上の校地面積9,200 m²を満たしている。また、校舎面積においても、9,187 m²を有しており、設置基準上必要校舎面積を十分満たしている。

表10-1-1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

校 地 ・ 校 舎		講義室・演習室等		
校地面積 (m ²)	設置基準上必要校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	設置基準上必要校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・学生自習室総数
9,961	9,200	9,187	5,355	37
				3,370

主要施設としては表10-1-2に示すとおり講義室・演習室・研究室・図書館・学生食堂等を有する学部1号館と講義室・演習室・研究室・介護実習室等を有する学部2号館が挙げ

られる。また、記念体育館においては、2008(平成20)年にピロティ部分を使用して健康スポーツマネジメント専攻に必要なトレーニングスタジオ・フィットネススタジオを有するヘルスプロモーションセンターを開設した。

表 10-1-2 主要施設の概況

施設名	用 途	建築年	延床面積(m ²)	備 考
学部1号館	講義室、研究室、図書館等	1988(昭和63)年	5,416	
学部2号館	講義室、研究室、介護実習室、実験室等	1994(平成6)年	3,808	
記念体育館	体育館アリーナ、研究室、トレーニングスタジオ、フィットネススタジオ、保健室等	1997(平成9)年	2,909	ピロティ部分にヘルスプロモーションセンターを開設(平成20(2008)年)

表 10-1-3 で示すとおり、講義室は25室2,838m²・演習室は12室532m²を短期大学部(学生数311名)と共有している。また、講義室内の設備としては、2008(平成20)年度より、固定式液晶プロジェクタ(AV装置を含む)が普通教室(6教室)に整備された。

学生自習室については、単独で設置していないが、図書館・コンピュータ自習室及び空き教室等を充てている。

表 10-1-3 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	講義室・演習室 学生自習室等	室 数	総面積(m ²) (A)	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	利用学生 総数 (B)	利用学生1人当 たり面積(m ²) (A / B)	備 考
人間健康福祉学部	講 義 室	25	2,838	共用	2,388	1,092	2.60	短大(学生数311名)と共有
	演 習 室	12	532	共用	250	1,092	0.5	短大(学生数311名)と共有
	学 生 自 習 室	0						
	体 育 館	2	3,591	共用				

表 10-1-4 に示す実習室において特筆すべきは、2008(平成20)年度の改組に伴い開設されたヘルスプロモーションセンター内の実習施設(トレーニングスタジオ等)である。トレーニングスタジオ内は2つのエリアに分かれており、フリーウエイトエリアとしてスクワットやベンチプレス、デットリフトなど、ウェイトトレーニングの基本を学ぶための機器が完備されている。また、マシントレーニングエリアにはエアロバイク、トレッドミルほか部位別トレーニング機器等が揃っている。

介護福祉専攻に必要な実習室としては、学部2号館に入浴・介護実習室が設けられている。入浴実習室内には電動昇降式浴槽・簡易浴槽等があり実習モデル等を用いて入浴介護のシミュレーションを行っている。また、介護実習室には電動ベッド、車いす等が配備さ

れている。

表 10-1-4 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模

用 途 別 室 名	室 数	総面積 (m ²)	収 容 人 員 (総 数)	収容人員 1 人当たりの面積 (m ²)	使用学部・研究科 等
実験室	1	32	4	8.0	人間健康福祉学部
入浴・介護実習室	1	176	20	8.8	人間健康福祉学部
介護実習室	1	86	60	1.4	人間健康福祉学部 短期大学部保育学科
トレーニングスタジオ	1	190	60	3.2	人間健康福祉学部
フィットネススタジオ	1	190	60	3.2	人間健康福祉学部 短期大学部(保育学科)
コンピュータ室	2	368	99	3.7	人間健康福祉学部・短期大学部(保育学科・健康栄養学科)
計	7	1,042	303		

本学の特徴である少人数教育・きめ細やかな教育を行う上で必要な講義室・演習室の中で使用度数の多い教室の収容人員は 51 ~ 100 人(表 10-1-5 参照)であり、使用率の約 70% が 100 人以下の教室である。

表 10-1-5 学部・研究科ごとの規模別講義室・演習室使用状況一覧表 2008(平成 20)年度

学 部 名	収 容 人 員			使 用 教 室 数	総授業時数 (A)	使 用 度 数 (B)	使 用 率 B/A (%)
人間健康福祉学部・社会福祉学部	1	~	20	9	497	68	13.7
	21	~	50	4		61	12.2
	51	~	100	15		232	46.7
	101	~	200	5		114	23.0
	201	~	300	3		22	4.4
	計			36		497	100.0

10 - 2 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

本学の教育用情報機器の設置について、主に授業用に使用するコンピュータ実習室は、共通基礎科目の情報リテラシー・や、専門科目の情報処理・福祉情報システム論の授業に供する施設として、パーソナルコンピュータ 60 台(OFFICE ソフト、システムリカバリーソフト)、ネットワークプリンタ 1 台、学生専用ネットワークを整備している。

また、主に学生の自習用に使用するコンピュータ自習室(授業日の 9:00 ~ 21:00 自由開放、

情報検索やレポート作成用)には、パーソナルコンピュータ 54 台(OFFICE ソフト、システムリカバリーソフト)、ネットワークプリンタ 1 台、学生専用ネットワークを整備している。

情報インフラについては、すべての教員研究室及び事務室に学内 LAN が構築され、学外とは光回線(最大 100Mb/s)で繋がっている。なお、教職員用と学生用のパーソナルコンピュータはセグメント化され、セキュリティにおいても安全性に配慮している。さらに、ネットワーク上にフィルタリングソフトを設置することにより、有害サイト等の閲覧禁止強化を図っている。

(2) キャンパス・アメニティ等

10-3 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

本学におけるキャンパス・アメニティの形成・支援のための体制は、学生のニーズに合った環境整備を行い、学修環境の充実を図るなど学生生活全般の支援を目的とした学生生活委員会や学生支援課が中心となって、支援体制を整えている。

また、基礎演習(1・2 年生)や専門演習(3 年生)の担当教員は、少人数演習や個人面談を通じて、学生と密にコミュニケーションを取りながら、学生生活全般の相談窓口としての役割を果たしており、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行っている。

その他、毎年、年度末には「学長と学生との懇談会」を開催するなど、常に学生に関する情報や要望を吸い上げながら、学生のニーズにあった環境整備や支援が行える体制づくりに努めている。

10-4 「学生のための生活の場」の整備状況

本学の「学生のための生活の場」の整備状況については、図書館や体育館などの施設に加え、2008(平成 20)年度の学部改組に伴い、記念体育館のピロティ部分にトレーニングスタジオやフィットネススタジオを完備したヘルスプロモーションセンターを新たに設置した。これを機に同施設のヘルスエリアに保健室等を移設し、学生の健康面全般を管理する機能を備えた施設として活用している。また、学内には喫茶・売店などを有した学生食堂や、学生が自由に利用できる冷暖房完備の学生サロン等を 3 室設置しているほか、1・2 号館にはフロアの各所に談話スペースを確保しており、学生が憩いの場として利用している。

本学は、キャンパスが松山市郊外に所在することから、2006(平成 18)年度には、隣接地を取得し駐車場を拡張した。同時に、学生の利便性や安全性を考慮して、駐車場の出入口の拡張と駐輪場の整備も行い、自動車やバイク通学を希望する学生のニーズに対応している。

環境面についても、キャンパス内の緑化や美化にも配慮しており、学生に関わる施設・設備の充実を図りながら、学生生活全般における快適な環境づくりに努めている。特に、これらの施設・設備の充実や環境整備については、後援会からの助成を受けており、資金

的にも継続して整備を行える体制が整っている。

10-5 大学周辺の「環境」への配慮の状況

大学周辺の環境への影響として配慮が必要となるのは、学生の通学時における騒音や交通妨害、学生の通学用のバイクや自動車の近隣施設への違法駐車、キャンパスの緑化に伴う隣接地への落ち葉等、学内の夜間照明による隣接地への影響等の問題が考えられるが、苦情があった場合には、迅速かつ誠実に対応するように心がけ、速やかに問題解決を図るよう対処している。学生の通学に伴う問題については、入学当初のオリエンテーションをはじめ、配付資料や掲示等により機会あるごとに交通ルールとマナーの厳守を周知徹底している。また、大学施設や緑化による問題については、近隣住民等からの苦情の状況を的確に把握し、具体的改善策を講じている。

また、大学祭など学内イベント開催時には、近隣住民や施設に対して案内状を配付し、2008(平成20)年度には、学生と教職員による大学周辺の清掃活動を行うなど、近隣住民に大学運営への理解と協力を得られるよう努めている。

(3) 利用上の配慮

10-6 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

障がい者への配慮については、障がい学生支援委員会が中心となり、予算措置も含めて毎年計画的に整備を行い、新入生の障がいの程度に応じて柔軟に対応する体制も整えている。バリアフリー化の整備状況としては、段差の解消、スロープの設置、車椅子用ミラー・低位置操作盤付きエレベーター2ヶ所、手すりの設置、車椅子専用机の設置、点字表示、障がい者用トイレ5ヶ所設置、障がい者専用駐車場1台分設置等が挙げられ、2004(平成16)年度以降の主な取り組みは以下のとおりである。

2004(平成16)年度	視覚障がい学生の入学に伴い、スピーチオ(視覚障がい者用活字文書読み上げ装置)の設置、点字プリンターの設置、本人専用の音声対応パソコンの設置、ガイドヘルパー・ティーチングアシスタント配備等の支援
2005(平成17)年度	2号館エレベーターに音声アナウンスの設置 聴覚障がい学生の入学に伴い、ノートテイカーの配置による支援
2006(平成18)年度	1号館エレベーターに音声アナウンスの設置 新しい通路の設置 雨天時に滑りやすい通路2ヶ所に滑り防止マットの設置 正面玄関からスクールバス乗車位置まで点字ブロックの設置
2007(平成19)年度	エレベーターのない2号棟2階への移動手段として、隣接する2号館2階から連絡用通路スロープの設置

	1号館1階ロビーのスロープの勾配補正と滑りにくい床に変更 聖カタリナホールスロープの勾配補正 図書館出入り口および学生食堂出入り口を自動ドアに変更 手すりの取り付け 障がい者用トイレ1ヶ所にペーパータオル(ハンカチが取り出せない場合に対応)の設置 保健室に介助用車椅子に加えて自走式車椅子の設置
2008(平成20)年度	記念体育館1階を改修し、4月に完成したヘルスプロモーションセンターはバリアフリー化、障がい者用トイレも改裝(ハンドドライヤー・ユニバーサルデザインのシャワートイレの設置等)、手すりの取り付け 保健室は移転を機にバリアフリー化

(4)組織・管理体制

10-7 施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況

本学における施設・設備等固定資産の管理は、「学校法人聖カタリナ学園経理規程」及び「学校法人聖カタリナ学園固定資産及び物品管理細則」において規定されている。また、その管理責任者は、経理主任(会計課長)と位置づけていることから、会計課長の指示に基づき会計課がその業務を担当している。

法令で定められている主な施設及び設備の整備・点検(特殊建物定期検査・消防設備点検・電気設備点検・昇降機保守点検・冷凍設備保安検査等)に関しては、所轄庁への届け出も含め、有資格者によって実施されなければならないことから、本学では業務委託により定期的に実施している。点検の実施により不具合が確認された場合には、安全を最優先とし、業者と密に連携しながら速やかに状況の改善を図っている。

また、法定の定期点検の対象とならない施設・設備に関しては、施設・設備を主として使用している部署(以下「取扱部署」という。)と会計課が相互に連携を図りながら、教育研究活動が有効かつ適切に運用されるよう保全に努めている。

10-8 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

日常の施設・設備の衛生面については、会計課を中心に、それぞれの業務に担当職員を配置し、キャンパス内の清掃等を実施している。

また、本学職員では対応できない作業(建物の定期点検・水質検査・受水槽清掃点検・廃棄物処理・高所での作業・技術を要する清掃作業等)については、専門業者に委託し対応している。

[点検・評価]

施設・設備等の整備状況については、大学設置基準に照らして必要な校地面積及び校舎面積は満たしており問題はない。また、2008(平成20)年度新設の健康スポーツマネジメント専攻の教育研究活動の拠点として、ヘルスプロモーションセンターを開設したことは評価できる。

また、前回の自己点検・評価で指摘したように最近はコンピュータを使用した授業が増えているが、その対応策としてAV装置を備えた固定式液晶プロジェクタ(6教室)を設置したことは評価できる。ただし、本学の目標としては数年の間に講義室の50%に設置することであるため、まだその目標は達成できていない。

情報処理機器などの配備においては、情報処理関係の授業を実施するために必要な台数のコンピュータ及び設備(ソフトウェアを含む)を設置しており授業運営に支障はないが、より有効に情報機器の活用するためには、画像処理を行うための設備機器やデータ分析のためのソフトウェアの整備についても将来的には検討が必要である。

現状設備の保守や更新、情報機器への設備投資、人的サポートを含めた適切な人的資源の配置などについて長期スパンで計画的に管理・運営を行える調整部門が明確化されていないことは問題のひとつである。

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況としては、学生生活委員会と学生支援課を中心としての支援体制が十分機能しており問題はない。

また、小規模校の利点を生かした少人数教育の一環として実施している基礎演習や専門演習の担当教員による学生支援体制は、学生にとって教員が身近な存在としていつでも気軽に相談できる環境にあるということは評価できる。今後は、相談窓口としての役割を担う教員と学生生活委員会や学生支援課との連携体制について検討していく必要がある。

また、「学生のための生活の場」の整備状況については、現在、後援会からの資金助成もあり、継続的に整備を行っていることは評価できるが、まだ十分であるとは言えない。

なお、学生の要望やニーズに配慮した施設・設備の充実としての目標である学内駐車場・駐輪場の拡張及びエリア分けについては、2007(平成19)年度には完全に整備された。これにより、車・バイク・自転車が混在することによる駐車・駐輪の混雑、及び交通安全面での不安要素が解消されたことは評価できる。

施設・設備面における障がい者への配慮状況における到達目標は、学内のバリアフリー化(主要建物へのスロープ設置等)を計画的に推進することである。障がいを持つ学生の希望や意見をできるだけ反映した環境の整備を進めてはいるが、障がい者への配慮が十分備わっているとは言えず、学生・教職員の人的支援によりそれらを補っている。今後も通路や出入口の拡張、自動ドアへの改修、スロープの整備や通路の舗装改修による段差解消、障がい者専用駐車場の増設等の整備が必要である。また、視覚障がい者用に設置しているスピーチオなどの装置は、障がいを持つ学生の学習に十分役立っている。なお、本学は福

祉系大学であり、障がい者一人ひとりに細やかな配慮を行うことが広い意味で学生の福祉教育に繋がっている。

施設・設備等の維持管理のうち、法令に定められている整備・点検に関しては、業務委託により確実に実施されており、その適切な運用は評価できる。

定期点検の対象とならない施設・設備に関する管理体制については、故障等が生じた際の会計課への情報伝達に遅れが生じることもあり、学内における管理体制の確立及びその周知・徹底が課題である。

本学の施設・設備の衛生・安全面において、過去に大きなトラブルは発生していないが、少人数教育の推進に伴う教室の使用率増加により、清掃時間の確保に苦慮している。

この問題に対して会計課では2008(平成20)年度10月から担当職員に報告書を作成させて現状把握のためのデータを集めている。

【改善方策】

施設・設備等の整備状況については、教室自体には余裕があるが、固定式液晶プロジェクタを完備した教室はまだ不足している。到達目標である50%設置に向けて今後は継続的にこれらの充実を教務委員会が中心となって図っていく。

情報処理機器の整備には予算措置を伴い、必要予算の確保や費用対効果の検討に時間を要するため、2009(平成21)年度より開始される会計課によるヒアリングと連動させながら、教職員及び学生のニーズを吸い上げる体制を整えたうえで、適正な予算措置を行う管理・運営体制づくりに着手する。学生の要望やニーズに配慮した施設・設備の充実については、今後も、学生支援課と教員が有機的に連携し学生の要望を吸い上げ、着実に実現化するよう支援体制の維持強化を図る。

バリアフリー化においては、障がい学生支援委員会が中心となり、年次計画で推進している。しかしながら、建物の構造上の限界や新入学生の障がいに応じた個別対応が必要なことから、優先順位の見直し等を行い障がい者に配慮した建物に適宜整備していくこととしている。

施設・設備の管理・運用に関しては、2008(平成20)年度のグループウェア導入に合わせて、施設・設備の使用状況管理システムの構築が進んでいる。今後は、学内における施設・設備に関する管理体制を明確にし、グループウェアを利用して情報の共有化を図ることにより、取扱部署との連携の強化に努める。

また、清掃作業については、清掃担当者より提出された報告書をもとに現状分析し、より効果的な運用方法について、清掃時間の夜間への変更・業者委託エリア拡大等も視野に入れて2009(平成21)年度実施を目指して現在計画を進行中である。

第11章 図書・電子媒体等

[到達目標]

「愛と真理」という建学の精神に基づき、図書資料および電子媒体、とりわけキリスト教関係資料および学部学科関係資料の充実に努め、教育と研究に資するとともに広く社会に貢献するために、以下の到達目標を設定した。

1. 選書体制の見直しと蔵書スペースの狭隘化に対応する。
2. 開館日数・時間の変更や地域開放など、利用者数増加のための環境を整える。
3. 図書資料や学術雑誌などの電子検索システムを導入し、利用者の利便性を高める。

[現状説明]

(1) 図書、図書館の整備

11-1 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備 とその量的整備の適切性

本学図書館は、カトリック大学としての建学の精神から、「真理の探求」に供する図書資料及び電子媒体の充実に努めてきた。特にキリスト教関係の図書資料については開学以来、特別予算枠を設けて収集している。現在の図書館は本学開設の際に竣工し、それまで短期大学にあった図書館と統合して整備が進められてきた。大学の特色を出すために、新たに社会福祉関係の資料を重点的に収集し、さらに関連分野の資料は勿論のこと、学生の学修に必要な図書資料を総合的に整備している。2006(平成18)年度と比較しても2007(平成19)年度末の蔵書数は8,363冊増、所蔵雑誌が11種類増、視聴覚資料については419タイトル増となっており、蔵書は着実に増加している。

2008(平成20)年3月末現在での蔵書は125,864冊で、うち和書が9割以上を占めている。キリスト教関係の蔵書は5,077冊であり、稀覯本も和書と洋書併せて約20冊所蔵している。なお、蔵書全体の約65%(80,000冊)は開架されている。所蔵雑誌は566種であり、内外国語雑誌は105種である。過去1年間の受け入れ雑誌は185種、うち外国雑誌は16種である。新聞については、21種の受け入れがあり、うち外国語は2種である。所蔵する視聴覚資料は、5,616タイトルで、AVコーナーで利用することができる。内訳はDVDソフト613枚、レザーディスク714枚、ビデオソフト1,137本、カセットテープ203本、CD1,584枚、レコード1,266枚、スライド27セット、CD-ROM64枚、マイクロフィルム8本である。その他に、2002(平成14)年に電子ジャーナルを導入し、2006(平成18)年5月からは7タイト

ルの利用が可能となった。あわせて電子ブックも蔵書として導入し、継続的に拡充していくこととなっている。

日本十進分類法(NDC)により分類した全蔵書冊数に対する各分野の冊数の割合は、2008(平成20)年4月現在、総記(4.2%)、哲学(13%)、歴史(4.6%)、社会科学(36%)、自然科学(10.6%)、技術(2.6%)、産業(1.1%)、芸術(7.3%)、語学(5.7%)、文学(14.9%)となっている。

専門図書の選書は図書委員が中心に行っており、各専門分野の教員の協力を得る体制は取られていない。選書においては、本学に出入りしている書店が書籍を図書館に持ち込み、その中から必要な書籍を選ぶ「見計らい」が大部分を占めている。

なお、教員から専門図書の購入希望があった場合は、図書館の図書予算をあてた購入を行っている。ただし、10万円を超える高額図書の購入希望が教員から提出された場合には、図書委員会において購入の可否を審議している。また、学生の学修に必要な図書は、非常勤を含む授業担当教員に、「授業用参考書」としての選書を依頼している。図書館では、一般教養図書・参考図書などを選書するほか、学生のリクエスト図書の充実も図っている。

11-2 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

図書館は学部1号館の1・2階の一部、延べ床面積1,098m²を占有している。1階には書庫スペース(閉架)が、2階には閲覧スペース(開架)・視聴覚スペース・事務スペースがある。学生閲覧室の座席数は172席で、学生収容定員に対する割合は14.1%である。2005(平成17)年4月から磁気カードによる入館システムの運用とBDS(Book Detection System)の運用が始まった。2008(平成20)年に図書館入口ドアを自動ドアに改装し、車イス利用者などの利便性が向上した。用途別内訳は表11-2-1のとおりサービス・スペースが80%、管理スペースが20%である。

表11-2-1 図書館の使用スペースの内訳 (上段: m²、下段: %)

総延面積	サービス・スペース					管理スペース			
	閲覧	視聴覚	情報端末	その他	小計	書庫	事務	その他	小計
1,098	729	62	62	28	881	133	46	38	217
100	66	6	6	2	80	12	4	4	20

開館時間は、平日は9時～19時まで、土曜日および長期休暇中は9時～17時までである。2007(平成19)年度は前年度比で年間開館日数が11%増であったが、年間利用者(延べ数)は横ばいであった。

2004(平成16)年の蔵書検索サービス(OPAC)の開始と同時に、OPAC専用端末3台、インタ

－ネット接続と OPAC の利用が可能な学生用パソコン端末 20 台、およびプリンター 2 台が設置された。コイン式カラー複写機 1 台も館内に設置されている。

視聴覚機器としては、DVD プレーヤー 9 台、CD プレーヤー 6 台、ビデオデッキ 16 台、カセットテープデッキ 4 台、LD プレーヤー 7 台、レコードプレーヤー 4 台が整備されており、来館者は視聴覚資料を館内で鑑賞することができる。なお、2007(平成 19)年度に、映像再生機器のモニター 9 台を液晶モニターへ更新している。

(2) 情報インフラ

11-3 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

本学図書館では 2000(平成 12)年からデータベースソフトによる蔵書データの入力を開始した。2001(平成 13)年に蔵書検索ソフトを導入すると同時に国立情報学研究所目録所在サービスに加入し、翌 2002(平成 14)年 4 月から OPAC を学内に限定して開始した。その後、OPAC は 2007(平成 19)年 3 月から学外からも利用できるようになった。当初は 1998(平成 10)年以降に受け入れた図書のうち 13,000 冊だけが検索対象であったが、2008(平成 20)年 6 月 30 日現在には 113,269 冊の登録(楽譜、視聴覚資料は除く)を完了し、残りの遡及データは約 10,000 冊となっている。

電子ジャーナル及びデータベースサービスの提供は、2007(平成 19)年度まで、朝日新聞記事の検索「蔵書」、国立情報学研究所の GeNii、および海外の 5 タイトルの閲覧に限られていたが、2008(平成 20)年 4 月から、ProQuest Academic Research Library とメディカルオンラインを加え国内外 2,000 タイトル以上の閲覧が可能となった。

他大学との協力は文献複写が中心となるが、2006(平成 18)年度に ILL 文献複写等料金相殺サービスに参加してから表 11-3-1 のとおり学内からの文献複写の受付と学外からの文献複写の依頼は増加傾向にある。本学が属する日本カトリック大学連盟図書館協議会、私立大学連盟図書館協議会や愛媛地区大学図書館協会の加盟館間の協力も継続して行われている。本学が姉妹校提携を結んでいる海外の 3 大学とは、図書館相互の学術情報の提供に関して具体的な協力関係には至っていない。

表 11-3-1 文献複写の受付・依頼件数

2005(平成17)年度		2006(平成18)年度		2007(平成19)年度	
受付	依頼	受付	依頼	受付	依頼
95	92	321	79	394	154

11-4 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

学術資料は図書館書庫に保管している。特に全国大学・短期大学研究紀要は以下の方針で収集・保管している。

国内のすべてのカトリック大学の紀要を収集すること。

福祉系の大学の紀要を可能な限り収集すること。

愛媛県内の他大学の紀要をすべて収集すること。

郷土資料は1階書庫と2階開架書庫に保管している。特に愛媛県の資料は重点的に収集しており、市町村合併前の県下70市町村のうち63市町村の市町村誌を保管し、郷土資料のコーナーを設け開架している。

学術雑誌については、民俗、衛生、福祉の雑誌も学術雑誌として位置付け、永年保有している。カトリック関係の雑誌については、修道会等機関が出版しているものを中心に収集している。洋雑誌はこれまで収集していた雑誌は、インターネット上の閲覧に変更したため、冊子体の当該雑誌については現在保有している雑誌以上は収集を中止した。自然科学系の学術雑誌は、書庫スペースの確保のため、使用頻度の低い物から、大学内の他の場所に移管している。その他の雑誌は、消耗雑誌として1年間の保存後、処分している。

大学関係の出版物や研究紀要はこれらと同じ書庫で保管している。しかし、卒業アルバムや職員録は個人情報を含んでいるので、一般には公開していない。ただし、かつて大学10周年・短大30周年の冊子を作成した際に、資料が散逸していたことの反省を踏まえて、大学関係の資料は図書館で集めている。

視聴覚資料については、一定期間利用されていないものや、音楽カセットテープやベータ方式のビデオ、タイ語・アラビア語等の特殊な資料等を1階書庫で保管している。

11-5 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター(例えば、保存図書館など)の整備状況や電子化の状況

開学時には書庫の容量は約11万冊と見積もられていたが、現在の蔵書は12万冊を越えている。毎年3,000冊が図書館に入る中で、書庫が狭隘であるために保存するスペースが不十分なのが現状である。蔵書の65%を運用している開架は閲覧席との兼ね合いから増設の余地はなく、1階にある閉架書庫は空調とリフトがなく使い勝手が良いとは言えない。また、保存図書館なども設置はされていない。

集中文献管理の方法として、マイクロフィルム、新聞の電子化・縮刷版による保存、洋雑誌のオンライン化などを実施している。現在、本学で保存しているマイクロフィルムは、Social casework 1920-1954全4巻、Journal of Counseling Psychology 1954-1990全14巻、Social Work Research and Abstracts 1977-1989全9巻、Abstracts for Social Workers 1965-1977全13巻、American Journal of Orthopsychiatry vol.1-56、Clinical Social Work Journal vol.1-14、Child Welfare全12巻、その他カトリック関係のタイトル不詳のフィルムである。新聞においては、朝日新聞が1984(昭和59)年からデータベースにて閲

覧が可能となっている。また、毎日新聞は縮刷版を1994(平成6)年1月から現在まで継続購入しており、読売新聞の縮刷版も1994(平成6)年から2000(平成12)年1月まで揃えている。洋雑誌のオンライン化として、2008(平成20)年4月よりProQuest社のAcademic Research Libraryの利用を開始し、購読していた洋雑誌15タイトルの購読を中止した。

[点検・評価]

本章における第1の到達目標は、選書体制の見直しと蔵書スペースの狭隘化へ対応することである。専門図書の選書は、図書委員会を中心に行っているが、各専門分野の教員の協力を受けるような体制はでき上がっていない。このため、専門分野によってその充実度に偏りが見られ、改善が必要と考える。また、本学の図書館の最大の問題は、蔵書スペースの狭隘化が進んでいることである。これに対して、蔵書の電子化等を着実に実施してきたことは評価に値する。しかし、既に蔵書は図書館の最大収容量のレベルにあり、より積極的な対応が必要である。

本章における第2の到達目標は、開館日数・時間の変更や地域開放など、利用者数増加のための環境を整えることである。蔵書の充実や身体障がい者への配慮など、利用者数増加については一定の努力がなされている。しかし実際には、開館日数の増加に抗して延べ利用者数は横ばいで推移するなど、これらの努力が十分に実を結んでいるとは言えない。学生および地域住民のニーズに応じた図書館サービスの提供について、より詳細に検討する必要がある。

本章における第3の到達目標は、図書資料や学術雑誌などの電子検索システムを導入し、利用者の利便性を高めることである。従来から提供しているOPACに加えて洋雑誌および和雑誌のデータベースを導入したことにより、図書館の情報収集能力は飛躍的に高まった。しかし、全ての蔵書をOPACで検索可能にすることやWebシラバス上の学術情報データとOPACをリンクさせることなど、実施が望ましい方策はまだ残されている。なお、このリンクの実現については図書館の準備は既に整っており、他部門の準備の進行を見守っている状態である。また、学術雑誌などのデータベースや電子ジャーナルおよびOPACへのアクセスが集約されたホームページが存在すると、情報収集はより容易になると思われる。

[改善方策]

選書体制については、新刊図書に関する多様な情報（インターネット上の書評も含む）を図書課員が編集し、図書委員および当該図書の分野を専門とする教員へ電子メールで送付する。これにより選書の利便性を高めるとともに、多くの教員の選書作業に対する協力

を得る体制を構築する。また、図書館の狭隘化に対応するために、2年ごとに登録番号の古いものから10,000番ごとに峻別し除籍を行う。

地域への一般開放に向けては、2009(平成21)年4月から運用予定の規程を整備したところであり、今後この規程に沿って多くの市民の利用を期待しているところである。また、磁気カードによる入館システムを有効に活用しながら、開館時間帯や曜日及び貸し出し書籍などについて、利用者の傾向を分析して、利用者のニーズに応じた図書館サービスの提供に努める。

利用者の利便性の向上に関しては、分散している電子ジャーナルやOPACへのアクセスゲートを提供元となる図書館のWEBサイトに集約整備し、学術論文や参考図書等についての情報収集を実施し易い環境を2009(平成21)年前期までに整える。また、データ入力が終わっていない所蔵資料のデータ入力を着実に進行させる。

第12章 管理運営

[到達目標]

教職員が学務に専念できる管理運営体制を確立するために、以下のような目標を設定した。

1. 本学教授会は教育課程や教員人事等を審議、決定する最高機関であるため、その責任ある役割を果たすとともに、教員が容易に出席できるよう開催日時等を配慮する。
2. 学部長は学部を代表し、学部運営の責任者として教授会と連携協力し教育研究の推進に積極的な役割を果たす。
3. 大学の教学組織と学校法人理事会との機能分担、権限委譲を図り、密接な信頼関係を確立する。
4. 法令等を遵守し学内の規程・寄附行為・就業規則などの整備を図り、経理関係や情報流出防止制度等の審査体制の整備を進める。

[現状説明]

(1) 教授会、研究科委員会

12-1 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学の教授会は「聖カタリナ大学学則」第7条および「聖カタリナ大学教授会規程」にその役割と権限が明記されている。大学教授会は聖カタリナ大学学則第6条により学部に所属する教授、准教授、講師、助教、助手の教員全員をもって構成されている。聖カタリナ大学教授会規程第3条に規定されている教授会の審議事項は、以下のとおりである。

- (1) 学則、その他教育研究に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学科、専攻若しくは課程など教育組織の設置又は改廃に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 授業計画及びその実施に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業に関する事項
- (7) 学生の課外活動及び学生生活に関する重要な事項
- (8) 学生の賞罰に関する事項
- (9) 教員の定員(非常勤教員の採用計画を含む)に関する事項
- (10) 教員の資格審査に関する事項

(11) 教員の留学(内地留学を含む。)、派遣及び学外出講に関する事項

(12) その他、本学の教育運営に関する重要な事項

教授会は定例として毎月1回の会議を第2金曜日に開催し、また、必要に応じて臨時教授会を開催している。なお、意思決定機関である教授会の議事をスムーズに進めるために、事前に役職者による教授会打ち合わせ会を不定期ではあるが実施している。

事務組織から教授会へは、2001(平成13)年度から事務局長、学生部事務部長、総務課長、教務課長及び入試広報課長が常時陪席している。また、2008(平成20)年度から理事長が陪席者として加わることになった。

教授会の下には各種委員会(常設専門委員会と特別委員会)が設置されており、教務関係、学生支援関係、入試募集関係などについての基本的な課題を検討し審議を積極的に行って いる。それを教授会の審議議題として挙げ議論し決定するという手順を踏んでいる。

教育課程の変更に際しては、各委員会で審議決定された事項は、教授会への議題(審議事項)として提出され、教授会において審議の上決定されている。また、各委員会で取り扱われた事項のうち報告・連絡事項として教授会で各委員長から報告されるものもある。

教員採用、昇任及び配置換など教員人事に関しては、人事委員会の議を経て選考教授会で採用の可否や昇任を審議し、議決は有効投票の3分の2以上の賛成をもって決定されている。採用人事は理事長が承認し、昇任・配置換人事は学長が最終的に承認する。教員採用人事については理事会で採用枠のみ決定し、採用者の人選に関しては全面的に教学組織に任されている。なお、この選考教授会は上記の教授会とは異なり、本学教員の教授のみが構成員となり学長がその議長となっている。

教授会開催状況については表12-1-1のように、定例教授会と臨時教授会で年間15~16回開催され、大学教授会規程第5条1項に規定されている開催要件(「構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。」)を満たしている。

表 12-1-1 教授会開催状況

2006(平成 18)年度				2007(平成 19)年度			
回 数	年・月・日	出席者数	定数	回 数	年・月・日	出席者数	定数
1回	2006. 4. 3	32	34	1回	2007. 4. 2	32	35
2回	2006. 5.19	29	34	2回	2007. 5.18	32	35
3回	2006. 6. 9	29	34	3回	2007. 6. 8	32	35
4回	2006. 7.14	30	34	4回	2007. 7.13	32	36
5回	2006. 8. 4	27	34	5回	2007. 8. 3	27	36
6回	2006. 9.29	32	34	6回	2007. 9.28	34	36
7回	2006.10.24	29	34	7回	2007.10.23	31	36
8回	2006.11.14	31	34	8回	2007.11.13	32	36
9回	2006.12. 8	28	34	9回	2007.12. 7	34	36
10回	2007. 1.12	32	34	10回	2008. 1.11	32	36
11回	2007. 2. 6	30	34	11回	2008. 2. 6	32	36
12回	2007. 2.13	31	34	12回	2008. 2.13	33	36
13回	2007. 2.21	28	34	13回	2008. 2.22	32	36
14回	2007. 3. 1	30	34	14回	2008. 2.29	30	36
15回	2007. 3.14	30	34	15回	2008. 3.14	31	36
16回	2007. 3.15	30	34				

12-2 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

本学の教授会と学部長との関係については、教授会規程の第4条に「教授会は、学部長が招集し、その議長となる」、第8条に「教授会の議案は、学部長が決める」と定められている。これらの規定に基づいて、学部長は専任教員全員をもって組織する教授会を招集し、その議長として民主的で効果的な教授会の管理運営にあたっている。基本的には、審議事項毎に、各種委員会委員長などから明確な付議理由と議案の説明を求め、教授会構成員からの質疑応答や意見交換などを行い、結論を導くというプロセスを踏まえた運営を行っている。また、教授会の円滑な運営を行うために、重要な案件については特に、少人数での各種委員会や各事務部局などでの事前の十分な検討と準備を要請しており、議長である学部長はそうした検討結果を踏まえながら、教授会がより完成度の高い意思決定を行う場となるよう努めている。さらに、本学の場合は、一学部であり学部教授会は全学的な審議機関でもあることから、校務を掌り所属職員を統督する学長との間で、事前や事後の打ち合わせ、意見交換、報告などによる十分な意思の疎通を図ることにしており、教授会が全学的な最高審議機関として機能するよう努めている。

また、教授会では、各種委員会、学科会議、事務局、学長、学部長からの連絡報告も行っており、それぞれの立場から教育研究上の必要な情報提供と協力要請を主体的に行うこ

とで、本学の理念や目的を具現化するための全学的な取り組みを促している。

(2) 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続き

12-3 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任は、「聖カタリナ大学学長選考規程」に基づいて行なわれている。まず、学長候補者推薦会議を設置し学長候補者を理事会に推薦し、理事会による選考を経て、理事長が学長を任命する。学長の任期は、4年である。

なお、学長候補者推薦会議のメンバーは、(1)理事長、(2)大学から学長、副学長、附属図書館長、学生部長、学部長及び教授会が選出する教授2名、(3)短期大学部から副学長、学生部長、各学科長及び教授会が選出する教授2名、(4)法人事務局長及び大学事務局長で構成されている。

学部長の選任は、「聖カタリナ大学学部長候補者選考規程」に基づき次のとおり選考する。学部長候補者の選挙事務を管理するために選挙管理委員会を教授会に置き、同委員会の委員は教授会において構成員の中から3名選出し、委員長は委員の互選で決定している。選挙管理委員会のもとで学部長選挙を厳正に実施している。学長が任命する学部長の任期は、2年である。

なお、学長の任期と学部長の再任の上限については、「平成18年度自己点検・評価報告書」で見直しを求めているが、改善されていないのが現状である。

12-4 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の職務執行については、「聖カタリナ大学学長職務執行規程」において「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する」と定められており、学長は非常に広範多種な職務を担い大学運営を行っている。大学の教育・研究・学生指導などについて指導統括をしている。

12-5 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

学部における学務を主管する学部長は、「聖カタリナ大学教授会規程」第4条において学部教授会を招集し、学部の教育課程、学籍、教員人事など、教学に関する事項を審議決定する、その議長となることが明示されている。また、大学専任教員の中から学長が任命する各種委員会委員の推薦は学部長が行っている。

この他、学部長の権限について、明文化されてはいないが必要に応じて学部内各種諸会議への出席と発言ができるよう配慮されている。なお、学部長は学科会議にもその権限を適切に行使できるよう配慮している。

12-6 学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長補佐体制として、副学長制度を導入している。副学長制度は大学運営全般に関して学長を補佐することを目的として設置されている。副学長は専任または兼任とするが、兼任の場合は本学教授の中から選任する。その選考は学長の意見を聞き、理事会がこれを行う。副学長の任期については2年とし、再任を妨げない(「聖カタリナ大学副学長選考規程」)。

2006・2007・2008(平成18・19・20)年度においては、1名の副学長が配置されていて、学長業務を補佐している。特に組織改編や新制度の導入に際しては、学長の意を受けて、企画立案から制度の検証までの業務を推進している。また、副学長の他、学部長、学生部長、事務局長は必要に応じて学長の代理として、大学内外における会議等に出席し学長を補佐している。

(3) 意思決定

12-7 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

本学の意思決定機関としては、学長の教学と管理運営の基本方針のもと、教授会と学部に置く学科の運営に関する学科会議、それに各種委員会(常設委員会・特別委員会)が存在する。本学における意思決定プロセスは次のようになっている。

大学教授会への提出議案は、本学の学部専任教員の中から学部長の推薦により学長から任命された委員によって構成する各種委員会において、まず検討・審議され、付議される。各種委員会の多くが短期大学部との合同の委員会を組織していることから、大学のみに係わる事案について審議することが望ましい場合は、部会を開催している。また、各種委員会において審議された事項の中でも、学科内での検討が必要である場合は、適宜学科会議を開催している。さらに合同学科会議によって検証しなければならない事項に関しても開催できる体制を整えている。これらの会議を経て、教授会への提出議案となる。

なお、学則の改正や全学にかかる重要な事項については、事前に学長、学部長、事務局長、各課長などによる教授会打ち合わせを経て、教授会に付議される。打ち合わせにおいては議案の確認をし、必要に応じて修正案が作成され教授会に提出される。教授会での同意が得られなかった場合には、各委員会に差し戻され継続審議している。

(4) 教学組織と学校法人理事会との関係

12-8 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

本学園は、大学1、短期大学1、高等学校3、幼稚園5と複数府県にわたる10の学校を経営する学校法人である。各学校の自主性を尊重する経営方針で、予算編成(補正予算含む)、事業計画、専任教職員人事、高額の予算執行については、理事会の承認を必要とするが、それ以外の教学に関する事項は各設置校に任せられている。

学園理事会には、大学側から学長、副学長、事務局長が理事として入っており、理事定数の3分の1を占めている。したがって、教学組織である大学側の意見は理事会に十分反映され、また、大学の状況報告を適宜行っており、教学組織と理事会との連携協力関係は良好であり、理事会と教学組織の機能分担及び教学組織への権限委譲も適正に行なわれている。

(5) 法令遵守等

12-9 関連法令等および学内規定の遵守

私立大学は、大学設置基準によりその組織、学校教育法によりその運営、そして私立学校法により学校法人の管理について、またその他の法令によっても、それぞれ規則の取り決めがなされている。本学にあっては、それら法令を遵守し、その趣旨に則し学則・規程・寄附行為・就業規則などを定めているところである。

12-10 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

個人情報の保護については、2005(平成17)年4月に本学園としての基本方針を定め、同時に「個人情報保護に関する規程」を制定し、教職員個人及び運営組織全体において運用に供している。また、就業規則第3章勤務、第4章服務規律、第6章表彰及び懲戒の三章にわたり、基本的な職責遂行の勤務要件を明示している。

なお、「公印取扱規程」「経理規程」「ネットワークシステム利用規程」「インターネット利用規程」「科学研究費補助金経理事務取扱要領」などを定め、社会の公器として、不正行為の防止に努めている。経理関係の執行状況の審査体制は、学園監事、公認会計士による監査システムが確立されている。しかしながら、その他大学の情報の流出など、個々の事案に対して防止制度と審査体制が、堅固に整備されているとは言い難い。

[点検・評価]

本学教授会は、教学の最高議決機関として、その役割を十分に果たしており適切に機能している。また、金曜日 4 時限以降の専任教員担当授業科目を除いたことにより、教授会などの会議が容易に開催できる体制となっている。構成員の教授会出席状況は、2006(平成 18)年度と 2007(平成 19)年度(年度途中に教員を採用したため定数増加)、ともに高い出席率(表 12-1-1 参照)を維持しており評価できる。なお、選考教授会は「聖カタリナ大学教員の採用、昇任及び配置換に関する選考細則」に則り、教員の採用や昇任に関して適切に機能していく問題はない。

教授会における学部長の役割や権限は大きいものがあり、その行使の仕方によっては教授会のあり方に強い影響を与える。こうした観点から、学部長は、学長はもとより、学科主任、各種委員会、各事務部局などとの連携協力を図り、教授会が全学的な視野に立った審議機関として機能するよう努めてきていると言える。また、教授会と学部長との関係も良好である。

大学の意思決定プロセスにおいては、各種委員会と教授会の連携が適切に行われているため、特に緊急を要する全学的な問題が生じたとしても迅速に対応できており問題はなく、本学の意思決定プロセスは適切に行われていると評価できる。

教学組織と理事会との連携協力関係は、大学から 3 名(学長、副学長、事務局長)が学校法人理事に就任しており、また、理事長が 2007(平成 19)年度末までは大学の教員を兼務していたこともあり、理事会と大学の関係は緊密に機能しており、相互理解と信頼関係は十分である。理事会が教授会などの教学組織の決定を基本的に尊重する姿勢をとっており、機能分担も明確に行なわれている。新規事業など大きな事業は両者が協力し、一丸となって行っており、良好な関係と考える。

教育組織は多岐にわたる法令の規定により規制を受けているが、本学にあっては、それらに抵触することなく維持運営されていることは評価できる。法改正を受けて寄附行為・学則・就業規則・委員会規程なども適宜改正されてきており、問題はないものと判断している。また、教職員に対しては、学内 LAN によりリアルタイムで改正後の学内規程を閲覧できるようになっていることも評価できる。個人情報の保護や不正行為の防止に関しては、大学が公器として存在する以上、危機管理への対応や不正行為の防止のための取り組み、それに対する制度化、規程化、また審査体制に不備な点もあることから、今後整備を図る必要がある。

「聖カタリナ大学学長選考規程」は、一学部の本学に適したものであり、第 2 条には、「建学の精神に基づく教育・研究に適した人物を選考する」として、選考基準が明確に規定され、適正に運用されている。学長権限の内容を具体的に規程として定めてはいないが、教授会規程など、他の規程で自ずと独断は許されておらず、権限の制約を設ける必要はない」と判断している。現在は、学長から教授会や各種委員会に諮問し、幅広く意見を聞き、非

常に民主的な大学運営がなされている。

「聖カタリナ大学学部長候補者選考規程」は、当該学部に在職する専任の全教員が選挙権を有する選挙により学部長候補者を選考する制度で、民主的に運用され、適任者が選出され、任命されている。このため全教員の代表であるとの認識が教員間で高く、学部長権限とその行使が学部運営全体に及び、本学に適した制度であると判断している。

学長補佐体制については副学長を中心とする補佐体制を整えており、全学的に急を要する事項が発生した場合においても、学長の意を受けた副学長などが迅速に対処していることは評価できる。

〔改善方策〕

教授会と学部長との関係においては、現状は総じて肯定的に評価されるが、学部教授会において、発議、議案作成、議案説明と質疑応答、成案後はその執行に関わる業務を担当する各種委員会や事務部局の果たす役割が大きいことから、学部長は、委員長や事務部局の課長などとの連携をさらに強化する。今後は、学長、副学長、学部長、学生部長、そして各種委員会の委員長や学科主任が年に数回程度一堂に会して、委員会、学科会議、教授会などの運営や関係のあり方についての点検を行っていく。

学長、学部長の選任手続については、「聖カタリナ大学学長選考規程」と「聖カタリナ大学学部長候補者選考規程」を点検・評価したとおり、本学に適した制度と考えているので、改善を要しない。しかし、平成18年度自己点検・評価報告書で指摘された学長及び学部長の任期については、今後も引き続き検討する。

学内規程の遵守に関しては現行の学内規程をより精査し、整備するとともに適正な運用に努める。また、情報の流出防止など、現行の規程や運用方法を尊重しながらも、適宜見直した上で、細則の整備、審査体制の整備を順次進める。

第13章 財務

[到達目標]

大学としての教育研究上、必要とされる安定した財政基盤の確立に努める。そのため以下のような到達目標を設定した。

1. 予算編成方針の浸透、予算申請手続きの徹底、既得権や慣例主義による硬直性の排除等により、予算編成の健全化を図る。また、予算執行においては、費用対効果を意識した実効性及び弾力性確保に留意する。
2. 学納金収入の安定的確保に加え、競争的資金の導入を促進する。教員の研究評価と絡め、補助金獲得を奨励する体制を確立する。
3. 中長期的な経営計画のもと、人件費依存率、教育研究費比率等の主要財務比率の適正化を図り、良好な収支バランスを維持することにより計画的内部留保を実現する。

[現状説明]

(1) 中・長期的な財務計画

13 - 1 中・長期的な財務計画の策定およびその内容

本学の中・長期的な将来構想については、学長・副学長・学部長・学生部長・事務局長・事務部長等及び適宜選任される委員（教員及び事務職員）にて構成される「大学改革委員会」が主体となり、学内での協議はもとより、外部のコンサルタント会社にも大学経営を取り巻く環境および市場分析等について第三者としての意見・情報を求め、多角的で広範囲な検討を行いグランドデザインとしてまとめている。

同委員会は、2004(平成16)年度の福祉経営学科設置および男女共学化を第1次答申とし、直近では、本学の学部改組について第2次答申がなされ、2008(平成20)年度より社会福祉学部を廃止し、新たに人間健康福祉学部を設置することとした。この改組に伴う1,000万円超規模の財政支出を必要とする主な事業は次のとおりであり、2008(平成20)年4月までに、ほぼ計画どおりに執行されている。

新学部の活動拠点として、「ヘルスプロモーションセンター」を総工費1億円予算にて開設した。

同センターの運動器具、健康測定器具等、2,000万円予算にて導入した。

新学部設置に伴い、新規採用による人員補強を行った。

（2）教育研究と財政

13-2 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況

改革改組をはじめとする教育研究活動を支える財務基盤については、ここ数年で大幅な健全化が図られている。本学における収入予算は、学生生徒等納付金収入及び経常費補助金収入が大半を占め、この財源に依存しているのが現状であるが、一時期学生定員を割り財政的には苦しい状況にあった。しかしながら、2004(平成16)年度の福祉経営学科設置及び男女共学化により財務状況は年々回復し、2007(平成19)年度には消費収支比率が全国平均を上回るまでに改善している。

（3）外部資金等

13-3 文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

学生生徒等納付金収入及び経常費補助金以外の収入確保において、本学が注力すべき課題と捉えている外部資金等の導入は、低水準にあると言わざるを得ない。文部科学省科学研究費採択状況は、2005(平成17)年度に1件申請、2007(平成19)年度に2件申請したが、いずれも採択されなかった。2008(平成20)年度において、2件新規申請し1件採択(1,560千円)されている。学外からの研究費の受け入れ状況は、他大学からの転入に伴う科学研究費継続分(若手研究(B)900千円)及び研究分担者科学研究費(萌芽研究160千円)である。なお、2006(平成18)年度には、産官学による共同研究(400千円)を受け入れ、また、2008(平成20)年度においては、1件受託研究(2,321千円)を受け入れている。

（4）予算編成と執行

13-4 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

財務基盤の健全化に向けては、予算編成及びその執行管理が適時、適正に行われているか否かが重要である。

まず、本学の予算編成は、経理規程第53条により、財務理事の指揮のもと、経理単位(設置校)ごとに作成された事業計画に基づき、経理主任が所属長の意見を踏まえた原案を作成し、財務理事に提出する。提出された各経理単位の予算案について、財務理事は、予算編成方針に則り、各経理単位の予算案を総合調整して法人の予算案を編成し、評議員会に諮問のうえ了承を得た後、理事会において予算を決定するシステムとなっている。なお、

本学における予算編成の手続きは、表 13-4-1 のとおりである。

表 13-4-1 予算編成の手続き

	理事長裁定による予算編成方針示達	10月初旬
	学園の予算編成方針に基づき、主要事業計画及び当年度の財務状況見通しを踏まえた大学としての予算編成方針を策定し、学部・各種委員会・事務局各課（以下「予算部門」という）に提示、予算要求書の作成を指示	11月～ 12月中旬
	各予算部門において、予算要求書を作成のうえ、会計課に提出	12月中旬
	会計課にて、予算要求書の申請内容等の予備査定を実施し、予算原案及び第1次事業計画を作成	12月中旬 ～1月中旬
	学長・学部長・事務局長等で構成される予算委員会において審議・検討した結果を受けて予算原案を再調整し、大学予算案を決定	2月下旬
	大学予算案及び第2次事業計画を法人本部に提出	3月中旬
	理事会承認後、財務理事からの通知を受けて、各予算部門への予算を配賦	3月下旬

次に、本学における予算執行は、管理運営を円滑にし、責任範囲を明確にするために予算執行責任者を会計課長とし、各部門の長を予算部門責任者として位置づけ、予算執行に際しては、予算執行責任者及び予算部門責任者の承認を必須とすることを徹底している。また、予算管理事務を担当する会計課では、経理規程及び物品調達の基準等に則り、予算執行が適正に行われているかを常に検証しつつ事務処理を行っている。

2007(平成19)年度には、予算管理システムの全面見直しを実施し、物品調達の基準及び手続きを明確化すると共に、併せて検収制度を強化した。また、会計課で管理する予算執行簿をデータ化、ファイルサーバー上で執行を管理することにより、全教職員のパソコンから予算執行状況をリアルタイムで閲覧できるシステムに変更し、効率的な予算管理が可能となった。

（5）財務監査

13-5 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

近年、学校法人ガバナンスの強化策として、監事機能をはじめとする外部監査機能及び内部統制機能の拡充が求められており、本学でも重要課題として取り組んでいる。

まず、本学における監事による監査は、主に年2回、上半期と期末決算時に実施されている。上半期監査については、公認会計士(監査法人)による上半期財務状況監査終了後、財務理事または法人会計担当者より公認会計士監査結果に基づいた報告がなされており、

また、必要に応じて関連資料の閲覧や実地視察、担当者へのヒアリング等を行い、会計業務の遂行状況や財務状況等について実効性ある監査に留意している。決算監査については、財務理事より当該年度に執行した事業の実績報告を行い、学園運営の全体把握を図り、また、公認会計士による決算集計監査及び講評に立会し、情報及び意見交換を行っている。これにより、公認会計士及び監事の両監査機能は相互に補完・補強され、良好な連携状況にある。監事による監査の重要性が高まる中、従来の会計・財務中心の監査に留まらず、「学校法人の業務」についても監査機能の実効性が求められている。現在、本学の監事は2名おり、両名ともに評議員会及び理事会にほぼ毎回出席し、本学運営全般に関する状況把握に努めており、必要に応じて審議事項に対する意見を述べている。理事会での決算に係る審議に際しては、監事監査報告書により詳細な監査報告を行っている。また、毎年開催される文部科学省主催の監事研修会にも、両名の内いずれかが毎回出席し、自己啓発に努め、監査レベルの向上を図っている。なお、私立学校法改正等に伴い、理事(理事長)及び監事等、役員の責任が大きく問われるようになり、本学ではそれまで無報酬としてきた役員報酬の見直しを行い、2008(平成20)年度より、「役員の報酬等に関する規程」を新たに制定し、両監事に対し報酬を支払うこととした。

他方、公認会計士(監査法人)による監査は、監査計画に基づき、上半期(4月~9月期)財務状況監査及び期末決算監査が定期的に実施されており、特に決算監査については予備監査を実施し、より広範囲かつ詳細に監査が行き届くよう配慮されている。なお、本学を含め監査対象校は10校(後掲)あり、担当公認会計士が各校に赴き、経理主任立ち会いの下、各種帳票・証憑書類・台帳類・原議書等により会計処理の適法性、適正性について監査を行っている。監査結果については、各担当会計士が監査報告としてまとめ、各設置校及び法人本部事務局へ即日提出し、検討事項等生じた場合は早期に改善を図る体制が整っている。監査延日数は2005(平成17)年度107日、2006(平成18)年度118日、2007(平成19)年度142日であった。当該年度において、監査法人からの指摘事項はなく、監査結果については適正であるとの報告がなされている。

監査対象校(所在地)

- (1) 聖カタリナ大学(愛媛県松山市)
- (2) 聖カタリナ大学短期大学部(愛媛県松山市)
- (3) 聖カタリナ女子高等学校(愛媛県松山市)
- (4) 京都聖カタリナ高等学校(京都府南丹市)
- (5) 光ヶ丘女子高等学校(愛知県岡崎市)
- (6) 聖マリア幼稚園(愛媛県新居浜市)
- (7) 聖家族幼稚園(京都府南丹市)
- (8) 聖カタリナ幼稚園(愛知県岡崎市)
- (9) ロザリオ幼稚園(愛媛県松山市)
- (10) 聖カタリナ大学短期大学部附属幼稚園(愛媛県松山市)

内部監査機能については、現在、組織体制は未整備だが、法人本部事務局の担当者が適時、各設置校へ出向し、業務の執行状況や関連文書の管理・整備状況等を点検し、業務の適正化に向けた改善指導を行うなど、その機能の一部を実質的に果たしている。直近の例としては、2006(平成18)年度は主に会計業務面を中心に、会計処理(日々の起票、入出金管理等)、給与、補助金受給などの各業務が適法、適正に執行されているか、特に、不正や過誤等を防ぐための相互点検体制作りについて改善を促す働きかけを行った。また、2007(平成19)年度は人事労務管理や業務の適正化、効率化に注力し、任免規程や文書管理、就労管理等についての改善指導を行った。

(6) 私立大学財政の財務比率

13-6 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

競争構造が激化し、社会環境がますます厳しくなる状況下、財務基盤の健全性を自己点検し、早期に改善策を立て、スピーディに実行することが、学校経営においても求められている。本学では、財務状況の適切性、健全性の判断基準として、他私立大学の平均値や本学の趨勢を把握するために、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の財務比率を活用している。主要な財務比率の経年分析(表13-6-1～13-6-28)は以下のとおりである。なお、本学の比率は2007(平成19)年度実績を表示し、()内の参考比率は、「今日の私学財政(平成20年度版)」より大学法人(医歯系法人を除く)・大学部門(医歯系大学を除く)の平均値(平成19年度実績)を引用した。

1) 消費収支計算書関係比率<大学単独>

(1) 人件費比率 48.3%(48.1%)

人件費は、ここ数年漸増状態にあるが、2003(平成15)年度は学生数激減(前年度比104名)により帰属収入が大幅に減少し、人件費比率は81.8%となった。以降、改組・改革による学生数の拡大等に努めるなど帰属収入の拡大を図り、2007(平成19)年度においては48.3%と、平均値よりわずかに高めながら大幅に改善している。

表13-6-1 (単位: %)

比率	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
人件費比率	81.8	63.5	55.9	52.2	48.3

(2) 人件費依存率 61.1%(61.1%)

学生生徒等納付金収入の大額減収により、2003(平成15)年度は人件費依存率においても100%を超える115.2%となったが、2007(平成19)年度においては61.1%と平均値と同値

となり、大幅に改善している。

表 13-6-2 (単位: %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
人件費依存率	115.2	81.1	71.4	64.4	61.1

(3) 教育研究経費比率 16.7%(32.2%)

2003(平成 15)年度は帰属収入の大幅減収に伴い、教育研究経費比率が 27.0%と上昇したが、以降 20%を割り込み下降傾向にある。帰属収入の増加に伴う相対的低下という評価もできるが、教育研究活動への予算配分は適切とは言えず、人件費、管理経費等の削減を図る一方で、適正予算の確保が必要である。

表 13-6-3 (単位: %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
教育研究経費比率	27.0	19.5	18.9	18.9	16.7

(4) 管理経費比率 10.0%(7.1%)

ここ数年 10%ラインで推移しており、経費の固定化傾向が見られる。今後、適正な水準にまで管理経費の削減を進める必要がある。

表 13-6-4 (単位: %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
管理経費比率	14.2	10.1	10.2	10.9	10.0

(5) 借入金等利息比率 0.9%(0.4%)

2003(平成 15)年度は 3.3%と高めであったが、以降、帰属収入の増加及び借入金償還が計画通りに実行された結果、2007(平成 19)年度においては 0.9%にまで改善している。

表 13-6-5 (単位: %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
借入金等利息比率	3.3	2.2	1.6	1.2	0.9

(6) 帰属収支差額比率 23.6%(10.8%)

2003(平成 15)年度は 28.0%と、消費支出を帰属収入で賄えない状況にあったが、2004(平成 16)年度以降、学生数拡大に伴う帰属収入増加により右肩上がりで改善し、2007(平成 19)年度においては 23.6%と平均値を上回るレベルにまで収支バランスの健全化が進んでいる。

表 13-6-6 (単位: %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
帰属収支差額比率	28.0	3.3	13.1	16.7	23.6

(7) 消費支出比率 76.4%(89.2%)

2003(平成 15)年度は 128.0%と、消費支出を帰属収入で賄えない状況にあったが、2004(平成 16)年度以降、学生数拡大に伴う帰属収入増加により急速に改善し、2007(平成 19)年度においては 76.4%と平均値を上回るレベルにまで収支バランスの健全化が進んでいる。

表 13-6-7 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
消費支出比率	128.0	96.7	86.9	83.3	76.4

(8) 消費収支比率 93.3%(101.3%)

基本金組入後の消費収入に対する消費支出の比率は、2007(平成 19)年度において 100%を下回っており、ほぼ理想的な収支均衡化が図られている。予算編成・管理執行レベル向上の成果と判断している。

表 13-6-8 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
消費収支比率	141.5	108.1	86.9	85.2	93.3

(9) 学生生徒等納付金比率 79.1%(78.7%)

過去 5 年間の比率を見ると、71%から 81%のレンジで推移しており、2007(平成 19)年度においては、平均値を若干上回る比率となっている。緊縮財政による公的補助金の縮小化、寄付金の減少化傾向等を踏まえ、第三者の意向に左右されない本源的収入(自主財源)の安定的確保は財務基盤の強化につながり、望ましい状況と判断している。

表 13-6-9 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
生生徒等納付金比率	71.0	78.3	78.3	81.1	79.1

(10) 寄付金比率 3.3%(1.8%)

過去 5 年間、3%前後で安定的に推移しており、年度による増減の幅が小さく、経営安定のためには望ましい状況にある。

表 13-6-10 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
寄付金比率	3.4	3.0	2.7	2.9	3.3

(11) 補助金比率 11.3%(9.1%)

2003(平成 15)年度は帰属収入減少の影響もあり 17.3%を占めていたが、以降、漸減傾向にあり、2007(平成 19)年度においては 11.3%となった。経常費補助金は財政緊縮の影響を受け、ここ数年縮小傾向にあり、今後は、科学研究費補助金等、いわゆる競争的資金導入の拡大を図り、教育研究活動の活性化を進めたい。

表 13-6-11 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
補助金比率	17.3	15.1	12.9	11.6	11.3

(12) 基本金組入率 18.1%(12.0%)

2005(平成 17)年度、2006(平成 18)年度は学校会計基準の改正に伴い、基本金取崩額が組入額を上回った結果、それぞれ 0.0%、2.1%と低い比率となった。2007(平成 19)年度においては大型施設を設置したこともあり 18.1%と増加したが、帰属収支差額はプラスを維持しており、健全な収支バランスを確保できている。

表 13-6-12 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
基本金組入率	9.5	10.6	0.0	2.1	18.1

(13) 減価償却費比率 6.6%(12.4%)

減価償却額の消費支出に占める割合は、2007(平成 19)年度において 6.6%と平均値を大幅に下回る状況である。2007(平成 19)年度から 2008(平成 20)年度にかけて大型施設の設置があったことから、2008(平成 20)年度以降、増加する見通しである。

表 13-6-13 (単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
減価償却費比率	9.3	7.9	7.3	6.6	6.6

2) 貸借対照表関係比率<法人全体>

(1) 固定資産構成比率 82.7%(85.9%)

一般にこの比率は低い方がよいとされているが、本学園では過去 5 年間、82%から 85%のレンジで推移しており、平均値よりも低く、資産構成は概ね良好と判断される。固定資産のうち、その他の固定資産は、設備資金引当特定資産、減価償却引当特定資産等の特定資産が約 7 割を占めており、将来に備えた内部留保は年度ごと拡充している。また、そのほとんどが定期性預金であり、固定資産でありながらも一定の流動性を確保しており妥当であると判断される。

表 13-6-14 (単位：%)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
固定資産構成比率	84.9	84.5	83.3	82.5	82.7

(2) 流動資産構成比率 17.3%(14.1%)

一般にこの比率は高い方がよいとされているが、本学園では過去 5 年間、15%から 17%台で推移しており、資産構成は良好と判断される。流動資産のうち現金預金の占める割合が 7 割程度と高い流動性と安全性を維持しており、健全な資産構成がなされていると言える。

表 13-6-15 (単位：%)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
流動資産構成比率	15.1	15.5	16.7	17.5	17.3

(3) 固定負債構成比率 8.4%(7.2%)

2003(平成 15)年度は 10.9%であったが、以降、固定負債の約 8 割を占める長期借入金の償還が計画通りに実行されたことにより、2007(平成 19)年度は 8.4%と平均値を若干上回るもの、良好な値にある。今後、設備等にかかる資金の調達源泉については、原則、第 2 号基本金や特定資産等の自己資金を充当していく方針にあり、同比率は今後も漸減の見通しにある。

表 13-6-16 (単位：%)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
固定負債構成比率	10.9	10.3	9.6	9.0	8.4

(4) 流動負債構成比率 4.2%(5.6%)

一般にこの比率は低い方がよいとされているが、本学園では過去 5 年間、5.5%から 4.2%と平均値よりも低い値で推移しており、良好と判断される。ただし、流動資産のうち前受金の占める割合が低下傾向にあること、その絶対金額が右肩下がりにあることなどから入学者数の確保において安定性が不足していると言え、可能な限りコスト増大を伴わない募集活動等、経営上の努力・創意工夫が必要である。

表 13-6-17 (単位：%)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
流動負債構成比率	5.5	4.5	4.6	4.7	4.2

(5) 自己資金構成比率 87.4%(87.2%)

2003(平成 15)年度 83.6%であったが、以降、年度ごとに小幅ながら上昇し、2007(平成 19)年度は 87.4%と平均値を若干上回っており、財政的に安定していると言える。た

だし、内訳を見ると、消費収支差額が年度ごとほぼ改善しているものの、なお支出超過になっており、引き続き改善が必要である。

表 13-6-18

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
自己資金構成比率	83.6	85.2	85.8	86.3	87.4

(6) 消費収支差額構成比率 12.3%(4.6%)

一般にこの比率は高い方がよいとされている。本学園では、2003(平成 15)年度 20.7%であったが、以降、年度ごとに改善が進み、2007(平成 19)年度現在 12.3%にまでマイナス幅が縮小している。引き続き、予算編成・執行管理の徹底を図り、収支均衡化を進めたい。

表 13-6-19

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
消費収支差額構成比率	20.7	20.9	13.2	11.9	12.3

(7) 固定比率 94.7%(98.5%)

2003(平成 15)年度は 101.6%と不適水準とされる 100%を超えていたが、年度ごとに改善が進み、2007(平成 19)年度は 94.7%と 100%を切り、固定資産の取得が自己資金の範囲内で賄われてあり、健全な状況にあると言える。

表 13-6-20

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
固定比率	101.6	99.2	97.0	95.6	94.7

(8) 固定長期適合率 86.4%(91.0%)

2003(平成 15)年度 89.9%であったが、以降、年度ごと着実に改善が進み、2007(平成 19)年度は 86.4%と良好な値になっており、固定資産が安定した財源で賄われていると言える。

表 13-6-21

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
固定長期適合率	89.9	88.5	87.3	86.6	86.4

(9) 流動比率 407.7%(251.2%)

一般にこの比率は高い方がよいとされており、通常は 200%以上あることが望ましいとされている。本学園では、2007(平成 19)年度 407.7%と極めて良好な値である。今後は、必要とする支払資金以外の資金、いわゆる剩余資金を、安全性、流動性、収益性の観点から総合的に勘案した上で、適切な運用を図っていきたい。

表 13-6-22 (単位：%)

比率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
流動比率	273.5	344.5	364.8	370.2	407.7

(10) 総負債比率 12.6%(12.8%)

一般にこの比率は低い方がよいとされている。本学園では 2003(平成 15)年度 16.4% あったが、2007(平成 19)年度は 12.6%と平均値よりもやや低い水準にまで改善し、同比率の表すところの総資産を調達するために要した他人資本の割合は低く、また、資産の取得状況及び今後の負債(借入金)の償還状況等から、健全な状況にあると判断している。

表 13-6-23 (単位：%)

比率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
総負債比率	16.4	14.8	14.2	13.7	12.6

(11) 負債比率 14.4%(14.7%)

他人資本と自己資本の割合を見る負債比率は、100%以下であることは当然のことながら、低い方がよいとされている。本学園の過去 5 年間の趨勢を見ると、2003(平成 15)年度 19.6% あった値が漸次改善し、2007(平成 19)年度は 14.4%とわずかにながら平均値を下回るレベルにまで健全化が進んでいる。

表 13-6-24 (単位：%)

比率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
負債比率	19.6	17.4	16.5	15.9	14.4

(12) 前受金保有率 753.1%(299.3%)

同比率は 100%以上あることが必要とされている。本学園においては、2007(平成 19)年度 753.1%と平均値と比べても高い値になっており、流動比率の値と併せ考慮しても、財務の安全性や一定の支払能力を保持していると判断される。

表 13-6-25 (単位：%)

比率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
前受金保有率	423.0	515.2	558.6	705.7	753.1

(13) 退職給与引当預金率 0.0%(69.8%)

本学園においては、退職給与引当預金は現在のところ積み立てていない。退職金支給に要した資金は、いずれ退職金財団(社団)から交付されるが、資金繰り上の安全性確保の観点から各学校の加盟する退職金財団(社団)の退職金資金交付ルール等を十分に確認した上で、今後、退職給与引当預金の積立については検討する必要があると思

われる。

表 13-6-26

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
退職給与引当預金率	-	-	-	-	-

(14) 基本金比率 96.0%(96.9%)

過去 5 年間、94%から 96%のレンジで推移しており、平均値に近い値となっている。本金の未組入額は、2003(平成 15)年度 1,040 百万円あったが、2007(平成 19)年度には 665 百万円となり、借入金の償還等に伴い組入は順調に進んでいる。

表 13-6-27

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
本金比率	94.0	94.6	94.8	95.0	96.0

(15) 減価償却比率 40.8%(41.8%)

2007(平成 19)年度は 40.8%とわずかながら平均値を下回っているが、有形固定資産の取得状況及び資産償却については妥当と言える。

表 13-6-28

(単位 : %)

比 率	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
減価償却比率	36.4	37.7	39.1	40.0	40.8

[点検・評価]

予算編成の健全化については、各予算部門の予算編成において、形態別科目予算による積み上げ方式によって策定されていることから積算の明細が明らかであり、予算執行手続きの過程において適切な執行がなされているかの確認及び点検に役立っていることは評価できる。しかしながら、学生数を基礎とする経費や時間の経過による各部門の事業計画の改編等について再調整が必要となった際、予算調整の手続きが確立していないことから、予算配分後の補正に柔軟性を欠き、結果、実績との差異が生じることがある。一方、予算執行及び管理においては、2007(平成 19)年度の見直しにより、物品調達から予算執行までの手続きが明確化され、加えて検収制度の強化により適正執行を確認できるようになったことから、効率的かつ適正な予算管理ができるようになった。また、ファイルサーバー上で予算執行状況を公開することにより透明性が確保されるとともに、教職員の予算に対する意識が向上した。さらに相互牽制作用が機能することも相まって、各予算部門における予算執行においても節減への努力が見られるようになったことは、充分評価できる。しかしながら、現在のファイルサーバー上のシステムは、各予算部門の予算執行状況の管理のみに留まっており、大学全体の予算執行状況を把握するには、執行管理とは別の作業を必

要としているため時間差が生じており、今後、業務の効率化を図る必要がある。

収支構造の安定化については、支出において大きな割合を占める人件費について、2004(平成 16)年度に教員の任期制を導入したことにより、年齢構成を含む人事計画に基づく採用を行っており、教育研究活動の質を維持しつつ、経営規模に応じた弹力的な人員配置の検討が可能な環境が整いつつある。一方、収入における経常費補助金以外の補助金、いわゆる競争的資金の拡大は本学の大きな課題であり、教員に奨励する環境整備が急務であると判断している。なお、申請者については、一部の教員に偏る傾向はあるものの、2008(平成 20)年度においては、新規で 2 件申請し、1 件採択された。加えて、若手教員による企業からの受託研究費の獲得など、外部資金による研究資金調達への努力が見られるようになったことは評価できる。また、2006(平成 18)年度獲得の産官学における共同研究についても研究は継続しており、今後の発展が期待される。

中・長期的な財務計画については、教学(教育・研究)計画の実現性及びその効果を財政面で検証し数値で裏付けるものとして、本来、教学計画と同時に策定されることが望ましい。しかし、本学においては、収入予算の基礎となる学生数(入学志願者数)の振れ幅が大きいこと、また、前述のとおりここ数年、急激な社会環境や市場(学生ニーズ)の変化に適応すべく学部改組・改革が比較的短いスパンで行われていることなどから、年度単位での事業(予算)計画が策定され、執行されている。今後は、少子化に加えて福祉系大学の学生数確保が厳しさを増していることから、中(長)期的経営計画を策定し、計画的内部留保による財務基盤の強化を企図すべき段階を迎えていると判断している。

財務比率の適切性についてであるが、本学単独の消費収支計算書関係比率は良好に推移しており、収支バランスは過去 5 年間で大幅に改善している。教育研究経費比率は平均値との乖離が大きいが、これは、2004(平成 16)年度の学部改組(福祉経営学科設置・男女共学化)に伴い学生数が増加したため、帰属収入に占める割合が相対的に低下したことによる。また、他の要因として、予算申請内容が固定化・硬直化している傾向が見られるため、今後は、各年度の大学運営方針に則り、予算編成段階での十分な吟味が必要である。また、学校経営の重要な指標である帰属収支差額比率の改善は、2004(平成 16)年度の改革効果による学生生徒等納付金収入の増加によるものである。

学園全体の貸借対照表関連比率においては、消費収支差額構成比率が過去 5 年間で大きく改善したものの、なおマイナスであるため、設置校単位での財務計画(収支均衡化計画)の立案を進めるとともに、学園全体の予算編成方針の浸透及びその確実な執行が必要と考えている。

[改善方策]

本学はこれまで、年度毎の事業計画策定・執行における正確性、妥当性等の向上に注力しつつ単年度収支の均衡化を図ってきたが、今後は次なる段階として、将来の経営基盤強化を見据えた包括的な中(長)期経営計画の策定を2008(平成20)年度始動の「将来検討委員会」で着手する。

単年度の収支予算健全化については、予算編成段階における各予算部門からの予算申請に際して、より重点的・効果的な予算配分を行うために、予算委員会及び会計課によるヒアリングを2009(平成21)年度の実施に向けて検討していく。また、予算配分後における情勢の変化に対応すべく、決定予算範囲内を原則とした、予算科目流用も含む調整を行えるシステムを確立することにより、弾力的かつ有効な予算運用を目指す。

科学研究費等の競争的資金拡大に向けては、教員に対してより一層の周知徹底を図るとともに、教員の研究評価に連動した体制整備及び制度作りに取り組むなどして、その導入・促進による增收に努め、新規事業を含む教育研究活動への予算配分の拡大につなげる。受託研究や共同研究についても、規程整備などの受け入れ体制を整え、積極的に推進する計画にある。

以上のような課題に全学的に取り組み、財務基盤の安定化、健全化を進め、今後ますます社会的ニーズが高まる予見される健康福祉分野における人材育成のため、教育研究活動の質向上、活力維持に努める。

第14章 点検・評価

[到達目標]

大学の理念・目的に沿って教学・経営等が遂行されているかを検証するために以下の到達目標を設定した。

1. 適切な自己点検・評価を実施するために研修会などへの参加を通して教職員の能力向上を図る。
2. 大学の全委員会、事務部門を対象として自己点検・評価を恒常的に行うシステムの確立を図る。

[現状説明]

(1)自己点検・評価

14-1 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

本学の自己点検・評価活動は、1992(平成4)年に設置された自己点検・評価委員会に始まる。この委員会が主導する自己点検・評価は、1995(平成7)年、1996(平成8)年、1997(平成9)年、2001(平成13)年、2006(平成18)年の過去5回実施され、その都度、報告書が作成されている。そして、2006(平成18)年8月には、学校教育法第69条に規定された自己点検・評価及び認証評価に対応するために学長を委員長とする大学評価委員会が設置され、既存の自己点検・評価委員会は廃止された。また、学内に第三者評価連絡調整責任者(ALO: Accreditation Liaison Officer)専用の事務室が設置され、事務職員が配置された。このALO事務室の設置により大学評価に関する情報が一元的に管理され、それらの情報は、隨時、大学評価委員に対して配信されるようになった。大学評価委員会は、学長、副学長、学部長、学生部長、学内調整責任者として学長の指名する教授1名、学部長が推薦する教員2名及び大学事務局長によって構成されている(大学評価委員会規程第3条)。

また、大学評価委員会では、以下のような研修会・説明会に教職員を参加させ、職務に関する情報の収集及び自己点検・評価能力の向上に努めている。

- ・2006(平成18)年度大学評価担当者養成プログラム(社団法人日本私立大学連盟主催:教員1名が参加)
- ・2007(平成19)年度大学評価実務説明会(財団法人大学基準協会主催:教員3名が参加)
- ・2008(平成20)年度大学評価実務説明会(財団法人大学基準協会主催:教職員各1名が参加)

また、大学評価委員会の主催で学内の委員会委員長及び各事務部門の長に対し、自己点

検・評価報告書の執筆方法等について 2006(平成 18)年 11 月 10 日、 2007(平成 19)年 6 月 8 日、 2008 (平成 20)年 5 月 16 日に研修を行った。

14-2 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価報告書は過去 5 回作成されており、報告書の中で指摘された大学の問題点・課題などについては、担当部署がそれぞれ取り組みを行っている。しかし、それらの取り組みの成果に対する検証を行い、その検証結果に基づき大学の将来に向けた改善・改革を策定するという作業は、組織的には成されていなかった。

(2)自己点検・評価に対する学外者による検査

14-3 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

過去、 5 回実施された本学の自己点検・評価では、その報告書の作成にあたって外部識者から助言を受けるといった自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための取り組みは行われていなかった。

(3)大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

14-4 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

2006(平成 18)年度及び 2007(平成 19)年度中に文部科学省及び大学基準協会からの指摘事項及び勧告はなかった。

[点検・評価]

本章における第 1 の到達目標は、適切な自己点検・評価を実施するために研修会などへの参加を通して教職員の能力向上を図ることである。2006(平成 18)年に大学評価委員会が設置され、自己点検・評価に関する研修会などに教職員が派遣されるようになり、自己点検・評価に関する職務能力は向上したものと評価できる。また、ALO 事務室が中心となり他大学の第三者評価に関する情報が一元的に管理され、それらの情報が大学評価委員に隨時伝達される体制が取られていることも評価できる。しかし、過去 5 回に渡って作成した報告書の内容を大学の改善・改革に十分活かしてこなかったことは、反省すべき点である。これは報告書の作成が単に自己点検・評価という段階に留まり、評価から新たな計画を作

り出すという Plan・Do・See の視点が欠けていたこと、そして第 2 の到達目標に掲げた自己点検・評価を恒常的に行うシステムが形成されていなかったことが原因と考える。また、自己点検・評価の結果の客觀性・妥當性を確保するためには、報告書を作成する過程および作成された報告書に対して、外部からの評価(意見)を受けることが望ましいが、このことが実施されてこなかったことは改善を要する。

[改善方策]

2007(平成 19)年 7 月 13 日に開催された大学評価委員会において、自己点検・評価に基づいた大学改善の手順案が提案された。この案では、年度末までに各委員会・事務部門が「評価・改善計画」を立案し、次年度の 4 月に各委員会および事務部門の責任者(委員長・課長)による年間計画の発表・調整を行う会議を開催する。そして、年度末に計画案の達成状況のデータを大学評価委員会に提出するというものである。2008(平成 20)年度中に本案の細部を検討し、2009(平成 21)年度からの実施を目指している。

また、本学の大学評価委員会規程には、その第 4 条の 5 において「委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決には加わらない。」という規程がある。今後はこの規程を運用し適宜外部識者を含む第三者の意見などを聞きながら自己点検・評価報告書を作成していく。

第15章 情報公開・説明責任

[到達目標]

本学の運営と諸活動が社会に正しく理解されることを目的として以下の到達目標を設定した。

1. 大学の財政内容を公開し、社会に対する説明責任を果たす。
2. 大学の点検・評価結果の公開方法についての改善を図る。

[現状説明]

(1) 財務公開

15-1 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

学校法人は、その公共性、社会性から在学生やその保護者をはじめとする関係者に対し、積極的かつ透明性ある情報公開を行い、アカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくことが求められている。本学園においては、私立学校法第47条第2項の規定により、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の閲覧に関し、「学校法人聖カタリナ学園財務書類閲覧規程」を定め、係る書類を作成し、閲覧に供している。閲覧要領は以下のとおりである。

閲覧要領

閲覧請求権者	学校法人聖カタリナ学園が設置する大学、短期大学及び高等学校に在学する学生生徒及びその保護者並びに幼稚園に在園する園児の保護者 学校法人聖カタリナ学園と雇用契約にある者　その他学校法人聖カタリナ学園との間で法律上の権利義務関係を有する者
閲覧場所	・愛媛地区：学校法人聖カタリナ学園法人本部事務局 ・京都地区：京都聖カタリナ高等学校 ・愛知地区：光ヶ丘女子高等学校
閲覧時間	午前9時30分から午後4時30分までとする。 ただし、正午から午後1時までを除く。
閲覧所の休業日	日曜日及び土曜日　国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月4日までの日　学園創立記念日(4月29日) 国又は学園が臨時に定める日
閲覧手続き	本人確認書類を担当者に提示するとともに、閲覧申請書に住所、氏名、閲覧しようとする書類、その他必要な事項を記入し、担当者に提出する。

また、2006(平成18)年度からは、より積極的な情報公開として、大学ホームページに資料請求要領を掲載し、請求者に対して係る資料を郵送により提供するシステムを取り入れ、情報公開に努めた。さらに、2007(平成19)年度には情報公開に関する説明責任の重要性について学園教職員の意識統一を図るため、理事長が理事会で説明し、全設置校に周知した。また、ホームページ上に公開すべき項目・内容等については各設置校からの意見の調整も行って準備を進めた。このような段階を経て、2008(平成20)年6月からは学園ホームページ上に以下の情報の公開を開始したが、単なる数的情報の提供に終始することなく、本学園の事業内容への理解の一助となるよう視覚情報も取り入れるなど工夫に努めた。

- 1)2007(平成19)年度事業報告書
(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財務状況の解説を含む)
- 2)2007(平成19)年度学校法人聖カタリナ学園決算概要
- 3)財産目録総括表(2008(平成20)年3月31日現在)
- 4)2007(平成19)年度監事監査報告書
- 5)2008(平成20)年度学生数

なお、聖カタリナ大学及び短期大学部においては、学生・保護者・教職員・関係校等へ配布される「学報」(年2回5月・12月発行)に、決算報告として計算書類3表(資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表)を掲載し、学校会計に関する解説コメントを付記するなどして分かりやすい情報公開に努めている。

(2)情報公開請求への対応

15-2 情報公開請求への対応状況とその適切性

2006(平成18)、2007(平成19)年度においては、情報公開の請求はなかった。請求があつた場合は、「学校法人聖カタリナ学園財務書類閲覧規程」に則り対応することにしている。

(3)点検・評価結果の発信

15-3 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

自己点検・評価は、過去1995(平成7)年、1996(平成8)年、1997(平成9)年、2001(平成13)年、2007(平成19)年の5回実施している。そのうち、大学等の外部機関に報告書を送付したのは、2001(平成13)年に実施された自己点検・評価「現状と課題 - 自己点検・評価報告書(2001)」および2007(平成19)年に実施された「平成18年度自己点検・評価報告書 - 改革の成果 - 」の2回である。表15-3-1は、2007(平成19)年に作成された報告書の配布先である。表に示されるように、本学が所在する愛媛県外の大学にも173冊送付してい

る。この173校は、主に本学と同系統の福祉系大学および本学と紀要を交換している大学が中心となっている。また、この2007(平成19)年に作成された報告書は全教職員に配布され、本学図書館において来館者(学生等)の閲覧が可能となっている。

表15-3-1 自己点検・評価報告書「平成18年度 自己点検・評価報告書 - 改革の成果 - 」配布状況

配 布 先	配布数
日本カトリック大学連盟加盟校	18
愛媛県内の大学	4
愛媛県外の大学	173
文部科学省(高等教育局大学振興課私学部私学助成課)	2
財団法人大学基準協会	1
その他	2
合計	200

15-4 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学では、開学以来、外部機関による大学評価を実施していない。

[点検・評価]

本章における第1の到達目標は、大学の財政内容を公開し、社会に対する説明責任を果たすことである。本学園では私立学校法第47条第2項の趣旨に沿って、印刷媒体、大学ホームページ等を用いて、積極的に情報公開を行っており、社会に対する説明責任を果たしているものと考える。第2の到達目標は、大学の点検・評価結果の公開方法についての改善を図ることである。本学では、2007(平成19)年発行の自己点検・評価報告書を上述のように200の機関に配布した。2001(平成13)年発行の自己点検・評価報告書の配布先は、合計130力所であり、配布先は増加している。また、報告書を本学全教職員に配布したことは、大学に対する自己点検意識を向上させる上で好ましいと考える。さらに本学図書館で報告書の閲覧を行っていることは、情報開示の観点からも評価できる。しかし、自己点検・評価報告書を印刷媒体で提供することは、閲覧者が制約されるなどの問題があり、改善を要する。

また、本学では過去5回、自己点検・評価報告書を作成してきたが(15-3参照)、外部(第三者)による評価を一度も受けてこなかったことは、反省すべき点である。

[改善の方策]

本学は、2009(平成 21)年度に財団法人大学基準協会による第三者評価を受ける予定である。大学の認証を受けた後、本報告書を本学のホームページへ全文掲載する予定である。

終 章

本学の教育研究活動、教員組織及び事務組織、管理運営ならびに施設・設備の状況について財団法人大学基準協会の示す主要点検・評価項目に従い言及してきた。終章においては本学の自己点検・評価を総括し、それを踏まえて大学が喫緊に取り組むべき課題等についてふれておきたい。

(1) 本学の自己点検・評価の総括

聖カタリナ大学は1988(昭和63)年に開学 2003(平成15)年度まで聖カタリナ女子大学としてから、20年にわたって聖ドミニコ修道会の精神とキリスト教のヒューマニズムに基づいて優れた人材を教育し、社会に大きな貢献を果たしてきた。

本学の建学の精神「愛と真理」は聖ドミニコ修道会の真理探究への希求とキリスト教的愛の実践から得ている。この愛と真理に満ちた豊かな人格を形成することこそが本学の目指している目標である。本学の教育理念はキリスト教的人間観を基礎に学訓として「誠実・高邁・奉仕」を掲げて、「まじめに、高い志をもって、他者や社会に尽くす」人材の養成に努めることにある。その理念・目的に基づいて本学では福祉系大学としての人格の完成を目指して、知識を教授し、知的応用能力が展開できる人材を養成している。

教育研究組織については、本学の建学の精神や教育理念の具現化を目指して、それまでの福祉と経営の融合を掲げた社会福祉学部を人間健康福祉学部に改組し、人間の健康と福祉を追及する健康福祉社会づくりに貢献できる人材を社会福祉学科と健康福祉マネジメント学科を設置して養成している。さらに、附置機関として本学教員はもとより学識経験者を客員所員として委嘱し活動するキリスト教研究所と人間文化研究所、それに学術情報を発信する図書館を置いている。また、本学の教育研究の理念・目的であるキリスト教的人間観を基本に据えて、教育活動を広く学外の機関や団体と連携し実践するボランティアセンターを設置したことで、地域社会から高い評価を受けている。

次に学部教育課程の教育内容・方法であるが、目まぐるしく変化する大学を取り巻く環境や学生のニーズに対応して、本学はこれまでにも定期的にカリキュラムの見直しや教育方法の改善等を実施してきた。しかし、学生の基礎学力低下、福祉サービスの一般化、地域化、多元化による多様な福祉人材の養成など、大学に対する社会的要請が強まる中、本学においてはそれを積極的に受け止め、教育内容・方法の改善などを行ってきた。つまり、健康福祉社会づくりに幅広く貢献する人材を養成することを教育目的として 2008(平成20)年にスタートした「人間健康福祉学部」への改組がそれである。

こうした教育内容・方法の改善は、入学期前教育と大学導入教育の重視、学生の進路に対しての動機づけ教育、教育効果を高めるための少人数授業編成、授業改善を促進する取り組み、必修・選択科目の適切な配分などのカリキュラム編成などであった。勿論、今後も

教育効果の検証を行いながら、教育内容・方法等の改善を行う予定である。また、国際交流については、その交流基盤についての整備は進んでいるものの、短期プログラムへの一部学生の参加、韓国平澤大学校との日韓福祉フォーラムを除けば、国際提携大学との間での学生や教員の本格的な教育研究上の交流を実施するには至っていない。

学生の受け入れに関しては、公正、適正に幅広く受け入れを行い、入学志願者の能力、意欲、関心等を多面的に評価する入学試験を実施し、多様な学生の受け入れを行ってきた。2004(平成16)年度以降、社会環境の変化に対応した学部と学科の再編、時代の変化に対応した募集体制と入試制度の強化、カリキュラムの見直し等によって入学者の増加をもたらし一定の成果をあげてきた。このような学生受け入れの努力は今後も継続するが、2008(平成20)年度入試に導入したA0入試を拡充し、高校1,2年生及び保護者対象の大学説明会を実施して適正な学生確保に努めている。また、在学生の留年対策の強化を実施しながら在学途中での退学者を最小限に抑え、学生の流出を防ぐことに努めている。

次に学生生活であるが、充実した学生生活を送るために、本学においては学生生活の充実とキャリア支援の整備と支援を行っている。学生生活の充実については、学内外の奨学制度等による経済支援を積極的に受け入れて学業の継続を支援している。特に学業、スポーツ活動において優秀な学生や家計急変の学生及び私費外国人留学生に対する本学独自の支援を充実させている。学生の健康相談等については、2008(平成20)年度、保健室がヘルスプロモーションセンター内のヘルスエリアに移設され、その対応が改善された。また、学生の多様な相談に対応し、学内外の資源活用による援助を目指して、2008(平成20)年度よりスクールソーシャルワーカーを配置したことは評価できる。ハラスメント防止については毎年度初めに「セクシャル・ハラスメントを起こさないために」のリーフレットを学生と教職員に配付し、その啓蒙を図っている。学生との意見交換会は「学長と学生の懇談会」「課外活動協議会」等があり、そこで寄せられた学生からの要望や意見を積極的に取り入れ改善や調整を図っていることは評価できる。

一方、キャリア支援の整備と支援については、就職活動支援と国家試験等の対策が挙げられる。就職活動支援は1年次入学直後から就職ガイダンスを実施して、就職への心構えを持たせるようにしている。学生は4年生までに模擬面接、就職情報サイト活用講座、一般企業適性検査、公務員ガイダンス等、24回のプログラムが受講できるようになっており、学生個々へのきめ細かい支援を行っている。次に国家試験等の対策であるが、社会福祉士と精神保健福祉士に関しては外部機関による対策講座と本学教員による対策講座を実施している。なお、簿記検定に関しては講座への学生の参加率と合格率を高めることが今後の課題と言える。

研究活動と研究環境に関して、本学専任教員の研究活動は一部教員を除きおおむね積極的に行われている。論文等研究成果の発表については、個人研究を中心に活発な研究活動が展開されて学士課程教育への反映がなされている。課題としては個人研究の推進とともに共同研究を発展させ、科学研究費等の競争的外部資金の獲得を促進することである。共

同研究の発展に関しては学内の共同研究費制度の創設などによって、組織的に支援する体制を強化していく。研究環境については個人研究費等の助成、個別研究室の整備、研究時間の確保、研修機会の確保等、おおむね良好な環境を整備してきている。しかし、長期研修については確保できていない面があり、今後改善の余地があると考えている。

次に社会貢献であるが、本学は福祉系大学であることから、ボランティアや地域貢献といった活動や事業に積極的に取り組んでいる。松山市社会福祉協議会との共催による高齢者に生涯学習を提供する「まつやまシニアカレッジ」をはじめ、障がい者団体や本学学生ボランティアセンターと松山市ボランティアセンターとの交流、学部や研究所主催のフォーラムの開催、西日本屈指のパイオルガンを設置する聖カタリナホールの開放等、地域と大学との結びつきを強化してきた。こうした活動をさらに発展強化するために、2005(平成 17)年度からは産官学共同研究事業として、飲料メーカーの容器デザインの開発、高齢者用シニアカーの開発、ユニバーサルデザインフード開発研究等、地域と一体となつた地域活性化への一翼を担つて地域社会から高く評価されている。このような社会貢献に加えて、行政が設置する審議会委員、各種委員会委員や協議会委員、講演、研修会講師等、個人レベルでの社会貢献活動も積極的に行われている。しかし、本学の専門性を生かした研究成果をさらに地域住民や社会に還元させるためには、一層全学的な支援体制を整備強化していかねばならない。

本学の教員組織については到達目標の達成に必要な規模と質を基本的に充足していく、専門科目と本学が掲げる少人数教育には専任教員を優先的に配置してきた。しかし、今後の教員採用に当たっては教授能力と研究能力双方のバランスのとれた質の高い教員を人事委員会が中心となって採用する必要がある。さらに新カリキュラムのスタートに伴って、今後大幅に開講科目数が増加する過渡期に入るため、効率的配置を心がけながら専任教員の年齢構成や専任教員と兼任教員のバランスの適正化を注視していく。こうした課題を改善しながら、今後も教育サービスの更なる向上を目指して教員組織の質的充実を図っていく。

一方、事務組織は教学組織と情報・知識・意識を共有し、協働して業務に取り組んできた。この協働の精神はあらゆる場面で顕著に見受けられ、両者の有機的一体性は確保されている。事務組織は教学組織の意思決定が適切に機能するように支援業務を行っているが、業務が多方面に拡大し、その内容も複雑高度化している中で、中・長期的視野に立った企画や提案まで至らない状況にあるのが現状である。この状況に対処するために事務業務を効率化するための組織整備と事務職員の業務能力を向上させるための自己研鑽、研修を強化する。

本学の施設・設備等に関しては 1988(昭和 63)年の開学時に取得した校地を整備してきた。その後 1994(平成 6)年には学部 2 号館、1997(平成 9)には記念体育館等の校舎施設を設置した。これらは大学設置基準の校地面積及び校舎面積を充足しているが、学部の専用ではなく短期大学部との共用となっている。また学部、学科の改組に伴い、2000(平成 12)年度

には介護福祉専攻の実習設備を学部2号館に設置し、2008(平成20)年度には健康スポーツマネジメント専攻の教育研究活動拠点として、記念体育館のピロティ部分にトレーニングスタジオ、フィットネススタジオ等を完備した施設を開設した。教育研究環境の整備については、教育用情報機器(コンピュータ実習室)の整備、AV装置を含んだ固定式液晶プロジェクタ完備の教室の整備等、教育施設・設備の高度化に対応するには不十分であり、今後順次整備していく。施設・設備面における障がい者への配慮については、学内のバリアフリー化を継続的に推進してきたが、障がい学生のニーズは個別的であることから、すべての学生のニーズに十分に対応できていない面もある。したがって、今後も、個々の学生の意見や要望に耳を傾けながら、あらゆる障がい学生に配慮した施設設備を計画的に整備していく。

本学の図書館は学部学科の教育研究活動を支援するため適切に運営されてきた。2008(平成20)年3月末時点での蔵書数は約12.5万冊となっている。現在の図書館は1988(昭和63)年の開学時に竣工したもので、収容可能冊数11万冊、座席数172席である。このため書架、書庫スペースが狭く、狭隘化が問題となっている。開館時間については19時(月曜日から金曜日)までの延長、土曜日と長期休暇中は17時までで、学生等が利用しやすい運用を行っている。また地域に開かれた図書館として、2009(平成21)年度から一般開放を予定しており、利用者の増大が見込まれる。今後は本学の教育目標に対応した体系的選書を一層強化し、また電子ジャーナル及びデータベースサービスなどを積極的に推進する。

次に管理運営についてであるが、本学は一学部の大学であるため、教授会が全学的教學の意思決定の最高機関として責任ある役割を果たしている。またこの教授会の下で各学科や各種委員会が教學面での重要事項を審議し、管理運営に関わる意思決定の機能を果たしている。ただ、学内規程等の細則に関しては不備な点もあることから、継続して整備を進める。教員の採用、昇任などを審議する選考教授会は適切に機能していて問題はない。

学長は、キリスト教的的理念に基づく建学の精神に立脚しながら広範多種な職務を指導統括するとともに、学園理事として、また教學組織の責任者として、理事会との密接な信頼関係のもと経営に参画し、本学の躍進の推進力となってきた。このため理事会と教學組織との関係は深い信頼関係が築かれており、その連携協力関係は良好である。しかし、大学を取り巻く環境が厳しくなる中、社会福祉学部から人間健康福祉学部へ移行が完了する2011(平成23)年度まで引き続き民主的組織運営体制の確立に向けて、絶えず検証しながら注視していく。

財政基盤に関しては、一時期入学定員を大幅に割り財政的に苦しい状況にあったが、この間に教職員が一丸となって努力したことによって健全財政を維持できるようになってきた。しかし、今後の学生生徒等納付金収入の安定的確保には相当の困難が予想されるため、将来の経営基盤強化を見据えた中・長期経営計画の策定を将来検討委員会で着手し、一層健全な財政の維持に努めなければならない。更なる施設・設備の充実や教育研究の充実のためには、安定した財政基盤の確立を図ることが不可欠である。財政計画としては今後教

学計画との結合が強化された将来検討委員会と連携して実施する。

情報公開については、学園のホームページ上と年2回発行の「学報」に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表等を掲載し、学生・保護者・教職員はもとより、社会に対する説明責任を果たせる体制を構築している。なお、2007(平成19)年発行の自己点検・評価報告書は大学等外部関係機関200カ所と本学教職員に配布され、学生など本学図書館への来館者には報告書の閲覧を可能にして開示責任を果たしているものと評価している。

自己点検・評価活動の重要性については早くから認識をして取り組んできた。1992(平成4)年度に「聖カタリナ女子大学・同短期大学自己点検・評価委員会規程」を制定して作業を開始したが、1995(平成7)年度からは、年度毎に「自己点検・評価委員会」を組織し、その活動を恒常的に行ってきました。2006(平成18)年度以降においては2009(平成21)年度に大学基準協会の大学認証評価を受けるために学内の自己点検・評価体制を一層強化してきた。つまり大学評価委員会のもと、全学をあげて各項目ごとに最も関係の深い委員会や教職員を配置し、そこで作成された原稿を評価委員会で検討し再度書き直しを要請するなど、その連携を密にしながら作成したのが本報告書である。今後、この報告書に示された「点検・評価」と「改善方策」を次期評価委員会と連動させ検証していくためには、点検・評価結果を確実に改善・改革に結びつけるための中・長期経営計画(将来検討委員会等)と連携していく。

(2)大学教育の改善・改革の諸方策

今回実施した自己点検・評価活動は、全体を通して本学の理念・目的・教育目標にふさわしい教育研究組織になっているか、また、それらが十分に機能しているかを絶えず検証しながら進めてきた。この達成目標は、既に記述してきたように基本的には達成されている。各項目の「到達目標」「現状説明」「点検・評価」「改善方策」の中には不十分な点もあるが、現状認識と改善の意思は概ね示されている。その改善の一つが2008(平成20)年度スタートの新学部「人間健康福祉学部」であった。しかし、総括的に見て、今後も絶えず検証しながら改善・改革を実施していくなければならない課題もあることから、次に大学として喫緊に取り組まなければならない主な課題についてふれておきたい。

本学の新しいカリキュラムの特色は、学外における現場実習や演習など、実習・演習系の専門科目を特に重視した点にある。この体制によって、学生に学科専攻の魅力をより実感させて教育効果を一層引き上げることができる。この体制を強化していくために、実習・演習担当事務職員を2009(平成21)年4月に配置する。さらに本学が掲げている少人数教育を継続させることも課題であるが、新カリキュラムのスタートに伴って、今後大幅に開講科目数が増加する過渡期に入るため、専任教員の年齢構成や専任教員と兼任教員のバランスの調整を図りながら、少人数教育を充実させる効率的配置を絶えず検証していく。

研究活動の課題としては、個人研究の推進とともに共同研究を発展させ、また科学研究

費等の競争的外部資金の獲得を促進することである。共同研究は附置研究所との連携や外部資金を活用した共同研究を促進させ、本学の教育研究目標にそって組織的支援体制を強化し絶えず見直さなければならない。

次に健全財政の維持については、学生の受け入れ努力による財政維持は当然であるが今後学生生徒等納付金収入の安定的確保には相当の困難が予想されるため、将来の経営基盤強化を見据えた中・長期経営計画の策定を早急に将来検討委員会で着手し、一層健全な財政の維持に努め、更なる安定した財政基盤の確立を図る。

2008(平成20)年7月、教育基本法に基づき政府として初めて策定した「教育振興基本計画」が閣議決定された。この決定の内容は今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策として「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」人材を育成することと記されている。この基本計画に示されている 社会の信頼に応える学士課程教育の実現、 世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成、 大学の国際化、 国公私立大学等の連携を通じた地域振興、 大学の質の向上・保証、 大学の教育研究を支える基盤強化について、本学においては関係する各種委員会や各部署において積極的に取り込み、政府が進める「教育立国」の実現に向けて推進させていく。

(3) 今後の展望

最後に、本学の教職員は教学と学務に対して常に責任をもって取り組んできたが、評価項目によっては大学として絶えず改善・改革を推進しなければならない項目もあった。そこで経営と教学の一体化を図るためにも、今後は理事会と教授会の連携を強化しながら、時代と社会が求める大学づくりを確立する必要が生じてきた。その将来展望として、2008(平成20)年7月に将来検討委員会を設置した。

日本社会は超高齢社会の到来により、今後健康福祉分野において優秀な人材の育成が急務となっている。そのため、本学においても健康福祉社会づくりに貢献できる人材の養成を早急に図っていく。この使命を果たすために、教育の更なる質の向上に努めると同時に、新しい学科と大学院を設置する方向で検討を進めている。すなわち、大学と本学短期大学部、そして松山市内に設置する聖カタリナ女子高等学校とが連携した準備委員会(高大連携)を設けて強力に推進する将来検討委員会の提案を、2008(平成20)年11月29日の理事会において決定した。この準備委員会の発足によって、大学の喫緊の課題も、学園全体の課題や将来像と連動させながら検討する体制が構築できたものと考える。